

近代日本における捕虜

——日清、日露戦争と第一次世界大戦における

捕虜取扱いの比較研究——

森
雄
司

目次

序章

一 日清戦争期

(一) 日清戦争以前の捕虜

(二) 日清戦争における捕虜

(三) 名古屋における清国人捕虜

二 日露戦争期

(一) 日本における日露戦争期の国際法

(二) 日露戦争における捕虜

(三) 名古屋におけるロシア人捕虜

三 第一次世界大戦期

(一) 戦間期の戦時国際法の発展と第一次世界大戦の国際法違反

(二) 日本におけるドイツ・オーストリア人捕虜

(三) 名古屋におけるドイツ・オーストリア人捕虜

終章

脚注一覧

参考文献

序章

明治から大正における、日清、日露戦争と第一次世界大戦では、日本が、敵国の捕虜を国際法にのっとり扱い、時には国際法以上の待遇を与えたのは、様々な研究であきらかにされている。捕虜に関する代表的研究としては、まず長谷川伸の『日本捕虜記』と才神時雄の『松山収容所』¹⁾があげられる。特に才神氏の研究は、日清、日露戦争時と第一次世界大戦時の松山収容所における捕虜の動向と、その受入先の収容所附近の人々の反応と捕虜の交流、その捕虜がもたらした「捕虜景気」とも呼べる経済効果があったことを明らかにした。ただし、才神氏の研究では、捕虜を国際法に則り扱ったのを明らかにしたが、不十分なところがあった。それは捕虜の厚遇の記述に重きが置かれていたが、捕虜を受け入れた日本人の反応において、プラスの面の記述に止まり、マイナスの面まで検討されていない事であった。日清戦争期の捕虜についてのまとまった研究は管見のかぎりでは無い。捕虜は日清戦争研究の一部分で扱われているに過ぎない。そのため日露戦争、第一次世界大戦の捕虜研究に比べ手薄である。

次の、日露戦争期の、松山収容所以外の研究では、習志野収容所についての研究である宇野武彦「習志野のロシア捕虜収容所」(現在習志野市のホームページで閲覧可能)や豊橋収容所を扱った近藤恒次「豊橋ロシア人俘虜所始末」(『愛知大学総合郷土研究所紀要』第二三輯所収)、名古屋、豊橋収容所を扱った堀田慎一郎「日露戦争のロシア軍捕虜と愛知県」²⁾(『愛知県史研究』第八号所収)日露戦争期の国内の全収容所の概観を描いた鈴木敏夫『日本国内に収容所にいたロシア軍俘虜』などが挙げられる。これらの研究では、主に当時発行されていた新聞紙に依拠しながら、先述した研究の不備を補っている。すなわち、捕虜の厚遇に対する、人々の反応についてである。具体的に述べると、上に挙げた研究では、ロシア人捕虜将校の遊郭遊びによる民衆の反発と、捕虜の扱いに対する当局の対応に対する批

判が生じたことを明らかにした。

日露戦争期の日本人捕虜については、才神時雄『メドヴェーシ村の日本人墓標』にて詳らかになっている。他には、日本人捕虜とロシア人捕虜の概括的研究である広瀬健夫「日露戦争における日本兵捕虜についての一考察」（『人文科学論集』第二二号所収）などがある。ここでは、日本に帰還した日本人の捕虜に対する対応などが論じられ、昭和期ほど捕虜をタブー視する傾向が強まっていないことを指摘した。つまり、日本人捕虜の存在を『官報』や新聞紙などで掲載し、捕虜になることを一概に否定していない部分があり、他方では、捕虜が帰国すると、郷土で村八分となった例も紹介している。

第一次世界大戦期の捕虜の論考を挙げてみる。林啓介『板東俘虜収容所―第九交響曲のルート―』は板東俘虜収容所について概観し、外国人が外国から見た実証的研究としてC・バーディック、U・メースナー著、林啓介訳『板東ドイツ人捕虜物語』、板東収容所内で発行されていた、ドイツ人捕虜による新聞紙「デイ・バラック」、松山収容所と同じく捕虜の手によって発行された「陣営の火」を利用した富田弘『板東収容所―日独戦争と在日ドイツ俘虜―』などである。これらの研究でも、捕虜を国際法にのっとり扱ったことを論じている。

この時期のその他の収容所の研究として久留米市教育委員会『久留米収容所』、習志野市教育委員会『ドイツ兵と習志野』、高橋輝和「米国外使館員の丸亀俘虜収容所調査報告」（『岡山大学文学部紀要』第三九号所収）³挙げられるが、日露戦争期の松山収容所や板東収容所の研究に比べると少ない。第一次世界大戦の捕虜収容所は全国に最大で一二箇所存在したが、日露戦争の捕虜収容所は全国に二九箇所存在した。

思うに、研究の偏りは、史料的な制約が大きな原因である。上記の研究以外のなされていない部分の地域は有力な史料が発見されていないからだろう。日露戦争のときの松山収容所の研究、第一次世界大戦のときの板東収容所の研

究のように研究の範囲は一つの地方の収容所に偏っている。ともあれ、先に挙げたこれら明治、大正期の捕虜を問題として扱った論考では、日本全国の収容された捕虜をカバーしていないものの、捕虜を国際法にのっとり扱ったとしている。しかし、そうであっても、他の収容所の研究無くして日本における捕虜はどうであったか語れない部分がある。その為、小論は、未だ研究が手薄な名古屋収容所を題材とする。

さて、昭和に入ると捕虜取扱の様相はかわってくる。満州事変にはじまり、太平洋戦争に及ぶ一五年間において、日本は数々の国際法違反を犯した。戦後連合国の軍事裁判に起訴された軍人軍属及び民間人は五四七二名にのぼる。^④太平洋戦争中、日本軍は一六万七九三〇名の欧米人を捕虜として国内と海外の一七箇所の収容所に収容したが、うち三万八一三五名が病氣、その他の理由で死亡した。^⑤米軍と英軍だけで一三万二一三四名が捕虜となり、このうち三五七五六名が死亡した。ドイツとイタリアに捕獲された捕虜の死亡率が四パーセントだったのに対し、日本においては、死亡率二七パーセントと異常とも言えるべき数値を出している。^⑥この時期には、国際法の知識をもちあわせていなかった将校、兵士がいた。^⑦だが、一方で人々には明治と大正期のかつての日本国内にいた捕虜についての記憶があったはずである。

たとえば、太平洋戦争後、第一次世界大戦期のドイツ人捕虜が収容された「板東俘虜収容所」（現徳島県鳴門市）についての記憶が土地の人々に存在していた。棟田博の『日本人とドイツ人』では、太平洋戦争のちに土地の人々はその地で没したドイツ人墓地の墓守をするようになった。ドイツ人の墓地の存在はいっ頃から忘れ去られていたために、荒れ放題となっており、たまたまそれを発見していた住民が墓守をするようになったのが、昭和三五年に在日ドイツ大使館に伝わり、そこから、収容されていた元捕虜との交流が始まったという。

土地の古老たちが、元捕虜との手紙のやりとり、元捕虜の来日の様子、当時の捕虜との思い出を語ったくんだり棟

田氏の著作に見られる。このように、捕虜がいたという記憶は、個人の中での記憶には存在するが、ドイツ人捕虜の墓が荒れていたことは、ある時期から存在を忘るか、見ないふりをしていたと言え、ある意味では公的な空間で捕虜の存在は抹殺されていたと言える。そして、明治の戦争では日本兵が捕虜になることは決して名誉ではなかったが、それが許されていた。だが、昭和期には戦場で日本兵が捕虜になる選択肢を失い玉碎に追いやられた。

何故に捕虜の厚遇から、虐待につながったのか。これについて、様々な研究によりその要因が明らかとされている。小菅信子「太平洋戦争下日本軍による捕虜虐待に関する史的背景に関する一考察」(『上智史学』第三七号所収)、大山梓「東京裁判と捕虜虐待」(『国際法外交雑誌』第八二巻第一号所収)、中井晶夫「日本の非軍国主義化とドイツの非ナチ化」(加藤周一編『第二次世界大戦と現代』所収)、神田文人「第一次世界大戦前の日本の俘虜処遇とその転換」(『横浜私立大学論集』第四五巻第一号所収)などである。これらの論考をまとめると、①膨大な捕虜の捕獲数、②利益保護国並びに国際赤十字などによる視察や救恤の制限、③戦局の悪化、④日本陸軍の非降服主義のさらなる徹底などを要因と指摘している。

捕虜を蔑視する日本人の捕虜観についての研究は、秦郁彦の『日本人捕虜』がある。同研究は日清戦争以降の捕虜となった日本人帰還兵を例にして、帰還兵を各戦争ごとに地域や軍隊がどのように受け入れていたのかを検討し、捕虜を厚遇したという明治期にも捕虜蔑視の風潮はすでに民間で発生していたことを指摘する。そして、捕虜を恥と感ずる日本人の捕虜観は個人レベルで成立し、やがて軍全体に広がっていったと結論づけた。

以上の如く、小論の目的を述べるに先立ち先行研究を整理した。小論は、空白になっている地方の捕虜収容所の一端を明らかにするとともに、各戦争における軍と名古屋収容所での捕虜の取扱いを比較したい。断片的にひとつの戦争における、捕虜の取り扱いに関する研究は、先述した堀田氏などの研究などが存在するが、小論では、各戦争にお

ける捕虜の取扱いの差を比較し、时期的に、日本において捕虜がどのように捉えられてきたのかという変遷を追う。ただ、日本における捕虜取扱の変遷については、先述した秦氏の研究があるが、それは検討の対象として、日本人帰還兵の処遇についてである。小論では、敵国捕虜の取扱いの変遷を、見てゆくこととする。

なお、「俘虜」と「捕虜」の語句の意味は同じである。「俘虜」なる語句は現在、一般的に使用されていないが、明治、大正年間と昭和の戦前期の公文書や新聞紙では「捕虜」という語句とともに併用されている。史料の引用では、原文のまま使用する。それ以外の本文では「捕虜」を使用する。

一 日清戦争期

(一) 日清戦争以前の捕虜

一八六七年、徳川幕府の大政奉還により江戸時代が幕を閉じると、新たな時代である明治時代が始まった。明治となると、様々な政治、社会の激変により、日本国内において若干の騒擾がおきた。主なものを挙げてみると、一八六八年の戊辰戦争、一八七七年の士族最大の乱、西南戦争などである。

戊辰戦争では、会津鶴ヶ城の戦いのように苛烈な処分を下した場合や、榎本武揚らがこもった五稜郭の戦いのように苛烈な処分をしなかった例もある。会津の戦いでは、周知の通り、「拳藩島流し」と言われるように、藩士を犯罪者として扱い降伏後に石高三十万石の会津から、石高一万石（実質、七千石）の下北半島北端の一隅に移され藩士は塗炭の苦しみを味わった。後に陸軍大将にまでなった柴五郎は少年時代を下北半島の一隅で過ごした。そこで会津藩

士は食糧難に苦しみ、柴は死んだ犬の死体までも食糧にしていた。ところが、犬の肉が喉につかえて吐気を催したところ、父親より叱責をうけた。

「武士の子たることを忘れしか。戦場にありて兵糧なければ、犬猫なりともこれを喰らいて戦うものぞ。ことに今回は賊軍に追われて辺地にきたれるなり。会津の武士ども餓死して果てたるよと、下郎どもに笑わるるは、のちの世までの恥辱なり。ここは戦場なるぞ、会津の国辱雪ぐまでは戦場なるぞ」⁸⁾

また、戦死者の扱いも、過酷であった。星亮一『会津落城』によると、政府軍は会津藩戦死者を犯罪者として扱い遺体の埋葬を許可しなかった。遺体は野犬、狸、狐等に食い散らかされ、腐乱して、一部は白骨化した。それに反し、政府軍の戦死者には会津城下の融通寺に墓地が設けられた。結局、会津藩士の埋葬は、明治元年（一八六八）九月の降伏以来、翌明治二年（一八六九）五月まで待たねばならなかった。その埋葬数は、一五〇〇名とも二〇〇〇名ともいわれたというが、現在でも、犠牲者の数は判然しない。

一方、箱館戦争では、先程に述べた通り会津藩のような処置は採られなかった。なお、この戦いで榎本武揚は、箱館戦争において、各国に交戦団体の承認を求め、諸外国に局外中を要求するなど、近代日本において国際法を実地に適用した人物として有名である。⁹⁾ 明治二年（一八六九）一〇月、榎本軍が宮古湾攻撃のさなかにだした軍律の中には、「敵の首級は取るに及ばざること」や「民家乱暴は死罪のこと」などといった内容のものもあり、¹⁰⁾ 当時の慣習戦時国

際法を採り入れていた。同年五月、政府軍参謀の黒田清隆は、旧幕府軍の医師ですでに官軍占領下の箱館病院院長高松凌雲らに、五稜郭にこもる榎本武揚らとの周旋を依頼した。高松は病院の事務をしていた会津藩士小野権之丞とともに「観降書」を榎本らにおくった。結局、この勧降を榎本は拒絶したものの、その謝礼として、かつて榎本が欧州留学時代にフランス人オルトランが海上における国際法と外交関係について著された一書（蘭訳）を受領し、さらにこれを和訳し『ヨルトラン氏万国海律全書』としたものを送り政府軍に届させた。黒田はさらに、降伏を勧め、『海律全書』の謝礼に「郭中一統へも御振分されたい」と鮭五尾と酒五樽を送り、その守備を称え、そのうえ、糧食、弾薬の提供までも申し出たのである。^①戦争の結果、政府軍三五〇〇人、旧幕府軍四七〇〇人が戦死を遂げ政府軍の勝利に終り、榎本ら、旧幕府軍の首脳は降伏し助命された。政府は、これら降伏したものを寛大に扱い、榎本は後に海軍大臣、逓信大臣などの要職に就いた。同じく、旧幕府軍の大鳥圭介も後に清国駐劄公使、朝鮮駐劄公使、枢密顧問官をつとめたのである。

明治一〇年（一八七七）の西南戦争においては、政府軍死傷者一六〇〇〇人、薩摩軍死傷者二〇〇〇〇人も犠牲が生じた。この戦争において、特筆すべき事は、のちの「日本赤十字社」の前進団体たる「博愛社」が創立されたことであろう。博愛社は、元老院議員、佐野常民と大給恒の両名を中心に創立された。両名は、同年四月、右大臣岩倉具視あてに、連名の設立願書及び、博愛社社則を提出した。博愛社という名称は、中国の唐代の詩文家である韓愈の『原道』の冒頭にある「博愛之謂仁」（博愛之を仁と謂う）から採ったとされる。『原道』は韓愈の代表的な文章で、冒頭に仁義の解説をしている。^②設立願書は、「海陸軍医長官ノ指揮ヲ奉シテ官兵ノ傷者ヲ救済致シ」且つ、「暴徒ノ死傷ハ官兵ニ倍スルノミナラス、救護ノ方法モ相整ハサルハ言ヲ俟タス、往々傷者ヲ山野ニ委シ雨露ニ暴シテ収ムル能ハサル哉ノ由、此輩ノ如キ大義ヲ誤リ王師ニ敵スト雖モ皇国ノ人民タリ、皇家ノ赤子タリ、負傷坐シテ死ヲ待ツモノ

モ人情ノ忍ヒサル所ニ付、是亦収養救治致シ度。」¹³と敵味方問わず傷者の救護を目的としていた。

しかし、敵味方を問わず救護することが問題となりなかなか認可がおりず、同年五月一日に至り佐野が直接、熊本滞在中の征討総督有栖川宮熾仁に嘆願書を提出し、同三日に博愛社の設立許可と相成った。¹⁴田原坂の戦い以後西郷軍は劣勢となり、この頃より、西郷軍からの降伏するものがあらわれ捕虜の数が増加するようになる。それら捕虜は、政府軍の軍務などに服せしめた。西郷軍も同じく捕虜を役使して弾薬の製造に従事させた。もっとも、このような行為は後のハーグ条約で、捕虜を作戦行動や軍務に係る労働を禁じられている。

七月二四日、西郷軍の要衝都城が陥落、同三十一日には宮崎、八月一五日延岡の近郊長井村での戦い、翌一六日、西郷は「窮迫此処ニ至ル。コノ際、諸隊ニシテ降ラントスル者ハ降り、死セントスル者ハ死シ、士ノ卒トナリ、卒ノ死トナル唯其役スル所ニ任セヨ」¹⁵と布告し、軍の編成を解いた。そして、移動できない負傷者を残し「官軍トイエドモ薩軍ノ傷病者ニ危害ヲ加エルコトハ万国公法¹⁶ニモ戒メテイルカラ安心シテ此ノ地ニ留リ」と言い、医師を残して引き揚げていった。政府軍も残された傷病者の保護にあたった。¹⁷

西南戦争は国家間の戦争ではなく、内乱であるから、国際法が適用されることはない。しかし、この例における西郷は、万国公法、すなわち国際法という概念をもって、傷病者を残していった。西南戦争以前の1864年には最初のジュネーブ条約が制定され、陸戦における傷病者の保護を規定していた。もっとも、日本が、同条約を批准するのは、これより後のことである。他の一面を見れば敵に対し残酷な処置を行った例がある。例えば、川口武定『従征日記』では、戦死者の胆を奪い合う事例が報告されている。

これよりのち一九四八年国際赤十字委員会は日本による連合捕虜虐待問題に対し以下の評価を下した「日本人にとっては古来、捕虜となることはもっとも恥ずべきことであり、したがって日本政府は自国人捕虜に関心を抱かず、

逆に、敵の捕虜に対しては峻厳な態度をとった¹⁸⁾とのことである。だが、今まで述べてきたように捕虜を保護するなどの例もあり、一概に捕虜となることを否定していない。

(二) 日清戦争における捕虜

1 日清戦争における国際法と捕虜の概要

日清戦争は、近代日本において、最初の本格的な対外戦争であった。当然、そこには、捕虜はつきものである。清国人の捕虜は国内外に収容された。国外には、清国盛京省海城に収容され、人数は六七七名であった。国内には、東京、佐倉、高崎、豊橋、名古屋、大津、大阪、広島、松山の九箇所に収容された。姫路と丸亀にも設置されたが捕虜は収容しなかった。当時の捕虜収容所の名称は、後年の日露戦争、第一次世界大戦の時のように収容所ではなく、廠所と言った。各地に収容された捕虜の人数、場所などは、次の表一、二を参照されたい。

日本国内の収容は、明治二七年（一八九四）八月一六日より翌二八年（一八九五）六月九日までの間に、戦地より宇品に船にて移送し、一旦、留守第五師団に交付した。留守第五師団は、捕虜の受領の都度、全国の収容地に順次分配した。戦地停留の清国人捕虜は、国内に送致前に休戦条約がなり、次いで、平和条約の締結により、両国の平和回復に至った為、捕虜還付の時まで盛京省海城にて管理した。

明治二八年（一八九五）五月八日下関条約が成立すると、同条約第九条にもとづき、日清両国政府の交渉により、捕虜還付について交渉され、同年八月一八日直隸省新城にて日本国内収容の清国人捕虜を還付した。盛京省海城の捕虜は翌月一日に還付された。

表一、日清戦争の清国軍捕虜捕獲数

捕獲場所	人数（ ）はうち将校数
成歓、牙山	3 (0)
平壤	616 (15)
豊島沖海戦	84 (6)
九連城、虎山、安東縣、鳳凰城	25 (1)
四面城、蓮山関、分水嶺	5 (0)
大連、金州	221 (6)
双台溝、旅順	11 (4)
蓋平、七里溝	36 (1)
海城、柞木城、千山	14 (0)
榮城縣	15 (0)
威海衛	58 (5)
牛莊城	689 (18)
澎湖島	11 (7)
神戸	1 (1)
不明	1 (1)
総計	1,790 (65)

『明治二七、八年戦役統計集』下巻より作成。有賀長雄『大日本歴史』下巻によると、威海衛の捕獲数が少ないのは、約5000名を戦地解放しているためである。

表二、日清戦争の収容所別捕虜員数

収容場所	総員	死亡	逃走	送還
東京	179 (3)	0 (0)	0 (0)	179 (3)
佐倉	103 (1)	6 (0)	0 (0)	97 (1)
高崎	42 (4)	1 (0)	0 (0)	41 (4)
名古屋	100 (0)	0 (0)	0 (0)	100 (0)
豊橋	100 (3)	0 (0)	0 (0)	100 (3)
大津	100 (1)	2 (0)	0 (0)	98 (1)
大阪	276 (14)	9 (0)	1 (1)	266 (13)
広島	8 (0)	3 (0)	0 (0)	5 (0)
松山	96 (16)	5 (0)	0 (0)	91 (16)
海城	677 (18)	90 (0)	19 (0)	568 (18)
合計	1,681 (60)	116 (0)	20 (1)	1,545 (59)

『明治二七、八年戦役統計集』下巻、より作成。()内の数値は将校である。

この当時、戦時の成文国際法としてあったものは、一八六四年の赤十字条約（ジュネーブ条約）、一八五六年のパリ宣言及び、一八六八年のセントペテルスブルク宣言であった。¹⁹ さらに、これらに加えて、のちのハーグ陸戦条約の大本になる一八七四年のブリュッセル宣言もあった。ブリュッセル宣言は、制定当時、イギリスの頑強な抵抗により一国も調印されることなく、幻の条約となってしまったものである。その理由として、信夫淳平は、イギリスの抵抗を、「太陽の沈むことなき帝国」を維持する為、最強の海軍力を縦横に用いる自由を維持するためであったとしている。ブリュッセル会議（一八七四年七月、ベルギーのブリュッセルで開かれた。そこで、ブリュッセル宣言を制定した。）で海戦についてロシアが何らかの規制を狙っているという懸念がイギリスにあった。そして、イギリスは、①会議は、現行の陸戦法規以上のものを制定するものであり、②何ら实际的に必要を見ない雑多な新规定を設け、③大常備軍を設ける欧州の大陸陸軍に有利なものである、として拒否したのであった。²⁰

だが、ブリュッセル宣言は、一国も調印されなかったが、非常に大きな意義があった。一つは、これまでの、戦時国際法（慣習法）をまとめ、初の総合的な成文戦時国際法といったことであり、各国で研究され、日本においては、日清戦争で同宣言を適用した。二つめは、先述したように、ハーグ陸戦条約の元となり、その後の戦時国際法の発展に大きな影響を与え、且つ、戦時国際法の基調を構築した点にあるだろう。

日清戦争は、以上に述べた国際法を遵守した戦争であった。当時の戦争法規は、「相互主義」であり、戦争当事国の一方が、戦時国際法の遵守をしなければ、もう一方の国は、遵守する必要はなかった。当時の清国は、赤十字条約などの条約は批准していないため、戦争のさなか清国が戦時国際法の違反、もしくは遵守しないことも考えられた。日本は、清国が戦時国際法をたとえ遵守しなくとも、「日本ハ詔勅ノ文字ニ就キテ見ルヘキカ如ク戦争ノ始メヨリ戦律ノ遵法ニ於ケル互相ノ条件ヲ抛棄シ」とし、戦時国際法の遵守は「人類ニ対スル義務ニシテ独り敵ニ対スル義務ニ

非ス」ということであつた。⁽²¹⁾ もちろん、これは、戦略的視点に基づくものであつただろう。日清戦争は、列国監視のもとに行われた戦争であり、日本は列国に対し国際法を遵守する国であることを証明しなければならなかつた。

この頃の、欧米人の東洋人に対する見方が反映された例をひとつ挙げる。これより遡る事、明治一〇年（一八八七）九月にドイツのバーデンにて第四回万国赤十字国際会議が開かれた。明治一九年（一八八六）に日本は赤十字条約に加盟し、この会議に日本は代表団を派遣した。その中に、陸軍軍医石黒忠憲がいた。会議中に一委員が「赤十字条約中にある列国は相互に恵み、病傷者を彼我の別なく救療する。」という明文を欧州以外の国々に適用すべきかどうか提議された。石黒はこれに対し、アジアの国として会議に参加しているにも関わらず、このような議題が提案されたことに怒りを覚え、通訳の森林太郎（鷗外）を通して抗議した。

「われわれ日本帝国の代表は本来赤十字事業なるものには、地理的もしくは人種的差別を設けるものでないと確信してこれに加盟し、ここに出席しているのである。しかるに、かくの如き議が神聖なる議場に提出せられるとは真に意外である。もしこの提案が議題となるならばわれわれは遺憾ながら議席を退くほかない。」と抗議したので議場は騒然となつてしまいました。⁽²²⁾

当時の欧州諸国の、欧州以外の人種を見る目がよくわかる例であろう。日清戦争開戦前まで不平等条約の改正問題に取り組んできた政府としては、国際法を遵守する姿勢を見せておかねばならなかつた。

国内には、日清戦争を日本は文明国として清国を懲らしめ、朝鮮の独立を確保することを目的としていた義戦論であり、朝鮮の独立を阻害する清国を野蛮な国、つまり反文明的な国とした。そのため、その論理に従うならば文明国らしさが日本に求められたのであろう。明治二十七年（一八九四）八月一日に発せられた、宣戦の詔勅中に次の一文がある。

朕茲ニ清国ニ対シテ戦ヲ宣ス朕カ百僚有司ハ宜ク朕カ意ヲ体シ、陸上ニ海面ニ清国ニ対シテ交戦ノ事ニ従ヒ、以テ国家ノ目的ヲ達スルニ努力スヘシ、苟モ国際法ニ戻ラサル限り、各々権能ニ応シテ一切ノ手段ヲ尽スニ於テ、必ス遺漏ナカラムコトヲ期セヨ⁽²³⁾

宣戦布告の文中に、国際法の遵守を明記した。その後の戦争における宣戦布告の文中には同じ内容の文章が明記されてきたが、昭和期となると、対米宣戦布告の文中からは、すっぱりと国際法のくだりは消えてしまっている。

2 日本が戦時に取った措置

i 日本在住清国人の保護

開戦直後の明治二十七年（一八九四）八月四日に日本在住清国人の保護を目的とした勅令第一三七号を発し、発布の

日より施行された。主な内容としては、清国人に対する暴行の禁止、交戦の利害に関係ない限り通常の生活を保証すること、敵国民に対する退去を強制せずに、居住地の府県知事に申し出て住所氏名の登録をする限りにおいて国内滞在を許可した。以下は、その勅令である。

第一条 清国臣民ハ本令ノ規定スル所ニ従ヒ帝国内從來居住ヲ許サレタル場所ニ於テ身体財産ノ保護ヲ受ケ向後

モ引続キ居住シ且其ノ地ニ於テ平和適法ノ職業ニ従事スルコトヲ得但帝國裁判所ノ管轄ニ服従スヘシ

第二条 (前略) 清国臣民ハ本令發布ノ日ヨリ二十日以内ニ其ノ居住地ノ府県知事ニ申出テ住所職業氏名ノ登録ヲ請フヘシ

(中略)

第四条 (前略) 登録済ノ清国臣民ハ其ノ居住地ヲ移転スルコトヲ得 (後略)

第五条 府県知事ハ本令規定ノ登録ヲ請ハサル清国臣民ヲ帝國版図外ニ退去セシムルコトヲ得

第六条 清国臣民ニシテ帝國ノ利益ヲ害スル所為アル者、犯罪ノ所為アル者、秩序ヲ紊乱スル者又ハ以上ノ嫌疑アル者ハ各法令ニ依テ処分スルノ外府県知事ハ依テ之ヲ帝國版図外ニ退去セシムルコトヲ得

(中略)

第九条 本令發布ノ後ニ於テ清国臣民ノ帝國版図内ニ入ルコトヲ許スハ府県知事ヲ經テ内務大臣ノ特許ヲ得タル者ニ限ル²⁴

国内在住清国人の退去か残留の問題は、政府内でも、ややあったようである。当時としては、一八七〇年の普仏戦争ではフランスが国内居住ドイツ人を国外退去せしめた例があり、他方、一八七七年の露土戦争になるとロシア国内のトルコ人を退去させず、現行法規のもと保護した例があった。結局、国外退去は最近の情勢ではないという理由で清国人の国内残留に決した。ただし、清国政府に国内在住清国人を通じて戦争上の利益を与えることは防ぐべき問題であるから、清国人に無制限の自由を与えるのではなく登録による一定の制限を加え、さらに、新たに日本国内への清国人の立ち入りを禁じた。⁽²⁵⁾

ii 戦闘員と人夫について

当時の、清国軍は、常備兵力のほか李鴻章の義勇兵、満州における騎馬義勇兵の制度が存在した。戦時に義勇兵団の編成をすることは、国際法で認められていたことだが、日本では、開戦の気運が高まるにつれて日本各地で義勇兵の出願が相次いだ。しかし、国の体面をかけたともいえる戦争において、正規の教育を受けていない壮士気分の義勇兵団が戦場においてどのような行動をとるのか、正規軍にくらべ規律厳正の点で劣るといえることを考えれば、義勇兵団を使用しない決定を下すことは自然のことであった。⁽²⁶⁾ 義勇兵について、八月八日の詔勅ではこう述べられている。

朕ハ祖宗ノ威靈ト臣民ノ協同トニ依リ我カ忠武ナル陸海軍ノ力ヲ用イ国ノ稜威ト光榮トヲ全フセムコトヲ期ス。

各地ノ臣民義勇兵ヲ團結スルノ挙アルハ其ノ忠良愛國ノ至情ニ戻ルコトヲ知ル。惟フニ國ノ常制アリ民ニ營業アリ非常徵發ノ場合ヲ除クノ外臣民各々其ノ營業ヲ勤ムルコトヲ怠ラス内ニハ益々生殖ヲ進メ以テ富強ノ源ヲ培フハ朕ノ望ム所ナリ。義勇兵ノ如キハ現今其ノ必要ナキヲ認ム。各地方官朕カ旨ヲ体シ示諭スル所アルヘシ²⁷

このように、正規軍による編成で戦争にのぞむこととなるが、後方勤務を担当する兵員、つまり「人夫」については一般より募集することとした。その人夫は当初、刀剣で武装するケースがあり、通過地域で現地住民に暴行を加え、掠奪破壊を行うなどの事件が生じた。

第二軍（大山巖司令）の国際法顧問として従軍した有賀長雄が見た人夫の行状は以下の通りである。有賀は、戦地における住民保護の実効はなされているかどうか村落の視察をしていた。そしてある村落にて「家屋ニ入りテ見ルニ有ラユル匣箱ノ類ハ破壊セラレ室内ノ器具ハ損壞セラレ有価物品ヲ保藏シタリト覺シキ土穴ハ悉ク発掘セラレ狼藉ヲ極メタリ。」という状況に出くわし、有賀は、最初は清国軍人の狼藉であろうと推測するが、その住民の話聞けば日本兵士に掠奪を受けたと言い、有賀は正規兵が掠奪することはないと考え、そして「虐待シタル者ノ服装ヲ説明セシメタルニ其ノ所謂日本兵士ハ帯剣人夫ニ外ナラサリキ」と人夫の所業と断定した。

ただ、有賀はその狼藉を人夫の所業と断定したがその根拠などは何も述べられていない。後に少し触れるが、日本軍による旅順口虐殺²⁸が正規兵により起こされており、戦闘では、何が起きるか予想もつかない場合があり、人夫の所業と断定することは難しいのではあるまいか。もしくは有賀にとって、当時の日本軍がそういった野蛮な行為をとるはずがないと信じるにたるものだったからであろうか。

ともかく、このような人夫の所業は体面に関わる問題だから、第二軍では、明治二七年（一八九四）十一月、非戦闘者の「武器携帯禁止規則」を定めた。⁽²⁹⁾

一、従者馬丁人夫ノ輩ハ一切戎器（刀劍仕込杖ノ類）ヲ携帯スルコトヲ許サス

（中略）

一、十一月十二日以後許可ナク戎器ヲ携帯スルモノアルトキハ其雇主人夫組長或ハ人夫頭ニ対シ命令違反ノ処分ヲナスノ外其本人ヲ嚴重ニ処分スヘシ但携帯セシ戎器ハ没収ス⁽³⁰⁾

iii 住民の保護

明治二七年（一八九四）九月、第一軍司令官である山縣有朋は、京城において隷下の部隊に以下の申告をした。隷下の軍人を奨励するとともに敵軍の戦闘員以外の扱いに注意を与えている。

我カ敵トスル所ノ者ハ独リ敵軍トス。其他ノ人民ニ在テハ我カ軍隊ニ妨害ヲ加エントスル者ノ外我レ敵視スルノ限リニアラス。軍人ト雖モ降ル者ハ殺スヘカラス⁽³¹⁾

同様に第二軍も大山司令の名前で同年一〇月に同様の命令を出している。

(前略) 降人俘虜傷者ノ如キ我ニ抗敵セサル者ニ対シテハ之ヲ愛撫スルコト先ニ陸軍大臣ヨリ訓示セラレタルカ
如シ。況ヤ敵国一般ノ人民ニ対シテハ尤モ此注意ヲ体シ、我妨害ヲ為ササル限リハ之ヲ遇スルニ仁愛ノ心ヲ以テ
スヘシ。秋毫ノ微モ決シテ掠メ奪フコトアルヘカラス。若シ其服食器具ノ類ニ於テ緊急所要アラハ相当ノ代価ヲ
以テ之ヲ購入スヘシ至ル処務メテ人民ヲ撫テ綏ンシテ安堵セシメ我恩徳ニ懐カシムヘシ(中略) 我天皇陛下ノ御
仁徳ヲシテ益々海外ニ照明ナラシメ我軍隊ノ義心ヲ世界ニ發揮スヘシ³²⁾

日清戦争は、観戦武官や欧米の新聞記者なども従軍しているため、彼らを通して日本は文明国として常に振る舞えるかどうか欧米に報告がなされていた。日本軍にとって国際法の遵守は、面子と死活に関わる問題であった。しかし、清国軍捕虜の保護、住民の保護などには気をつかう一方で、先述の山縣の申告には、隷下の兵に対し捕虜となることを禁じている。

敵国ハ古ヨリ極メテ残忍ノ性ヲ有セリ。戦闘ニ際シ若シ誤テ其生擒（筆者注、捕虜のこと）ニ遇ハハ必ス酷虐ニシテ死ニ勝ルノ苦痛ヲ受ケ卒ニハ野蠻慘毒ノ虚偽ヲ以テ其身命ヲ戕賊セラルルハ必然ナリ故ニ万一如何ナル非常ノ難戦ニ係ルモ決シテ敵ノ生擒スル所トナル可ラス寧ろ潔ク死ヲ遂ケ以テ日本男児ノ氣象ヲ示シ以テ日本男児ノ名誉ヲ全フスヘシ⁽³³⁾

捕虜をタブー視する傾向は、その始まりはわからないが、武士道にあった考えだと言われている⁽³⁴⁾。ただし、それは、絶対的に捕虜となることを否定してはいなかった。後にのべるが、日本人捕虜も存在していることを新聞などでも確認できるから、捕虜になるよりは死を選ぶべきだという考えは、それほど強固ではなかった。

上記の申告などの意外では、占領地域においては、日本軍による掠奪などを取り締まる為に守備兵、或いは憲兵を配置して住民に危害が及ばぬように配慮した。戦闘終了後に食糧の欠乏した住民に対し、とりあえず給食を施し、その間に穀物や肉類及び野菜類の流通促進につとめた。負傷者については、日本軍の野戦病院に収容し治療した⁽³⁵⁾とあり、概ね、日清戦争の先行研究などを見ても、国際法を遵守する日本軍の像がある。

3 日清戦争における清国軍捕虜

さきにも述べたように、清国人捕虜は、国内に収容されたものが一〇〇四人、国外が六七七人である。その時には、日本は一八七四年のブリュッセル宣言、戦場における傷病者の保護とその救護者や衛生部隊の保護を制定した一八六

四年のジュネーブ条約、敵に対する不必要の苦痛を与える兵器の使用を禁止した一八六七年のセントペテルスブルク宣言などを遵守した。そして、それらの国際法に則った「捕虜取扱規則」を制定した。日清戦争の「捕虜取扱規則」は管見の限りでは第一師団が国内の收容捕虜を対象にしたものしか存在しない。

日本は、各国の監視の下に日清戦争を戦った。具体的に言えば従軍記者、各国の観戦武官たちである。彼らを通して日本と清国の戦争は欧米などで報道され、旅順口事件の際には、日本軍の行為が報道され条約改正の難題を抱える日本を揺るがせた。事件の時、当時の外相陸奥宗光の著した『蹇蹇録』には、改正日米通商航海条約が調印され、アメリカ上院の批准を待つ時、事件の報道が世界の新聞紙上に現れたと記している。以下はその内容である。

米国の新聞紙中には、痛く日本軍隊の暴行を非難し、日本国は文明の皮膚を被り野蛮の筋骨を有する怪獣なりと
いい、また日本は今や文明の仮面を脱し野蛮の本体を露したりといい、暗に今回締結したる日米条約において全
然治外法権を抛棄するを以てすこぶる危険なりとの意を諷するに至れり。³⁶

国際法を遵守せざるを得ない環境のもとに戦争は遂行され、捕虜の国際法に則った扱いをすることは国際社会に対する宣伝ともいえた。それは明治日本の最大の外交目標である、「不平等条約改正」に直結する問題であるため、国際法の吸収に努め、軍隊においてもそれは行われた。『内閣文庫明治時代洋装図書分類目録』から、軍関係の国際法の書籍を調べたところ以下のようなになった。ポール・チュガル著、海軍省訳『約戦交戦条規』一八八〇年、オルラン

ト著、参謀本部海軍部訳『海上交際条規』海軍軍事部文庫、一八八七年、藤田隆三郎著、花井卓蔵編『万国公法講義』水交社、一八九〇年、北岡保定編『海軍主計学校学生講義録（国際公法、海上法）』一八九〇年、熊野敏三著、要塞砲幹部練習所編『国際法講義録』偕交社、一八九一年、ジュルゲール著、陸軍省訳『仏国陸上交戦条規例解』一八九二年、ローレンス著、水交社『国際公法論』一八九三年などである。

これらの書籍以外にも、明治二〇年（一八八七）四月に、当時の陸相大山巖は、一八六四年のジュネーブ条約の解釈本を作成して、各部隊に配布するといったことも行ったという。次の文は、その大山の訓令である。

訓令乙第六号

明治十九年十一月十五日勅令赤十字条約ノ儀ハ軍人軍属ニ在テ最緊要ノモノニ付解釈ヲ容易ナラシムル為メ註釈ヲ加ヘ別冊頒布候条遍ク熟読恪手ス可シ。但予備役後備軍隊員兵員ニ在テモ本文同様熟読恪手セシムル儀ト心得可シ

明治二十年四月二十三日⁽³⁷⁾

日清戦争の始まる寸前には、有賀長雄『万国戦時公法』（この本は、陸軍大学校の講義で使用されたものである）、オックスフォード万国国際法学会起草、原敬訳『陸戦公法』などが、出版され国際法学が軍隊でも吸収を努めていたことが推定される。特に『万国戦時公法』の緒言には当時の陸軍の国際法に対する姿勢が現れていると思われるので

引用する。

戦時公法ハ参謀官ノ知ラサル可カラサル補助学ナリ、本邦ハ既ニ赤十字条約及ヒ海上法要義ニ加盟シ、陸戦海戦トモニ字内列国ノ公法主義ニ依ランコトヲ期ス。而シテ陸戦ニ於テ遵守スヘキノ条規ハ独リ死傷兵士ニ関スルモノアルノミナラス、俘虜、奇計、間謀、攻囲、砲撃、分捕、徴発、休戦、占領以下毎事一定ノ条規アリ、実戦ニ向カフ者ハ往々咄嗟ノ際ニ於テ重要ナル公法ノ疑問ヲ決断セサルヘカラス、一步ヲ誤ルトキハ非難ヲ国民ノ戦史ニ遺スノ恐レアルコト近時戦争ノ实例ニ徴シテ明ナリ。⁽³⁸⁾

以上、非常にまっとうなことを述べている。昭和の日本はこれに反し「一步誤ルトキハ非難ヲ国民ノ戦史ニ遺ス」こととなった。

書籍出版状況以外に、軍隊内での国際法の吸収形跡をあげてみる。⁽³⁹⁾ 陸軍大学校（以下、『陸大』）では、有賀長雄が国際法の講師として教鞭をとっていた。陸大における教育の形跡は、明治二四年（一八九一）の陸軍大学校教則（以下、「陸大教則」）で確認できる。

第一条 陸軍大学校学生ノ教育ハ高等用兵ニ要スル學術ノ原理ヲ講究シ専ラ其活用ニ熟達セシムルヲ主旨トス

(中略)

第六条 三学年中ニ修ムヘキ教科左ノ如シ

(其一ノ十二略)

其十三、万国公法、平戦両時ノ国際法ノ概略並ニ同盟国局外中立国ノ権利義務ヲ明カニス^④

当時の陸大では、国際法は「万国公法」と呼ばれ、「普通学」のひとつであった。普通学とは陸大で主となる「軍事学」を補助するものである。喜多義人氏の研究によると、明治二四年（一八九一）の国際法の講義は第二学年時に、二七回の講義が予定されていた。明治二五年（一八九二）に二七回、明治二六年（一八九三）に二三回が予定されていた。当時の講義一科目あたりの時間は不明であるとし、参考として明治四〇年（一九〇七）の講義時間を、夏季（四月～七月）が一〇五分で、冬季（十二月～三月）が九五分とされていたことを挙げている。

有賀長雄の話に戻す。有賀による国際法の講義は、陸大一七期生南次郎（後の陸相）が回想するところには親切且つ丁寧で回りくどくなかったそうである。

元来陸軍の諸学校に奉仕して居る文官教官に対しては、軍人学生は実は軽く視るという傾きがある。それは何も反対するとか何とかいふのではなく、文官教官の受持っている居る学科が補助学であるといふことが一つの原因でもある。又その成績が他の軍事学ほどの有効な力を持って居らないといふことが他の一つの原因でもある。もう

一つは教え方の凡てがたいへん廻りくどいといふことから、自然余り敬意を払わぬのである。(中略)ところが、有賀さんの講座は何時でも午後一時からで、其の時分にはお腹は張って居るし、午後の疲れも出て一日中で一番眠い時間である。然るにも拘はらず博士の講述の時には睡眠者は一人もいなかった、皆非常に緊張してその講義を傾聴した。⁽⁴¹⁾

そんな有賀は、「仏文著述苦心談」(『国際法雑誌』第一〇巻第九号)で大山巖との強い関係、陸大で講師となった経緯、日清戦争への従軍することとなった経緯、『日清戦役国際公法論全』を著したときの話題などが述べられている。日清戦争への従軍の経緯については、有賀の著作にたより以下にまとめた。

有賀は当時、非官の身分で、内閣の戦時国際法に關係した御用を手伝うため、当時の内閣書記官長であった伊東巳代治のもと広島に出張していた。そこに、伊藤博文より「大山(筆者注、大山巖)がお前を戦争に連れて行くといふぞえ」と言われ、有賀は「あなたが連れて行けと御仰つたのですか大山閣下が御言ひ出しになったのですか」と伊藤に尋ねると、大山の希望だとの確答をうけた。それを受け第二軍の法律顧問として従軍し、第二軍の参謀長井上光、参謀副長伊地知幸介などはよく有賀の言葉を聞いたとのことである。

第二軍司令官の大山もかつてフランスに留学し、調度、そのころ普仏戦争に遭遇することで、ヨーロッパにおいて国際法の重要性を認識したとのことである。第二軍では、法律問題を有賀が処理し、第一軍では、法律顧問はおかなかだったとのことであるが、第一軍は参謀長桂太郎(のちに山縣が呼び戻され、桂が第一軍の司令となる)がドイツ留学の経験があるため、国際法の知識は相当に身に付いていたから特に問題はなかった。明治二八年(一八九五)五月

に日本に凱旋すると、日清戦争の国際法についての著作を、ヨーロッパに行き執筆しようと思いつくと、大山と当時の参謀次長川上操六に話を持ち掛け、多いに賛成された。伊地知の斡旋により、陸海軍両省より資金援助を得ることに成功し同年九月にヨーロッパに向かった。フランスに到着するや、在仏日本公使曾根荒助の協力と、丸毛直利書記官がフランス語へ有賀の文章を翻訳して、『日清戦役国際公法論全』は完成した。

この有賀の行動は、陸海軍からの資金が出ていたこと、公使館員からの協力がでていたことを考えれば、まさに、日本が国際法を遵守する文明国であることをヨーロッパ諸国に宣伝する面があったと言える。

海軍における国際法教育は、海軍大学校（以下、「海大」と略す）で本野一郎、藤田隆三郎、清水一太郎が講師となっていた。日清戦争の頃には、穂積陳重の紹介で海大の国際法講師として、高橋作衛が務めた。高橋は開戦すると法律顧問として海軍艦船に乗り、威海衛攻略作戦において、清国北洋水師の丁汝昌提督に対する観降書を起草した。高橋の日清戦争に関する著作は『日清戦争中の国際法事例』、『英船高陞号撃沈』が、それぞれ明治三六年（一九〇三）、三七年（一九〇四）に出版された。有賀長雄も海大で講義した。⁴²

海軍大学校では、明治二二年（一八八八）の開校当時より国際法教育がされた形跡が「海軍大学校学生志願者心得」に見られる。

第三条 乙号学生ハ左ニ掲クル科目中三科以上ヲ各自選択修業スヘキモノトス但教務ノ都合ノ依リ選択ノ科目ヲ
取捨変換スルコトアル可シ

天文学

航海術
羅針盤改正
機関学
造船学
万国公法
英語
仏語
物理学
気象学
測量術
数学⁽⁴³⁾

さらに、明治二十七年（一八九四）五月一四日の「海軍大学校将校教授要旨」では、次の通りである。

国際公法ノ定義、国際公法ノ淵源、国際公法ノ行ハルル区域、国際公法ノ主体、
国際公法ノ沿革、海上公法ノ定義、海上公法ノ淵源、海上公法ノ沿革

平時海上公法

海上主権、軍艦、海賊、海上警察、海上儀式

戦時海上公法

交戦者、中立、戦時密商、封鎖、臨検拿捕

戦争ニアラサル国際上ノ葛藤及平和ニ領地ヲ取得スルノ方法戦争ニアラサル国際上ノ葛藤、平和ニ領地ヲ取得スルノ方法

海上法

海上法ノ定義及其沿革概略、船舶、船舶所有者、船舶ノ人員、運送契約

冒険貸借、海損、保険、船舶ニ対スル債権者⁴⁴⁾

このように、「要旨」や「心得」の条文では国際法の教育が存在したことと言えるが、海軍に必要な海上での国際法が主となっていたようだ。また、陸軍にも言えることだが具体的な教育内容についてや、どのように国際法の教育を実施していたのかはわからない。

さて、次に旅順口事件について述べることにする。この事件は、明治二十七年（一八九四）一月二二日から二四日にかけて旅順の攻略戦のさなか多数の敗残兵、住民などを虐殺した事件である。⁴⁵⁾この事件の三日前の土城子の戦いで、日本軍は優勢な敵の攻撃を受け撤退をした。残された戦死傷者は清軍からひどい侮辱を受け、これを目撃した日本軍将兵は憤激し、復讐の心を植え付けた。第二軍法律顧問有賀長雄は、この事件を『日清戦役国際公法論全』で以下の

ようにまとめている。

イ、日本軍ハ旅順市街ニ進入シ当日、即チ明治二十七年十一月二十一日ニ於テ平和ナル人民ト敵ノ兵士トヲ分別セシメ一混シテ之ヲ襲撃シタルコト

ロ、日本軍ハ二十一日ノ一戦ヲ終リ其ノ後ニ於テ此ニ戦鬪力ヲ有セサル敵兵士ヲ殺戮シタルコト

ハ、市街ノ民屋ニ於テ財貨ヲ掠奪シタルコト

以上のように、諸外国での事件の批評を挙げて、これら批評に対し「凡ソ此ノ事件ノ場合ニ類似スル場合、委シク言ヘハ一国ノ兵士カ其ノ敵ノ卑劣ナル所為（筆者注、土城子の戦鬪における清国軍の残虐行為）ニ対シ太シク激昂スル場合ニ於テハ、同様ノ光景ハ殆ト常ニ起ルモノニシテ、不法ハ則チ不法ナリト雖、止ミ難キ形勢トシテ咎ムヘキニ非ス」と言う。首を路傍の柳の樹にぶらさげたり、内臓を取り出し、土石を詰めこまれ侮辱された戦友の死体をみれば、「如何シテ其ノ平氣ヲ保ツコトヲ得ンヤ切齒憤激シテ一刀ノ下ニ敵ヲ屠尽セサレハ則チ止マス譬フニ至ルハ此ノ如キ場合ニ於テ自然至当ノ感情ナリトス」そして、「文明国ノ軍隊カ半開人民又ハ野蛮ナル種族ニ対シテ行ヒタル遠征ニ於テハ同様ノ事実ハ更ニ多々タルヘシ」と述べる。参謀総長有栖川宮熾仁からの事件にかんする書簡に対し、大山司令は次のような回答をした。

（イ）に対する答弁は、兵士と一般市民が混ざり判別が困難であった。その理由は、①旅順口は軍港であるため戦

闘員と職工よりなる事、②敗残兵が敵兵の家屋より発砲してきた事、③毎戸ごとに兵器弾薬が遺棄してあった事、④日本軍の旅順への進入は薄暮のなかであり、視界不良であった事と以上の理由をあげて戦闘員と非戦闘員の区別がしにくく、遺棄兵器が至るところに散在していた。

次の、(ロ) に対する答弁は、一二日以後に、清国人捕虜が殺害されたのは、捕獲後抵抗、逃亡をはかった者がいたため懲戒のため止む得ないこととした。

最後に、(ハ) の掠奪については完全に事実無根として否定した。⁴⁶ このように、戦闘員、非戦闘員の分別をせずに虐殺したことを認めざるを得なかった。また、日本国内でもこの事件は報道さるが、事件を論ずることは次第に歓迎されなくなり、日清戦争の公式の戦史である参謀本部編『明治二七、八年日清戦史』では事件の存在は全く無視された。大正、昭和期には、日清戦争の当事者たちの伝記が公刊されるようになる。『元帥公爵大山巖』(尾野実信編、大山元帥伝記刊行会、一九三三〜一九三五年)には全く言及がなされていないし、『秋山好古』(秋山好古大将伝記刊行会編、一九三六年)では土城子の戦闘のところは抽象的表現で旅順口事件に触れている。⁴⁷ この意味では、旅順口では国際法の遵守はされなかったと言えよう。

また、旅順口事件より少し前の平壤の戦闘では、脱走を計った捕虜を斬首にしたとの例もある。以下はそれを報じた『扶桑新聞』(一九〇四年一月四日付)である。

五百余名の捕虜を三組に分かつ。師団司令部邸内の屋舎へ捕え置きしに、夜八時頃之を監督する巡查小林某の佩剣を奪ひ取りて、斬掛りたるものあり。同時に又衛兵の襟首に飛付きたるものもありて一時動揺したる際、突然

窓を破りて遁逃したるものあり我兵之を追うて之を斬る尚続て遁逃したるもの六名を斬り俘虜一切を引出し福島中佐之に対して厚く説諭を加へ且一々点検して縄目を改めたるに自ら縄目を解き居りたるもの三十八名に及ぶ而して是等は何れも暴挙企てたること判然したるを以て止むを得ず殺戮を加ふる旨を宣告し他の俘虜を再び帰舎せしめ三十八名は畑の中に引き出し斬罪に処したり

これに関連すると思われる記述が、『明治二七、八年戦役統計下巻』一〇七三〜一〇七五頁にある。これは、日清戦争において日本軍が獲得した捕虜の、人員、獲得地、捕虜の死者、捕虜の階級、国内の収容所の収容員数などの表が掲載してある。

まず、一〇七三頁の表において、平壤の戦闘で、捕虜の階級が「不明」の死亡者六〇名とある。その解説として、一〇七五頁には、そのうち四七名の捕虜を反抗の為銃殺したとある。

また、別の戦場での話しになるが、牛荘の戦闘では階級が下士以下の者で死亡したものが九〇名いて、そのうち一三名を同じく反抗の理由で射殺したとある。だが、「射殺」とあるがそれは本当であろうか。先程の新聞より後に発行された『扶桑新聞』（同年一〇月二三日付）の報道によると、捕虜は集団逃走をくわだて、警備の巡査の刀を奪い、斬り付け、警備の兵士が逃げる捕虜を「両三名」斬り共謀者三八名を捕縛し福島中佐が死刑の宣告をした。捕縛人数、福島中佐なる人物など、先の『扶桑新聞』一〇月四日付報道の事件と同じであるから、その詳報であろう。そして、捕虜の処刑方法として斬首とある。以下はその『扶桑新聞』一〇月四日の斬首のくだりである。

斬首したるは東京より従軍の巡查にて其中、門奈某の如きは一刀流の達人とて一喝の下に、十一人迄斬り落したるが日本刀の鋭利なると同氏の腕前には見る人殊に歓呼したりと

「斬首」とは手段が適當ではない。また、ブリュッセル宣言の第二八条は、逃走が失敗し捕まった場合は懲罰が課せられる。逃走は、刑罰の対象ではない。

第二十八条 俘虜ハ其ノ監守ヲ司ル軍隊ノ現行法律規則ニ従フヘシ

逃走スル俘虜ニ対シテハ喚呼ノ後兵器ヲ使用スルコトヲ得、但シ之ヲ再捕シタルトキハ懲罰ニ付シ、又ハ更ニ嚴重ナル監禁ニ処スヘシ（但シ、刑罰ヲ加フヘカラス）

一旦逃脫ヲ遂ケタルノ後再ヒ捕擒セラルルトモ前ノ逃脫ノ為ニ処分ヲ受クルコトナシ⁽⁴⁸⁾

このような処刑の執行者の腕前と、日本刀の切れ味の良さを褒め称える記事があることは、軍隊の末端や社会においても国際法の理解が足りなかったと言える。それはいきなり国際法の実践の機会が巡ってきて、末端まで理解させるのは難しいことで斬首や報道のあり方も仕方がなかったと言えなくもない。例えば、民友社発行の『日清軍記』前

編には「戦余美談」と題した記事がある。内容は、平壤の戦いで清国軍が日本軍軍人の首に懸賞をかけたので、多くの日本軍戦死者の首が持ち去られた。九月一五日戦死した林大尉の首も持ち去られたが、林大尉や他の兵卒の首を持った清国兵を捕え、「曹長先ず刀を抜いて清兵の首を屠り、下士以下思ひ思ひに遺恨を晴らしたりけるとぞ」と捕虜に對するリンチを行った。明らかに捕虜の虐待であり、戦時国際法違反である。記事のタイトルを美談と称する以上は、この記事の著者は捕虜へのリンチを味方の仇討ちとしてとらえた⁴⁹。このように「仇討ち」を美談と見てしまうのは封建時代の名残かもしれない。

戦時国際法は、博愛をもって捕虜を取り扱う原則である。すなわち、捕虜は罪人ではなく復仇の対象でもなく、ただ敵の戦闘力を減殺するため、その自由を一時的に奪うことである。このようなことは、専門で国際法の研究を行う者、軍上層部は別としても、社会や軍隊の末端まで浸透させるのは時間と根気が必要であろう。

次に、捕虜の待遇の概要を述べる。以下に挙げるのは第一師団の捕虜取り扱いに関する規則である。この規則は大本営より捕虜の取り扱いについての訓示に基づき作成された。

- 一、俘虜ノ被服ハ在庫古品ノ絨又ハ小倉織ノ内ヲ以テ適宜支給スヘシ
- 二、頭髮ハ本国風弁髪ニナシオクヘシ
- 三、暖炉又ハ、火鉢等居室ノ結構ニ応シ適宜支給シテ可ナリ、但シ火災ノ予防等一層ノ注意ヲ要スルハ論ヲ俟タス
- 四、前項、暖炉又ハ火鉢等給与ノ程度ハ一般軍隊ノ例ニ依ル儀ト心得ヘシ

五、食物ノ調理、炊爨、室内ノ掃除（浴室、厠等）総テノ水汲ミ、衣服ノ洗濯修理等ハ俘虜ノ内ニテナシ得ラル、限リニ致サセテ差シ支エナシ

六、死亡者アリシ時死体ハ其ノ身分ニ関セス、総テ陸軍埋葬地ノ一隅へ區別ヲ立テ埋葬スヘシ

七、前項墓標ノ制式ハ陸軍將校、下士、卒ノ規定ヲ準用シ、又書式ハ表面ニ「清国官姓名之墓」側面ニ俘虜トナリシ時ノ地名及年月並ニ死亡年月日ヲ記スヘシ

八、俘虜本国ヨリ着用シ来リタル被服等ノ内到底保存ノ見込ナキ者ハ本人ノ希望ニ從ヒ管理者ニ於テ処分シテ妨ケナシ

九、前項ノ外ノ所持品ハ之ヲ保管シ、俘虜退去ノ際之ヲ護送者ニ渡スヘシ

十、俘虜中病傷者アルトキハ將校、下士、卒ノ例ニ準シ入院セシメ治療ヲ受ケシムヘシ

十一、俘虜中死亡者アルトキノ埋葬費用ハ陸軍隊附准士官、下士官、兵卒埋葬規則ノ規定ニ準シ支給シ、其明文ナキ者ハ約ソ左ノ範圍内ヲ目途トシテ支給スヘシ

將校相当官 五十円

佐官相当官 四十円

尉官相当官 三十円⁵⁰

上記の規則は第一師団のものであるが、大方において他の師団の規則も同じである。国内の廠舎は基本的に寺院を
あて、東京は浅草本願寺、名古屋は建長寺、豊橋は竜拈寺、大坂は難波別院、大津は近松別院、松山は長建寺といっ

た具合である。そして、竹矢来でしきり民衆からの接触を避け、警備上の理由で捕虜が外出することはなかったとのことであるが、名古屋では外出があった。⁽⁵¹⁾

糧食については、陸軍給与令第九章甲の食糧（将官二四錢、士官と準士官一八錢、下士卒一六錢以内）の規定に基づき捕虜の自炊としている。たとえば、松山収容所では、一日米六合、賄料五厘七厘で肉、野菜、魚などを現品で支給した。⁽⁵²⁾ 被服寝具は在庫古品を支給した。送還の際には被服を新調して支給している。

傷病者には、陸軍予備病院や日本赤十字社の病院で治療した。しかし、捕虜の取り扱いものちの、日露戦争のロシア人捕虜と第一次世界大戦のドイツ、オーストリア人捕虜に比べると、清国人捕虜に対する日本側の扱いの底は侮蔑に満ちていた。

一般ニ俘虜患者救護ハ頗ル困難ヲ感ジタルモノノ如シ、其原因ハ彼等ガ衛生ノ何者タルヲ解セズ、之ヲ諭示スルモ頑固ニシテ容易応ゼズ、口渴スレバ地上ニ匯留セル汚水ヲ飲ミ、甚シキハ便所ニ備ヘタル浄手水ヲ飲ミ芥溜中ニ投棄セル野菜ノ残片ヲ摘食スル如キ甚不摂生ナル言語ニ堪ヘザルモノアリ。救護員ハ懇々説諭シテ之ヲ禁ジ健全ノ俘虜ヲシテ廠内各室ノ病房廁圍等ノ掃除ヲ行ハシムルコト毎日数次、爾後日ヲ経ルニ従ヒ、彼我ノ情相通ジ、我博愛慈善ノ旨ヲ悟了スルニ至リ、事細大トナク医員以下ノ諭戒ヲ守リ、摂生法ニ注意スルコトトナリ、治療ノ成績ヲ良好ナラシメタルハ、其効其勞決シテ鮮少ナラズ。⁽⁵³⁾

捕虜の衛生觀念の欠如を、非文明国として清国を嘲笑する思いが伺える。のちに日本にやってくるロシア人捕虜や、ドイツ人、オーストリア人捕虜とくらべると捕虜への対応にも差は見られる。例えば、ロシア人捕虜には、将校にはある一定の制限はあるものの収容所外の自由散歩や、一般民家の居住などが許されている。ドイツ人やオーストリア人捕虜は、文明の担い手、つまり先端技術の伝道師として民間の企業に派遣された。

ともあれ、国内の待遇は概ね悪くなかったと言える。先の抜粋文の続きを引用する。

俘虜送還ニ際シ、俘虜廠舎及病院ヨリ救護員ガ送リテ鉄道停車場ニ至レハバ、別ニ臨ンデ叩頭恩ヲ謝シ泣涕徊去ル能ハザルノ状アリ、之ニ加フルニ我國民ノ忠恕ノ徳ニ富ミ仁慈ノ心深キ、俘虜患者ニ食物書籍ヲ与ヘテ其精ヲ慰メタルモノ、東京以下四ヶ所ニ於テ其数決シテ鮮少ニアラズトス⁶⁴

下関条約がなり、同条約第九条に基づき捕虜の変換が行われた。その条文の内容としては、条約の批准交換の後に速やかに両国の管理下にある捕虜を返還することが定められている。なお、「清国ハ日本国ヨリ斯克還付セラレタル所ノ俘虜ヲ虐待若ハ処刑セサルヘキコトヲ約ス」と聊か奇妙なくだりがあった。日本は清国のやる事なす事を疑いの目でみていたのであろうか。日本収容の捕虜は、送還後に捕虜となったことを清国政府より罰せられることを恐れていた。このことから奇妙な条文とったのだらう。

捕虜の送還は、明治二八年（一八九五）六月一七日に、清国の李鴻章より清国兵捕虜の送還要請の文書が到来し、

西園寺公望臨時外相から大山巖陸相に移牒した。以後送還の具体的作業が着手される。村山捕虜送還委員長より大山陸相と陸奥外相にあてた「捕虜還送復命書」⁵⁵に詳しく捕虜送還の顛末が記されている。それによると御用船豊橋丸は、八月一日に東京、佐倉、高崎廠舎の捕虜を横浜で乗せて出港し、一三日には神戸で、豊橋、名古屋、大津、大坂、広島廠舎の捕虜を乗せ出港。一四日松山廠舎の捕虜を三津ヶ浜で乗せて国内収容の捕虜全員を乗船させる。

そして、一路清国の大沽に向かう。その間の待遇は、「自明治二八年八月十日至同年八月十八日清国捕虜還送途上衛生概況」⁵⁶に記されている。それによると、各港で収容した捕虜の数が掲載されているものの、参謀本部編『明治二七、八年戦役統計集』下巻の送還人数と理由は判らないが異なる。異なる部分は、神戸収容の捕虜の人数が、衛生概況が五六八名で、統計集が五六九名である。ともかく、話を待遇に戻すこととする。船中の衛生環境が不潔にならぬように気を付けたとしている。衛生概況では「船中食物ハ一般適量ニシテ其食餌ハ一人一日精米六合、副食物ハ豚肉、官詰、刻スルメ、雑魚、茄子、牛蒡、味噌汁、南瓜、生姜、大根漬等ニシテ敢テ欠乏ヲ認メス、給水ハ総テ生水ヲ禁シ、毎食時ノ他ニ一日二回ノ茶ヲ給ス」し入浴なども九日間に三回施行したとある。

八月一八日に大沽に到着し、さらに大沽から直隸省新城で清国側の責任者である天津鎮総兵羅栄光に引き渡し、送還は完了した。なお送還費用は四五四一円九〇銭になり清国側が負担した。しかしながら、最終的に捕虜の給養費はどちらが負担したのか分からない。

捕虜引き渡しの業務に従事した天津領事書記生大杉正之の八月一九日付の一等領事荒川巳次あての復命書を引用すると、清国人捕虜は日本側の待遇に感謝したという。

捕虜ハ各自ノ望ニ任セ或イハ営内ニ止メ或イハ旅費ヲ与ヘ帰郷セシムベシト云フ。彼等捕虜ハ皆我恩義ニ感シ居ルモノノ如ク相見ヘタリ、又我一行ノ去ルニ臨ンテ後ヲ追フテ礼ヲ述ブルモノアリシ（中略）日本ニ於テ官民ヨリ受ケタル懇切ナル待遇ニ付イテ自分等今ニ忘レス一同恩義ニ感シ居リ候云々

もう一方の、清国の海城収容の捕虜の送還は、翌月一日に盛京省乾泉舗にて行われ五六八名の捕虜を引き渡した。なお、清国に捕獲された日本軍捕虜もこの時送還された。その人数は僅かに兵卒愛田郷吉一名、人夫一〇名だけであった。あれほどの戦争で日本人捕虜が一名とはいかにも不自然である。しかし、この件に関する史料は見つけられなかったためこれ以上は述べるできない。

（三）名古屋における清国人捕虜

名古屋に清国人捕虜は、明治二十七年（一八九四）一〇月一七日から、翌年の八月一二日まで滞在した。その人数は一〇〇名調度で、赤痢など病に罹るものはいたものの無事に一〇〇名は帰国の途についた。ここでは、当時愛知県下で発行されていた『新愛知』と『扶桑新聞』をもとに名古屋廠舎における清国人捕虜の実相にせまる。そして、清国人捕虜に対する名古屋市民の反応や捕虜観についても論じてゆく。

まず、開戦より間も無いころの『新愛知』（一八九四年九月二八日付）の論説記事をとりあげる。

夫れ兵士の戦ふは、皆なその国の為に戦うなり、敵兵と雖ども、其の個人と我個人との間に於て、何等の恩仇あるにあらず、何等の遺恨あるにあらず、是を以て、文明的戦争には、敵の死者に対してその礼節を尽くし、敵の俘虜に対して、その待遇懇ろにす、實に是文明国の文明国たる所以なり。(中略) 我は只徳を以て頑悪を撫し、所謂文明国の雅量なるものを示して、以て之に対す看よ、支那人の我国に營業をせるものは、如何に篤実に保護せらるる乎、支那兵の生擒せられたるもの、如何に懇到に待遇せらるる乎

同論説記事は、清国の兵士は、「我兵士を捕らえては、其の手足を断ち」「眼球をえぐり」などの蛮行を働くものではあるが、文明国として日本は捕虜を国際法に則り扱ふべきとしている。『扶桑新聞』(一八九四年九月二〇日付)には見出し名が「御仁恵に基づく陸相の訓諭」として大山陸相の内訓が、『扶桑新聞』(一八九四年九月二三日付)には見出し名が「俘虜の待遇法」としてブリュッセル宣言の内容が列記されている。これらの記事では捕虜を国際法に反しない扱いをするよう説いている。さらに続く(一八九四年一〇月四日付)では以下のように清国人に対する蔑視と、「捕虜となること」そのものに対する侮蔑の念が出ている。

勿論白旗を掲げて敵に降り敵の生擒する所となる其心情の卑劣なる其行為の卑怯なる云ふまでもなきことにして無愛国心も亦極まれりといふべし。彼れ清兵己が生命を重んじ国家を軽んじ亦黄金のためには己が国を売るとは

今に始めぬことにして其生命を全ふせんためには如何なる屈辱をも辞せざるなり

そして、この愛国心のない清国兵捕虜を、なぜ日本軍は殺さないのかと言えば、近代の戦争は、敵国の戦争継続の意志を挫き、敵国の戦闘力（この場合、戦争継続のための戦闘員）を滅殺することにあるから、一旦戦闘力をなくし、戦闘の意欲を失い降伏したものは殺さず、「寛仁」の心をもって扱うことが国際法の原則であると説く。

日清戦争における愛知県下の新聞報道のありかたは「ちゃんちゃん」「豚尾」といった清国人に対する蔑称がよく見られる。このことは日露戦争ではあまり見られないし、第一次世界大戦ではまず見られない。こういった敵愾心向き出しの報道は「捕虜」そのものに対する蔑視だけでなく、清国に対する蔑視とあいまわっているように思われる。敵愾心を煽れば煽るほど捕虜の見方が悪くなったと思われる。

清国の捕虜が名古屋に着いたのは、明治二七（一八九四）年一〇月一七日のことであった。その人数は一〇〇名で、負傷者は無かったが、二、三名の下痢患者がいたとのことである。当日は雨が降っていたようで、『扶桑新聞』（一八九四年一〇月一七日付）「雨傘をさして恥ずかしそうにも無くノコノコとして建中寺へ送られたる清国捕虜はこんなものでありし」と雨の中、名古屋市北東部（現在、名古屋市古出来町附近）にある建中寺に収容された。糧食は一日一六銭、即ち日本兵と同様であり、入浴場、畳敷きで寝具も完備であるから、「俘虜一同大喜悦の体に見受けらるる」とのことである。そして捕虜の風体として、捕虜中三、四名以外のものが弁髪を切られ、ほとんどのものが「散髪」にされ、「不潔」「卑しき挙動」「道中での放尿」「弁当を手掴みで食す」などと捕虜に対する同情心は見られず、捕虜の衛生観念の欠如を強く強調する。弁髪の散髪については、先述した第一師団の捕虜の取り扱い規則には、弁髪は切

らないよう定めていたが、ほぼ全員の捕虜が散髪されていた。この件に関し『扶桑新聞』（一八九四年一〇月二四日付）によると平壤の戦闘において捕獲した捕虜の取り調べで、降伏の意をあらわす者は頭髪を切ったとのことである。⁽⁹⁷⁾ 参謀本部編『明治二七、八年戦役統計集』下巻によると、名古屋の捕虜は平壤の戦闘で捕獲されたものであるからおそらく、弁髪はこの時切られたのであろう。

さて、捕虜の報道に関しては、新聞の誇張も十分に考えられるが、多くの日本人にとって清国人捕虜は始めて目にするものであり、ある意味では異文化との接触であった。そこでの清国人捕虜のイメージは、戦場における日本軍兵士の手紙が伝える「不潔な清国人」「遅れた清国、非文明国である清国」といったことを裏付ける結果となったと思われる。名古屋市民の捕虜到着日の様子は、事前に扶桑新聞、新愛知で到着予定時刻を掲載したこともあり、「予定の時刻には停車場を始め其の通路へ之を觀んが為、来り集まる者雲霞の如く一時は非常に雑踏なりし」⁽⁹⁸⁾ かつ、憲兵が捕虜を護衛してるところ「通行の際何人か妨害せんとしたる者あり」⁽⁹⁹⁾ とある。通行の妨害をするなど捕虜を歓迎しない者もいたが、その一方で決して良い意味ではないが、好奇心の対象であった。捕虜が建中寺に収容されると、多くの市民が寺のまわりに殺到し、出店などが出店された。そして、そこには捕虜が戦利品であるという考えも伺える。以下は名古屋市民が捕虜に対して抱いた感情がよく出たものだと思いい、やや長いが引用する。

(前略) 建中寺の俘兵を見物にドシドシ押寄るありさま為に其辺の繁盛建中寺創建以来の事迎俄かに屋台店を増加して頓と不景氣知らずとは成りにけりで、其毎日の見物人を聞くに平均五千人内外(然し追々減少の傾きあれど)にて最も多き日は一万五千人の群集を見たり根が乾物や土細工物と異なり見るは、一時談話は末代と云え

誰しも一回見て置かねば人間の義務は適はぬと云う処から斯く見物人の多き故ならんが此の好機会に建中寺にては、二、三日前より錦の曼荼羅の開帳を始めたり⁶⁶⁾

上記と同日の記事では、他にも「縦覧を寛にする理由」といった見出しで、「建中寺教校内なる捕虜兵を門外より縦覧せるに於ては、何人と雖ども番兵の誰何を受くる事なく、恰も東京上野公園内の動物園に臨むで熊や猿を見物するの感あり、こは畢竟豚尾漢も亦分捕人の事なれば『是れは何国の産』とか或ひは『物品に手を触れ可らず』とか札こそ附け得ざれ其縦覧を寛にするは分捕品を汎く国民に觀せしむると殆ど同一の意に出でしものならんと思ふ」と記す。また同じく、上記と同日の記事であるが、「当市東部をはじめ市中あちこちチャンチャンが来てから兎角雨天勝に困ると条理を弁へず妄りに彼是云ふ者多く、就中労働社会に在つてはチャンチャンを恨気に思ひ建中寺の門前を通れば奴豚尾漢が手当厚いに嬉涙を流しやアがるからソラ又こんなに降つて来た」と捕虜の待遇は人々から見ると悪くうづらなかつたようである。そのためか捕虜が流す嬉涙と、雨天が多くなつて引っかけ皮肉を述べている。

以上のように記述は好意的ではないが、清国人捕虜の存在は興味をひき、あまり、歓迎はされていない。日露戦争、第一次世界大戦の時の捕虜は、表面的であっても歓迎されているし、その時の記事でも好意的な記述が見られる。清国人捕虜には、新聞の記述を見ても好意的な記述が最も少ない。

新聞における捕虜関連の報道は一〇月に捕虜が来て以来、一二月頃までさかんであった。年が明けると捕虜の記事は減少した。これとは対照的に松山廠舎では、少しも地元民の興味を引かなかつたという⁶⁷⁾。ともあれ、『新愛知』、『扶桑新聞』では大小の差はあるが、名古屋に来て以来捕虜に関する報道はほぼ毎日なされた。捕虜の報道にある程

度の需要があったためであろう。

捕虜の待遇などに関しては、種痘を施し、清潔な日本兵士の小倉服を支給し、散髪されてしまったので日本兵を彷彿させ、捕虜を懇切丁寧⁶²に扱ったとのことである。捕虜の起臥した部屋は一部屋につき五、六人収容で風通しがよく清潔であった。入浴は、週二回実施され、記者が言うには「彼等が固有の悪臭稍や去りて今は殆どなし」や、記者が訪れると敬礼すると言う。捕虜の脱走や暴動などは新聞を確認した限りでは無いが、捕虜が一悶着おこすと脅し文句で、本国に送還すると言えは治まるとのことであった⁶³。

捕虜たちの日課に関しては、日清戦争で捕虜に対し労働は課されなかったので無聊の日々を過ごすこととなる。そんな中やることとして、掃除、兵式運動（満州式と清式の二様式あったようである）、撃剣柔術のような武芸に興じたり、蹄見という遊戯に興じた。之は一銭銅貨を紙に包んで鳥の羽根をつけたものを、五、六人または一〇人で円形になって足で蹴るとのことである。煙草や、母国への手紙も許可された⁶⁴。捕虜は、廠舎から自由に外出することはなかったが、集団外出はおこなった。例えば、愛知郡八幡山に行き帰りには牡丹亭で飲んだとのことであるが、何を飲んだか、人員の規模など記事から判らない。だが、警備上の事を考慮すれば酒ではなく茶であろう⁶⁵。他には、建中寺の近くの覚恩寺（名古屋市新出来町）に説教を聞きに行ったとのことである⁶⁶。

市民の捕虜に対する慰問もされた。その際、豊橋では「捕虜慰問者心得」なるものを制定しこれを新聞に公表した。その制定の理由は、捕虜を見るため豊橋廠舎に集まる人が多く、中には「チャンチャン」や「豚尾」と軽視するものがある為、それでは日本が軽侮されると慮ったからである。

- (一) 慰問者は必ず（豊橋衛戍）補充大隊長佐藤常政の批評を要す
- (二) 軍人は必ず服装正しくし姿勢を厳にし大日本帝国軍人の威儀を失はざるを要す
- (三) 常人は必ず羽織袴帽子足袋を着するを要す、但し婦人は勉めて清潔なる服装をなすべし
- (四) 慰問者は如何なる事情あるも俘虜に対し筆談又は言語を交ふることを禁ず
- (五) 言語動作等にて俘虜を侮慢し又誹謗する如きことは之を禁ず
- (六) 慰問者は一回十名に限る
- (七) 慰問の許可を受けし者たりとも俘虜の食堂浴室及び廁圍の近傍に立寄るを禁ず⁽⁶⁾

名古屋でこのような心得が制定されたかは新聞を見る限りでは無い。だが、慰問ひとつとっても、日本にとって面子が掛かっていたのであろう。

捕虜の慰問について、慰問した団体、個人なども少し挙げておく、『扶桑新聞』（一八九四年一月一日付）では、県会議員一行が建中寺を訪れた。捕虜たちは種々の技芸を演じた。『扶桑新聞』（一八九四年一月二三日付）では、県会議員一行が慰問した。それと、県会議会で名古屋、豊橋の県下収容の捕虜に見舞い品を送ることと決した。同日の『扶桑新聞』には真言宗俘虜撫恤使として僧山縣玄浄らが通訳を通し説教して、慰問品なども捕虜に送った。さらに、尾張徳川家の徳川義禮も慰問したとのことである。『扶桑新聞』（一八九四年二月二三日付）には、見出し名が「建中寺の捕虜消息」で捕虜の来名以来捕虜には下痢に罹るものが多かったので続々と陸軍予備病院に入院するものが出た。一二月下旬になると、入院者は三、四名に減じたと記す。市民への建長寺の境内に入つての見物は禁じられ

ていて、捕虜慰問のため物品を寄贈したものに限り境内の内部で捕虜を見る事ができた。上に挙げた慰問者は、公的なものばかりだが、市民の物品寄贈もあった。同じく『扶桑新聞』（一八九四年二月二三日付）で、名古屋上島町の六花堂の主人が齒磨き粉一〇〇有余寄贈したともある。

一方豊橋廠舎では、小学生の慰問に対し捕虜の銭世忠なる人物が小学生の品行が端正である事に感心し漢詩を詠んだことや、天長節を祝して同じく銭世忠が漢詩を詠み、その漢詩が掲載された。このように捕虜に好意的な報道もあった。⁽⁶⁸⁾ただ、このような報道は少なく、捕虜に対する敵愾心や侮蔑の念がこもった報道がほとんどである。

その一方で、日本兵の勇敢な戦いぶりが報道された。例えば『扶桑新聞』（一八九五年二月二三日付）の見出し名「雑録威海衛攻撃海戦録第九号艇の危難」では、次の通り日本兵の勇敢さを報じている。

（前略）敵の砲艦及び水雷艇等左右より追躡し来たり頻りに発砲して遂に機関室を打たれ機関部員は悉く負傷し即死四名に及びたり。この名誉の戦死者及び負傷者は

即死 中妻機関兵、後藤三等機関手、網元二等火夫、伊東四等火夫

負傷 高橋一等機関手、栄壽一等火夫、前山二等火夫、味園三等火夫

にして其内前山、味園の両名は生命も覚束なき重傷を負ひたりと嗚呼危うい哉。水雷艇にして既に機関部を撃破せられ機関部員にして残らず負傷したる以上は最早運動も自由ならず。報国の任務も茲に止まれり生きて清兵の捕虜とならんより死して尽忠の鬼となるに如かず。と同艇長眞野大尉を始め嘉村少尉等割腹せんと既に覚悟せし

（以下略）

この後、第九号艇の乗員は、たまたま通りかかった第十九号艇に乗り移り九死に一生を得た。『扶桑新聞』（一八九五年二月二四日付）には、見出し名が「捕虜捕虜蔡廷幹と士官の問答抄略」という記事では、清国人捕虜蔡が、「貴国人は生きながら之を捕ふる事到底企つ可らず」と述べている。これらの記事からみると、日本人にとって、捕虜にならず勇敢に戦うことこそが美徳だという見方をしている。

捕虜になることを忌避し、捕虜になるくらいならば自殺か、死ぬまで徹底的に戦う姿勢が日本人にとってあるべき姿であったのであろう。それが清国人でも捕虜になることを拒否した者は「健児」と誉めている。『扶桑新聞』（一八九四年一〇月二五日付）では、見出しで「俘虜中亦此健児あり」と小さな扱いであるが、将校らしき捕虜が、取り調べですぐに首を切れと請ふ者や、護送の際に自殺した者を挙げている。日本人から見ると、捕虜がそここの待遇で呑気に暮らしている姿を見ると面白くなかったであろう。また、捕虜を実際見なかった者も、捕虜のありようを新聞で読むか、伝聞するかで知ったであろう。一方で日本人の勇敢な戦い振りが新聞で連日報道されたり、身近なところで戦死者がでたりする中で、国際法に則った待遇をうける捕虜に対して持つ感情は良いはずがない。こうした思いは、日本が戦争に勝っているうちは抑えることができるだろうが、戦況が不利になったら捕虜の処遇がどうなるかは予想に難くない。

明治二八年（一八九五）八月になると、清国人捕虜は帰還することとなった。『扶桑新聞』（一八九五年八月一日付）によると、送還の日が間近であることを聞くと捕虜は大喜びして監守官に自分の居所を教えたり、出発に際しては髻⁶⁹をいれて弁髪にし、服も新調して浅黄色の猶太服（看護婦服のようなもの）、支那靴のかわりに足袋と草履を与

えることになった。『扶桑新聞』（一八九五年八月一三日付）には清国人捕虜の神戸への出発の様子が記されている。それによると「本日午前五時四十分名古屋建中寺に在りし清国捕虜百名笹島を発し神戸に向ひ出発せり」身なりは浅黄服を着て、頭は慈姑頭⁽⁷⁰⁾だった。名古屋到着の時も人だかりができたが、この日も多くの人々見物したという。同じ日の午前九時三五分、神戸に向かう豊橋廠舎の捕虜百名が名古屋停車場を通過した。なお、短い髪を補うための髷は、捕虜の賄いを請け負ってきた大曾根町の料理屋澤裕より寄付されたものだという。捕虜達は一三日、神戸で御用船豊橋丸に乗船し出港。一四日松山廠舎の捕虜を三津ヶ浜で乗せて清国にむかった。一八日大沽に到着し新城で捕虜は送還されたのである。

二 日露戦争期

(一) 日本における日露戦争期の国際法

日露戦争は文明国のロシアとの戦争であった。それに先立ち、一八九九年にオランダのハーグで第一回ハーグ平和会議が開かれ戦時国際法は飛躍的な進歩を遂げた。すなわち「陸戦の法規慣例に関する条約（ハーグ陸戦条約）」、「ジュネーブ条約（一八六四年の赤十字条約）」海戦に應用する条約、「国際紛争平和的処理条約」の三条約と、「軽気球からの投射物爆発物投下禁止宣言」、「窒息せしむべきガス又は有害ガスの散布を禁止する宣言」、「ダムダム弾使用禁止宣言」の三宣言が採択された。この会議を提唱したのはロシア皇帝ニコライ二世であった。会議の目的は、ヨーロッパでの軍拡競争に歯止めをかけ、軍縮を目的とした。一八九八年ロシアは、八月に各国に会議の招待状を送った。日本

はこの会議に招待を受け、林董駐露公使、本野一郎駐ベルギー公使、有賀長雄、阪本俊篤海軍大佐らが出席した。

しかし、会議に先立つ交渉で、軍縮問題に関してはドイツが反対したため、ロシアは会議の議題から軍縮を削除し、議題を戦争法規の編纂、紛争の平和的処理を議題として翌年一月に追加の通牒を發し会議への参加を改めて要請した。会議の開催地は当初、ロシアの首都ペテルスブルクで開催する予定だったがロシア政府とオランダ政府の協議でハーグに決し、四月に正式なハーグ平和会議の招待状がオランダ政府より發せられた。⁷¹

軍縮は相手の軍備に制限をかけることであるから、机の上での戦争とも言えた。戦時国際法でも戦争において相手の国に制限をかけることであるから、「人道」「博愛」の精神に基づく捕虜の保護をうたう国際法も根底には軍縮と同じように高度な政治的問題であろう。それは今でも変わらぬ問題である。

さて、本論では捕虜をテーマに扱っているので、捕虜に係のある「ジュネーブ条約の原則を海戦に適用する条約」と「陸戦の法規慣例に関する条約」についていまい少し詳しく述べる。

「ジュネーブ条約の原則を海戦に適用する条約」とは、一八六四年のジュネーブ条約を海戦にも適用する条約である。もともとは陸戦において傷病者の保護を規定していただけで、一八六八年にジュネーブ条約は改正され海上における救護について原則が定められるが諸外国の批准には至らず、今回は全面的に海戦に適用すべく新たに独立した新条約として制定されたものである。

「陸戦の法規慣例に関する条約」は、さきの「ブリュッセル宣言」をもとにしている。条約は本文が五ヶ条、附属規則は六〇ヶ条と非常に詳細な内容であった。附属規則のうち一七ヶ条が捕虜に関する規定である。捕虜に関しての主な内容⁷²は、正式な戦闘員と定義された者は、捕虜になる権利を有すること（第三条）。捕虜は敵国政府に捕獲された場合に捕獲した個人や軍のものではなく、捕虜を博愛の心をもって待遇すること（第四条）。捕虜を過度にならな

い程度で、且つ作戦行動など軍務に服せしめない限りで労役に就かせられる。労役には賃金を払う必要がある（第六條）。捕虜の捕獲国に給養の義務が課せられている。その際の基準は交戦国間に特別の協定が無い限りは、捕獲国の軍隊の基準と同等のものを与える（第七條）。捕虜の逃走の失敗に対する取り締まりは懲罰にすべきこと。例えば、自軍の勢力圏まで到達する前に再び捕まったら、罰則は懲罰である。また逃走が成功し、例えば自国軍に合流し再び戦闘に参加して、捕虜となっても以前の逃走について罰せられることはない（第八條）。捕虜が、今戦争において二度と武器を執らず戦闘行為に参加しないことを一身の名譽をかけて「宣誓」したものは解放される（第十條）。ただし宣誓を破り武器を手にして戦って、再び捕虜になると捕虜の特典（捕虜に関する国際法に則り取り扱われる権利）を失い軍法会議にふせられてしまう（第一二條）。交戦国間の俘虜情報局設置の義務化（第一四條）。秩序、風紀に反せざる限りにおいて捕虜に信教の自由を保障すること（第一九條）といったところである。

これらの内容を見ると、これらの規定は欧州で作られたものであると感じる。特にそうなのは、宣誓解放の規定についてである。宣誓解放は日露戦争で、例えば、旅順要塞の旅順要塞司令官ステッセル以下一名の将官、将校五九〇人、文官と下士卒八七七人が旅順要塞開城後に所定の宣誓をなし、従卒、家族とともに長崎を経由して帰国した。⁽⁷³⁾一方、ロシア軍の管理下にある日本人捕虜はポーツマス条約の批准後まで宣誓して解放され帰国することはなかった。ロシア側の捕虜取り扱い規則である「日露戦争俘虜取扱規則」⁽⁷⁴⁾を見ると、第十一条に宣誓解放の規定がある。こう見ると、日本人にとって宣誓したうえで捕虜の身から解放されることは理解しがたかったのではないだろうか。もっとも、ロシア側の規則が宣誓解放の制定だけでまったく実施する気がなかったというならば話しは別であるが。しかし、おそらく多くの日本人にとって宣誓解放に何か釈然としない気分を持ったのではないか。一身の名譽を掛けて、二度と武器を執らないと宣誓することは、欧米では判るが、日本では通じにくいものだったに違いない。

表三、陸軍大学校国際法授業予定回数

年度	回数
明治 25 年度	27 回
明治 26 年度	22 回
明治 29 年度	23 回
明治 30 年度	22 回
明治 31 年度	25 回
明治 32 年度	17 回
明治 33 年度	29 回
明治 34 年度	27 回
明治 35 年度	21 回
明治 36 年度	26 回
明治 40 年度	23 回
明治 42 年度	25 回
明治 43 年度	38 回

教育総監部編『陸軍教育史 明治別記第八卷 陸軍大学校之部』より作成

さて、日露戦争前の国際法の話にもどす。先に挙げた規定のなかで、特に注目すべき点は、「捕虜情報局」の設置を義務化したことである。情報局の業務は捕虜の名簿を作成し、自国の管理下にある捕虜がどれだけいることを把握

し、その情報を交戦国や利益保護国などに連絡、敵国に抑留されている自国捕虜の情報を収集することを主にしている。尚、利益保護国とは中立国に交戦国から依頼されて、利益保護国は依頼された国の捕虜の保護や便宜をはかった。ちなみに利益保護国に関してこの時点で言えば、まだ慣習国際法であって、成文国際法に規定されていない。

日露戦争まえに戦時国際法は大きな発展をしたが、その間にも、引き続き日本では国際法の吸収努力がされていた。⁷⁵ まず、参謀や司令官を育成する陸大では、明治三四年（一九〇一）一〇月「陸軍大学校条例」の改正が行われ、陸大は「才幹アル少壮士官ヲ選抜シテ高等用兵ニ関スル學術ヲ修メシメ軍事研究ニ須要ナル諸課学識ヲ増進セシムル所」⁷⁶とある。つまり軍事研究に必要な科目の学識をより増進することを教育の目的にした。軍事学だけではなく、国際法、憲法、経済学など社会科学から、数学、語学までのことを「軍事研究ニ須要ナル諸科」とした。⁷⁷ 陸大条例第二条は、「学生教育ノ実施ハ参謀総長ノ定ムル教育綱領ニ依ル」⁷⁸となつて

いたので明治三四年（一九〇一）「陸軍大学校教育綱領」が制定される。それは、「陸軍大学校ノ教育ハ学生タル将校ヲシテ高等用兵ニ関スル學術ノ原理ヲ攻究シ、活用ノ智能ヲ發揮セシムルヲ以テ主旨トス。而シテ高等ナル普通教育ハ固ト軍人本分ノ學術ヲ攻究スルノ要素ナルカ故ニ本教育ト共ニ之ヲ実施シ益々其学力ヲ増進シ一般ノ知識及判断力ヲ發揮セシムルヲ要ス」とある。さらに、その中で、陸大で国際法教育の継続を確認して、「公法学」といった名前で第三学年に実施した。

前頁の表三を参照されたい。これは、教育総監部『陸軍教育史 明治別記第八卷 陸軍大学校之部』を参考にまとめたものである。この書物には、明治時代の陸大の授業実施予定回数に掲載されている。年度毎にまとめられているが、時々載っていない年度も存在する。いずれも第三学年のなかで実施されている。回数から見ると年によって大小の差はある。なお、表の空白期間は明治二七、八年の日清戦争と明治三七、三八年の日露戦争による陸大の臨時閉鎖のためで授業が行われず、学生は原隊復帰した。空白はその為である。予定表であるから、回数通り実施されたかは不明であるが、少なくとも明治期には国際法教育はそれなりの実績を上げている。

こうして教育され、日露戦争に従軍した陸大卒業生の軍人は国際法の知識を身に付けていた。陸大での国際法講師であった有賀長雄はこれら陸大の教え子たちを『日露戦争実記』において以下の通り評した。まず日清戦争は始めての国際法の実践の場であったから有賀は非常に気を遣うことが多かったが、日露戦争ではそうでなかったという。

（前略）始めて戦時公法を実戦に用ひた時であったから些細の事まで注意を要したが、此の度は第一に陸軍省及参謀本部より訓令せられたるもの多く、第二に将校の中に日清戦役の経験あり又は陸軍大学校に於て教科を経た

る人多く、第三に日清戦役の先例を其まま適用し得べき場合も頗る多きに因りて大抵のことは我等公法学者の手を掛けずして自然に行われ、誤も殆ど無し、例えば俘虜取扱いの如き、徵発事務の如き、占領地人民取締の事の如き平々凡々の事は將校達に於てズンズン決行せられ、我々には下問せらるること無し（以下略）⁸⁰

有賀が述べていることから、この時期の国際法教育は実際の戦場でも反映され国際法は浸透していたのであろう。陸軍士官学校（以下「陸士」と略す。）の国際法教育については、史料上確認できるの大正に入ってからである。従って、明治において陸士の国際法教育は詳らかになっていない。⁸¹

下士卒の国際法教育についても史料がない。ただ、市販の軍隊についての参考書によって多少の国際法の知識を仕入れていることもできたであろう。その参考書とは、現在で言えば「ビジネスマンのための英会話」とか「冠婚葬祭マニユアル」にあたるであろう。要は入営したら、軍隊でどのように振る舞えばよいかといったことを書いてあるものである。それらは、「歩兵須知」とか「兵卒教程」などといった名前で市販された。これらのなかには、軍隊事情など軍隊でどうすれば出世できるかとか、実用的なことも述べているが一部の参考書では「赤十字条約の大意」「赤十字条約摘要」といった題名でジュネーブ条約を説明している。その一例を挙げる。これは問答形式であり内容は平明であり、ルビもふってある。その問答から一部を抜粋する。

問 赤十字条約とは

答 文明諸国同盟して戦地にて互に患者を救ひ助くる法を定む

問 昔の戦争の景況は

答 敵を倒し財産を掠め尚飽くことなしと

問 今日戦争の状況は

答 敵と雖とも我に抗するの心を減し其力を失へは之を敵視することなしと

問 若し同盟国戦争を開き傷者敵地に在ることあり其取扱は

答 決して残酷の扱を受けて却て尊敬救護を受く

問 赤十字条約に入るを許されたる国は

答 軍律整はず文明の程度低く殺伐屠戮を以て軍人の本色とする未開国なり

問 我軍人にして万一此条約に反する行為ある者は

答 畏くも皇帝陛下の至仁至慈なる聖慮に背き国家の品位を墮すのみならず自己の身に刀を加ふるに等しき理なるを以て深く慎むへし

問 敵の傷者患者を残し退かは

答 兵器は勿論侮辱を加へず互に軍人たるの礼儀を正し尊敬の意を表するものなり⁽⁸²⁾

他にも、衛生部員の局外中立、赤十字の標章、傷病者を収容する病院への攻撃の禁止とくわしくジュネーブ条約を説明している。

海軍での国際法はどうであったらうか。陸大と同じく海大でも、引き続き教育がおこなわれていた。明治三六年（一九〇三）二月二日の「海軍大学校教育綱領」では第二条で、海大將校科甲種学生、つまり将来の海軍の枢要を担う高級指揮官となるべき学生に、「將校科甲種学生ニ教授スヘキ学科ハ兵学、法学及語学ニシテ其ノ科目ノ要領ハ概ネ左の如シ」と、戦略、史戦、軍政学、軍器学、航海学、兵要地学、築城学、交通学、法学、語学をあげる。このなかで法学とは、すなわち、「国法、国際法、海法、海軍刑法治罪法等ニ関シ海軍將校トシテ实用ニ適切ナル事項ヲ教授ス⁸³」とある。

海軍兵学校（以下、「海兵」と略す）で国際法教育が実施されていることが確認できるのは明治三八年（一九〇五）二月二六日の「海軍兵学校教育綱領⁸⁴」である。海兵は海軍における初級將校を養成する機関である。海兵教育綱領の第五条で「教育ハ左記ノ学科目に就キ前条ニ掲クル要旨ニ則リ実施スヘシ」とあり、教育科目は兵学、普通学、別科に大別され、国際法教育は別科に含まれていた。兵学は、砲術、水雷術など軍事上の基本的な知識を、普通学では、英語、数学、物理などである。別科は、国際公法の大意、海軍治罪法刑法大意、体操、歴史講話などがある⁸⁵。別科は兵学と普通学に比べると扱いが低かった。別科は試験を行う必要がなく、必要である場合でも各学年の終わりにその成績に考慮して適当な点数をつければよかった。その成績も席次を決める試験成績には含まれないことから、低い地位であった⁸⁶。

以上の如く、日本では引き続き国際法の教育が行われていたといえる。

(二) 日露戦争における捕虜

1 日露戦争における国際法遵守の背景

日露戦争は、日清戦争と同様に国際的な視線に気を付けなければならぬ戦争であった。その理由として、戦争の遂行と戦争の終結には、大きく欧米諸国、特にイギリス、アメリカに頼っていた点にある。日本は戦争の遂行のための戦費の調達を外債に大きく依っていた。そのため日本の外債の売り上げが落ちるような行為は出来なかった。対するロシアも戦費の調達を外債に依っていたため日本と同じく外債の募集の障害になるような行為が出来なかった。もちろん、戦闘における勝敗が外債の売り上げに大きく影響を与えるだろうが、もし国際法上の違反が各国に知れば外債の売り上げに支障をきたすだろう。日本は戦争中、実に四回にわたり額面にして八億円余の外債を発行したのである。⁽⁸⁷⁾ また、戦争の終結においては、アメリカの仲介を最初から想定していた。そのために金子堅太郎をアメリカに派遣し、日本に同情的な世論を作る為の宣伝外交を行ったのである。⁽⁸⁸⁾

さらに、当時ロシアは戦時国際法の先進国であった。ブリュッセル宣言、ハーグ条約はロシアのイニシアティブのもと制定された。このことについて有賀は次のように述べる。

敵タル露西亜ハ歴史上此等ノ条項ノ主唱者トシテ見ルヘキ、アレキサンドル二世ノ君治セラレタル国ナルガ故ニ、我カ当局者ハ開戦ノ初メヨリ特ニ俘虜ノ取扱ニ注意シタリ⁽⁸⁹⁾

日本にとっては、比較される相手がロシアである以上、国際法遵守に対する力の入れ方も日清戦争以上であったであろう。

日清戦争であれば、捕虜が十分に国際法を知っていることはほとんどないであろう。だがロシアは戦時国際法の先進的国家でありハーグ条約批准国である。もちろん、ロシアは他の欧米諸国にくらべると進歩の遅れていた国家であったが、それでも将校クラスの軍人となると国際法の知識を持っていたし、将官クラスになると相当な知識人であったから清国人捕虜とくらべると「文明国」の人間であった。戦争が始まると次々とロシア人捕虜が国内に連れて来られた。清国人捕虜と違い、捕虜将校達は戦時国際法の知識を持っていた為、さまざまな形で抗議した。例えば、ロシア側の利益保護国である在日フランス公使を通しての抗議とか、または、収容所の職員に対する直接の抗議など、捕虜の取り扱いも困難であった。

特に大きなトラブルになったものとして、旅順戦の捕虜将校の帯剣問題があげられる。これは、降伏のときに定めた「旅順開城規約第七条」によって将校に限り「名誉ある防衛者」ということを顕彰するため捕虜となっても帯剣を認めたものである。以下は開城規約第七条である。

第七条 露軍ノ勇敢ナル防御ヲ名譽トスルニヨリ、露国陸海軍ノ将校及官吏ハ帯剣及直接生活ニ必要ナル私有品ノ携帯ヲ許サルベク、将校、義勇兵及官吏ニシテ本戦役ノ終局ニ至ルマデ武器ヲ執ラズ、如何ナル方法ニ於テ

モ日本国ノ利益ニ反対スル行為ヲナサザル事ヲ筆記宣誓スル者ハ、本国ニ帰還スルコトヲ承諾ス。
将校ニハ各人ニ一名宛ノ従卒ヲ随行セシムルコトヲ許ス。此ノ従卒ハ特ニ宣誓解放ヲナス。⁽⁹⁰⁾

この名誉を顕彰するために捕虜の帯剣を認めることは、日本側の「俘虜取扱規則」第十条にも定められていた。だが、武装したまま国内の収容所に収容するには警備上の大きな問題になるであろう。そのため、帯剣は「領置」という形で戦争が終結し、本国に送還するまでは預かるという形にしたのである。領置を実行する際、「開城規約」で約した条件に反することによって捕虜将校は抵抗した。そのなかで、松山収容所では一触即発の状況に陥った。これに加え、将校に付く従卒が、日本側の「俘虜取扱規則」の第四条の規定が将校二名につき従卒一名としたことにも抗議し、「開城規約」通り、将校一名につき従卒一名を要求した。『明治三七、八年戦役陸軍政史』第八巻によると次のようである。

一月十八日 松山ニ収容セル旅順俘虜将校ハ露文開城規約ニ依り終始帯剣ヲ許サレ、又各将校ハ従卒一名宛ヲ附セラルルモノト誤解シ、百方説諭スレトモ頑然固執シテ帯剣領置及従卒減少ヲ肯セサルニ依リ、彼等ノ誤解ヲ解ク為露語ヲ以テ同規約第七条ノ趣旨ノ説明ヲ求ムル旨同収容所委員長ヨリ電報アリシニヨリ、次官ヨリ在旅順伊地知少将ヘ電報シ開城規約第七条ノ帯剣ハ欧羅巴語ニ如何ナル文字ヲ用ヒシヤ、又内地収容ノ場合ニ於ケル帯剣ノ事ニ関シ特ニ言渡ノ有無ヲ確メタルニ帯剣ハ英語ニテ (to wear swords) ノ文字ヲ用ヒ帯剣ノ事ニ関シ特ニ

言渡シタルコトナキ旨回答ニ接セリ。依テ左ノ通次官ヨリ松山衛戍司令官へ電報ス（電第九十六号）

河野大佐（筆者注、松山收容所委員長）ノ電報ニ依レハ旅順俘虜將校ハ帶劍ヲ領置スルコト及従卒ヲ減スルコトヲ肯ンセサル趣ナレトモ、帶劍ハ俘虜收容所ノ取締上必要アリテ一時收容所ニ領置スルモノナレハ、彼等ハ俘虜トシテ此規定ヲ遵法スルノ義務アリ。就テハ更ニ此趣旨ヲ説諭シ領置スル様取計ハレ度。又従卒ハ概ネ將校二名ニ付一名ノ規定ナレトモ彼等ノ希望通り一名宛ヲ付スルモ差支ナシ⁹¹

結局、軍刀の領置の件は、收容所側が粘り強く捕虜を説得し平和的に解決した。⁹² 従卒については、捕虜の要求を受け入れた。この問題は、名古屋において、捕虜將官が連名で在日フランス公使を通して抗議を申し入れているが、陸軍省は、開城規約の帶劍に関する規定を、旅順要塞開城の条件に止まるとし。開城規約第七条によって自ら国内に收容されることを選択した捕虜には、ハーグ条約附属規則第八条（捕虜は捕獲した国の陸軍現行法、規則及び命令に従うことを規定している）に依って、捕虜になった者は取り締まり上一般捕虜同様に日本陸軍現行法律規則および命令に服従すべきであるから、日本側の俘虜取扱規則第十条で認められている捕虜の帶劍について、旅順の捕虜將校には本人の解放まで領置することは当然といった内容の回答を在日フランス公使に発した。⁹³ なお、名古屋では帶劍領置に關し松山ほど危険な状態になっていない。

このように、日清戦争にくらべ捕虜の扱いは困難になったと言える。だが、戦争の遂行と終結を欧米に依存する以上、国際法という欧米の作ったルールに則る必要が過去の戦争に比べ強かったといえよう。

2 日本が戦時にとつた措置

i 日本国内におけるロシア人の保護

先の日清戦争において、日本滞在の清国人を保護した。この日露戦争でも同様の措置をとつたのである。ロシア人で引き続き在留する者には在留を許し、出国しようとする者も自由にした。新たに入国をする者にもあえて拒まず、日本の法令によってロシア人の身体、財産、生命、名誉を保護した。ただし、ロシア人への保護は、取締上必要な行政処分、軍事上の目的のための陸海軍の処分については別とした。明治三七年（一九〇四）二月一〇日、桂内相より地方官憲に対し内務省訓令第二号が発せられた。

露西亜帝国ニ対シ戦ヲ宣スルニ至リタルハ帝国政府ノ深く遺憾トスル所ナリ。然リト雖其ノ臣民ニ対シテハ固ヨリ秋毫ノ敵意ヲ有スルニ非ス其ノ現ニ帝国ニ在ル者ハ引続在留スルコトヲ得ヘク、新ニ渡来スル者は敢テ之ヲ拒マス。其ノ帝国ヲ去ラントスル者モ其ノ身体生命名誉及財産ハ我法令ノ規定スル所ニ従ヒ之ヲ保護シ彼等ヲシテ安堵シテ平和適法ノ業務ニ従事シ進ンテ帝国裁判所ノ救済ヲ請フコトヲ得セシムヘシ。（中略）例ヘハ彼等ニシテ帝国政府ノ好意ニ背キ其ノ本国ノ為ニ軍事上ノ利便ヲ計リ又ハ、帝国ノ安寧秩序若ハ風俗ヲ紊シ、其ノ他苟モ帝国ノ利益ヲ侵害スヘキ行為ヲ為ス者アルニ於テハ法令ノ規定ニ依リテ処分セラルル外、直ニ之ヲ帝国外ニ退去セシムルコトヲ得ルハ論ヲ俟タス。貧シテ生計ヲ営ムコト能ハス公費ノ救助ヲ要スル者ノ如キニ至リテモ亦其ノ

在留ヲ禁止スルコトアルヘシ。之ヲ要スルニ帝国ニ在留セル露西亜帝国臣民ニ対シテハ帝国ノ利益ト抵触セサル
限リニ於テ可成丈完全ノ保護ヲ与ヘント欲スルナリ。宜シク此ノ意ヲ体シテ彼等ヲ処遇シ併テ帝国臣民ヲシテ誤
解ナカラシムル様注意スヘシ⁹⁴

日露戦争中に日本国内に滞在したロシア人の例を一、二挙げておこう。日本が基本的に捕虜としたのは、民間人を
除く軍人であった。民間人であるロシア人捕虜の家族は慰問のため日本に滞在するため、わざわざロシアから来日す
るケースもあった。明治三八年（一九〇五）三月一八日の陸達第二一号「俘虜自由散歩及民家居住規則」では、捕虜
とその家族の同居を一定の制限のもとで、収容所の外で民家に居住できた。戦争中松山に滞在したロシア人将校の妻
ソフィア・フォン・タイルの日記によると、彼女は、来日前には捕虜になった夫は日本人に虐待されているに違いな
いと思つて、夫を救わんとする気概で来日した。

だが、思いのほか日本人の待遇はよく満足の意を表し、さらにこのように述べた。もし、日本人が捕虜となりロシ
アに抑留されたとしたら、捕虜の家族である日本人がロシアに行くことを絶対に反対すると述べる。「私が松山で生
活しているように、ロシアやシベリアの小さな町で安全かつ気持ちよく生活してゆけるわけがない」からであり、
「私がここでやっているように、日中はもちろんのこと、日が暮れた後でも、安全に町中を歩くことが出来るだろう
か？ 松山では男の人たちも女の人たちも、小さな子供までが、私に対して真に好意にみちた、親切で礼儀正しい応
待をしてくれるのだ。ロシアでそのようなことが期待できるか？とんでもない。いいえ。すべて出来ないことばかり
なのだ⁹⁵。なお、民家に居住した捕虜は、全国で三九名にのぼった⁹⁶。

他の例として、ハリストス正教会の宣教師ニコライをあげる。ニコライは幕末期に来日して以来、布教活動を行っていた。明治二四年（一八九一）には神田駿河台にニコライ堂を建設し、東京でその威容は際だっていた。だが、日露開戦の気運高まる中、ニコライもロシアのスパイ、つまり「露探」として疑われ、ニコライ堂は露探の巢窟であるかの噂がたつたのである。そのため、ニコライを始め正教会関係者も白眼視された。例えば、戦勝祈願に名を借りた寺社の金集めに正教徒が応じなかったことに、根を持った氏子たちが振舞い酒の勢いを借りて正教会関係者、あるいは施設への暴行に及んだ。⁹⁷ロシア人であるニコライへの敵意は非常に高まり、開戦前に周囲の者たちから国外への脱出を勧めるが、二月七日、日本人の正教会の主立った者達が一同に会して、「主教閣下は時局の如何に拘わらず依然日本在留し給うを当然とす」という結論を出した。この時の会議に出席に臨んだニコライは、信者達の決議を聞いて、日本の未発達な教会の為に働く決意を述べた。さらに「もしも明日にも宣戦の詔勅が出たならば、あなたがたは、日本の勝利を祈りなされ、而して戦いが勝ったならば感謝の祈りを献じなされ。これがあなたがた国民として必ず務むべき祈祷です。」として、「主イエスハリストスの教えは各々その国を愛して我が皇帝に忠義を尽くすべきことを教えてあります。」と信者には自国への愛国心を説いた。⁹⁸そして、政府はニコライと正教堂を保護するため警察官を派遣することとなった。

ニコライの日記によると、昼夜を問わず、三、四人の警官が教団を守り、憲兵が二人教団内に住み込んで警護をしていたという。⁹⁹それに加え、内務省は二月一九日付けの訓令第三号で神仏各教宗派管長にあてて、ロシア国民には敵意がないこと、宗教については教派のいかなを問わず平等にし、平素と変わらないようにと指示した。

だが、ニコライ日記を見ると日本人正教徒の迫害、ロシア人に間違われた外国人が露探扱いを受けるなどの記述が見られる。政府のこうした態度は戦争がキリスト教国に対する挑戦と受け取られ、ある種の宗教戦争化することへの

懸念に依っていた。ロシアは日露戦争をキリスト教国と非キリスト教国の戦いであると世界に訴えていたので細やかな配慮をしたのである。⁽¹⁰⁾

しかしながら、ロシアへの敵意を正教会関係者や日本人教徒にぶつけ、ロシア正教の教会を攻撃の直接の対象としているが、これらを攻撃の対象とすることは、大国ロシアへの恐怖感が根底にあるからであり、兵士として出征した身内が戦場で戦死したことへの、やりばのない怒りの向かったとも言えなくもない。さらに、国際法に則り厚遇される捕虜に対しても、身内を失った怒りや、⁽¹¹⁾ロシアに対する恐怖に基づく反発の捌け口として攻撃できるわけではないから、これら正教会や正教の教徒を攻撃したのであろう。

ii 補助輸卒について

日清戦争では後方輸送に人夫を使用したため、規律の維持の点で問題があった。糧食の問題は、朝鮮及び満州では鉄道の便が少なく、そのうえ道も険しく輸送任務は人の肩、牛馬荷車で運搬するしかなかった。弾薬に関しては輜重兵をもってあたらせたが、糧食は平時よりこのために人員を設けることが経済上難しかった。人夫を使用せず糧食の問題を解決するため、第二補充兵をこれにあてた。第二補充兵についていまい少し説明する。日露戦争期の徴兵制は、合格者を常備兵と補充兵に分けて、補充兵はさらに第一補充兵と第二補充兵に分けられた。常備兵は三年間の教育を施し、第一補充兵には一五〇日以内の教育を施し必要に応じて常備兵の補充にあてた。第二補充兵は平時には教育を施さず、戦時に第一補充兵を召集しても、なお不足する場合召集されて臨時教育を施すものであった。補助輸卒は、日露戦争にも満州軍司令部附の法律顧問として従軍した有賀長雄の評するところによると、人夫を使用した日清戦争

と違い極めて良好な成績であったといふ。

また、補助輸卒を戦闘員か非戦闘員として扱うかは国際法上の問題にならず、内国的な問題であるが有賀はどちらにすべきか、なお研究を要すと述べている。これについて少し詳しく述べたい。交戦者を二つに分けて戦闘員と非戦闘員に分類できる。戦闘員とは歩騎砲工輜重兵であり直接戦闘に従事する者をさす。非戦闘員とは直接戦闘に参加しないものの、軍隊の編成に必要な者をさす。それは軍医官、主計官、薬剤官、法官、野戦郵便部員、通訳官、馬卒、雑役夫などである。ついでに、軍医官、薬剤官、衛生部員などの医療に従事する者はジュネーブ条約で捕虜にすることは禁止されている。戦闘員、非戦闘員も交戦者であるから国際法上の捕虜として扱われ、戦闘員と非戦闘員の区別は国内的な軍事上の問題である。

さて、当初は補助輸卒を非戦闘員としたために武装していなかった。そのため後方攪乱をロシア軍がすると補充輸卒は襲撃されて犠牲者を出すこともあった。その一方で、補助輸卒に防衛のため棒、竹槍などを携帯させ敵との戦闘に従事させた例も存在する。明治三八年（一九〇五）三月の奉天開戦では補助輸卒に戦利品の銃を授けて、輸送勤務の傍らに使用法の教練を行うようになっていた。以下は鴨緑江軍の明治三八年（一九〇五）七月二日付の内山参謀長より各部団隊へ宛てた通牒である。

今回各隊非戦闘員（補助輸卒共）ノ約四分ノ一二戦利小銃及弾薬盒ヲ支給シ從來非戦闘員ノ携帯シアリシ村田歩兵銃及弾薬盒ヲ返納セシメ、戦利弾薬盒不足スルトキハ村田歩兵銃ノモノヲ以テ充用スルコトニ相成候条此段及通牒候也。

日本の野戦軍は、後方地域がしばしばロシア軍に襲撃されたり、その襲撃の恐れが高まった場合に、補助輸卒、野戦郵便局員及び通信所員などの非戦闘員を動員し、あるいは文官、志願した居留民をもって義勇団を編成した。義勇団は上述した非交戦者を交戦者とするハーグ陸戦条約附属規則の要件に合致するよう努めた。⁽¹⁶⁾

一方、ロシア政府は、東清鉄道沿線、樺太、沿海州にロシア人で組織した国民軍自由隊を設置し、その隊はハーグ陸戦条約の要件を満たすものであると日本側に通告してきた。日本側は、徽章が肉眼で確認できない場合は勿論、ハーグ陸戦条約でさだめた民兵及び義勇団が交戦者たる資格を得る為の要件をことごとく具備しない場合は、国民軍自由隊を交戦者と認めない旨を通告したが、実際には、要件を満たしていないケースもあった。

樺太では、「制服ヲ着用セサル不規律兵露国義勇兵ニハ一定ノ徽章ヲ規定シアルニ拘ラズ、樺太島ニ於ケル敵国軍隊ノ一部ハ、何等ノ徽章ヲ附属セサルヲ以テ、普通人ト全ク區別スルヲ得ズ。」とあり、制服を着用しない者や、退却の際に徽章を破り捨てて逃走するため民間人との区別が困難だったが「我カ軍ハ人道ノ大義ヲ重ンジ、成ルヘク戦闘ノ惨禍ヲ多大ナラシメザルコトニ努メタリ。」⁽¹⁶⁾とある。だが、樺太の戦闘の別の報告によると、「明治三十八年七月十日夕ヲ占領スルヤ、歩兵第四十九連隊第二大隊ノ一部ハ、夜ニ入り村落内ニ進入セシニ、土民ノ服装シタルモノ数百名武器ヲ操リテ我レヲ包圍セリ。」となった。

この大隊は別働隊の応援で土民を撃退し約一五〇、六〇名を捕獲したが、この捕獲された者は、土民や義勇兵など様々な者たちで構成されていた。服装は正規の服装をなさず、指揮する者も存在せず、装備は猟銃、小銃、拳銃、棒、斧など雑多であった。そのため交戦者の区別が困難であった。そして、抵抗及び逃走を企てる者が多く、約一二〇名

を取り調べのうえで死刑に処した⁽¹⁰⁾。義勇兵が交戦者としての資格者を与えられる為の要件を充たしていない場合は、不法な交戦者としてこのように厳格な処断となった。

iii 占領地における住民保護と取締

戦闘に直接関与しない満州住民の生命、私有財産の保全について日本軍は配慮した。戦場が中立国であったため、住民による日本軍への有害な行為について、政府や満州軍司令部において画一的な軍律を定めず、各軍や独立守備軍においてさだめた⁽¹⁰⁾。

占領地内における、私有武器の回収について厳しい態度で臨んだ。満州には馬賊がいて、ロシア軍が馬賊を敵対行為に利用する場合があった。馬賊と馬賊ではないが武器を所有する住民の区別が難しいが、占領地において住民の武器私有の監視は占領軍の一権利として私有武器の管理を行った。だが、ロシア軍の遺棄兵器が多量であり、地元民がこれら兵器を取得し隠匿した。これらの兵器は、自己の防衛のためや、地元富豪が自衛のために購入したり、また、馬賊も購入するがため高価で取引がなされていた。このようななかで、日本軍は以下の対策をとった。一、清国人の兵器取得を禁止し、二、ロシア軍の遺棄兵器を取得することは、日本軍の戦利品の窃取として罰した。三、清国人が兵器を取得する理由として馬賊、強盗から身を守るためであるから、自衛のため一定の条件を付けて貸与した⁽¹⁰⁾。

占領地行政においては中立国領土であるため、清国官憲の権限を尊重し、占領行政機関として軍政委員を置き、清国地方行政との紛議の調整、満州住民の日本軍の作戦に対する妨害の抑止、日本軍の作戦所要物資の調達促進などに当たったのである。

3 日露戦争におけるロシア人捕虜

i 戦場におけるロシア人捕虜

戦場の緊迫した状況において、日本人とロシア人は言語が通じず降伏の意思を確認することは困難である。さらに白旗を掲げること、武器を捨てるなど降伏の意思を表す方法はあったが、それも個人においてまちまちであった。そのため降伏する者と捕獲する者での行き違いが生じることもあった。たとえば、「敵ノ一将校我カ一兵卒ニ向カヒ手ヲ挙げ来ル。兵卒之ヲ目シテ敵ノ兵卒銃器ヲ捨テテ投降スルモノト誤解シ、射撃ヲ中止シテ之ヲ捕獲セントスルヤ、突然掌中ニ含ミシ拳銃ヲ発射シテ、之ヲ傷ク。」⁽¹⁰⁾このような誤解が生じて無用な争いを防ぐことは必要だった。そして、捕獲後には、大きく言語と習慣が違うので、ロシア人捕虜と日本兵の無用な摩擦をさけるために、第三軍（乃木軍）では明治三七年（一九〇四）六月二十七日から「俘虜ノ心得」を露文に訳して、ロシア人捕虜に交付することとした。その内容は以下の通りである。

一 正義ヲ重ンズル日本軍隊ハ俘虜ニ対シ博愛ノ心ヲ以テ取扱ヒ、俘虜ノ身分、階級ニ応シ相当ノ待遇ヲ与ヘ、決シテ侮辱、虐待ヲ加フルコトナカルヘシ。故ニ各自安心シテ諸事ニ従順ナルベシ。

二 俘虜ハ其ノ氏名、階級等ノ訊問ヲ受クルトキハ誠実ニ之ニ答フヘシ。⁽¹¹⁾（以下略）

「俘虜ノ心得」は一〇項目からなっていた。残りの内容を要約すると、捕虜の逃走、反抗には武力をもって防止することや、捕虜の犯罪行為は日本の軍法会議で裁くこと、私有品以外の武器は没収、捕虜は近日中に日本国内の收容所に護送し名誉と健康を保証すること、国内の收容所では捕虜の通信、嗜好品や日用品を購入できること、平和回復後には本国に送還すること、国内の收容所において日本側の規則を遵守すること要するなどである。

野戦軍において、大会戦のあとには多数の捕虜が生じる。そのために收容事務が混雑を極め、その場合に「俘虜整理委員」を設置した。旅順項略戦を担当した第三軍で設置し、その他の軍では、奉天会戦の時に設置した。俘虜整理委員は各軍司令部の要員と各軍を構成する師団より要員を派遣させて構成された。第二軍（奥軍）の俘虜整理委員の規定⁽¹²⁾によると、委員が捕虜に関する業務を統括し、戦地における捕虜收容所の取締、捕虜の給養、捕虜に関する医療、捕虜監視部隊の指揮と取り締まり、捕虜の後送などを統括したのである。

第四軍（野津軍）が奉天会戦のさいに俘虜收容委員を設けた。その委員の報告書によると、ロシア人捕虜は反抗なく、従順に従ったとのことである。糧食については、捕虜の携帯食料が少なく中には三、四日絶食する者もいた。日本軍がパンを与えると喜んで食した。捕虜中砂糖や茶を有する者が多数あって、燃料が乏しいなか木片や藁などあつめ茶を喫し、その景況は頗る巧みと評している。また、傷病者の治療にかんしては、野戦病院で戦利品の器材や薬品を使用し、日本軍衛生部員とロシア軍衛生部員をもって治療にあたった。国際法上、衛生部員は捕虜とすることができないが、この報告書によると解放せずに衛生事務に従事させ、漸次捕虜とともに後送した。ここで捕獲された衛生部員はこの後、国内に收容されたかは判らないが、衛生部員については、待遇は日本軍衛生部員と同様であり、講和前に解放され帰国した。

日露戦争中にロシア軍衛生部員で捕獲された者は四五四九名であった。⁽¹⁴⁾なかでも旅順開城にともない捕獲されたものが多かった。まず二七九〇人を旅順開城規約の第九条に基づき、旅順のロシア軍捕虜の傷病者の治療に従事させ、捕虜が日本国内への後送に耐えうるまで回復するものが増加してつくにつれ、その勤務の必要性が減少したので、順次、明治三八年（一九〇五）三月より五月にかけて帰国させた。⁽¹⁵⁾衛生部員で日本国内に收容され、講和前に帰国したものは八三三人である。それらは自軍の捕虜の治療を希望し来日したものと、軍機上の理由と、ロシア軍の軍制度上の問題で国内に後送された。軍機上の理由とは、ロシア軍の前哨に衛生部員を送還することが困難であったということである。ロシア軍の制度上、補助担架卒は通常武器を執らせ戦闘に従事するも、傷病者が生ずると、予め交付されていた赤十字臂章を装着して救護に従事することとなっていた。しかし、『顛末』よると捕獲した段階で赤十字臂章の存在に気付かないこともあったという。そして国内に後送され赤十字臂章が発見されると衛生部員として扱いフランス公使に引き渡して解放した。

ともあれ、これらを俘虜として扱うというわけでないから、收容所に入れず、陸軍病院に宿泊させ、給養額は日本軍の衛生部員に準じた。⁽¹⁶⁾金額に關しては、給養額は一日にして将校相当官六〇銭、下士卒相当者三〇銭、被服費として将官相当者に三五円、上長官（佐官）相当者に二九円、士官相当者には一八円、下士卒相当者には八円八三銭とそれぞれの位階につき値段相当の新調品を支給した。消耗品については、月額で将官相当五円、上長官相当二円、士官相当一元五〇銭、准士官一元三〇銭、下士卒相当は二〇銭分の現品を支給した。そして医療業務にあたったものについて、その手当てを支給するため、明治三八年勅令第五二号を發布し、月額で将官相当一〇〇円、上長官相当五〇円、尉官相当二〇円、准士官相当一〇円、下士相当三元六〇銭、兵卒相当一元二〇銭を支出するよう定めた。だが、国内の衛生部員も治療業務に従事したものはなく、旅順などで治療をしたものの手当ては、ロシア赤

十字社のパラシヨフに謝絶された。外出も任意にし、希望があれば民家への居住を許した。ただし言語習慣の差が大きく陸軍病院内に起居したほうが便利であるため実施されなかったという。

松山に収容されていた将校クプチンスキーの著作によると、抑留された軍医、赤十字の医師は「日本の賓客」と呼ばれていた。『顛末』ではロシア人は治療にあたっていないとしているが、クプチンスキーによると、彼らは治療にあたることは許されなかったという。さらに、ロシア人医師に対し「日本の医師は同僚として接してきたが、自分たちの治療にあれこれ言われると気を悪くした。」⁽¹⁰⁾という。クプチンスキーによると、この医師たちは、十一月に解放されたとある。クプチンスキーが松山に収容されていたのが明治三十七年から翌年の二月までで、クプチンスキーの著作はその間の出来事を解放後にまとめたものであったから、医師たちが解放されたのは明治三十七年一月であろう。そして、治療手当を規定した勅令第五二号が明治三十八年三月一三日公布のことであるから手当では支給されていないだろう。

当時、死者の扱いに関する成文戦争法規はなかったが、第一軍では「戦場掃除規則」を明治三十七年（一九〇四）五月二六日に制定し、それから数日後の五月三〇日には陸軍省で「戦場掃除及戦死者埋葬規則」⁽¹¹⁾をさだめて、各軍に通知した。その内容は、死体にたいする侮辱、略奪を厳禁し、死者に対する尊敬の念を払うことを目的としている。さらに、戦場は満州であるから現地民に対して、死体の発掘や有価物の略奪を禁止した旨の告示を発している。死者の物品の掠奪に関し、その一例を挙げておく。旅順開城ののち、余りの膨大な死体を整理しようとしても追いつかず、そこへ清国人が集まり死体より金品を略奪してしまうため、番兵をおいたが、それでも止まなかった。そして、番兵は射撃して清国人を追い払ったとのことである。⁽¹²⁾清国人への射撃など中立国の人々の扱いに関しては重要な問題である。もし、この死者に対し掠奪するものが欧米人であったらどのような処置をするのか。いずれにしろ、死者を識別

する資料、遺品の整理に出来るだけつとめ俘虜情報局を通して戦死者の情報を知したのである。

野戦軍において、大会戦以外の比較的小さな規模の戦闘において、先述の俘虜整理委員を設置することをしなかった。各軍の状況に応じて俘虜取扱規則を定めた。そして、各軍に国際法顧問がついた。満州軍司令部には日清戦争にも従軍した有賀長雄、第一軍（黒木軍）には、法学士蛭川新と同加福豊次が従軍した。蛭川は明治三八年（一九〇五）三月に名古屋収容所つきになり、同年六月に樺太軍の国際法業務に就く。戦後『黒木軍ト戦時国際法』を著す。加福は最後まで第一軍に付き従い『国際法雑誌』にその体験を寄稿した。第二軍には、法学士佐竹準とフランス法律学士田中遜が就いた。第三軍には、法学士篠田治策と陸軍編修兵兵藤為三郎がついた。篠田は戦後『日露国際公法』を著した。第四軍には、法学士皆川治広と同高橋榮二が就いた。

海軍の国際法顧問は高橋作衛であった。高橋は『日露戦争国際事件要論』を著している。さらに、平時より陸海軍には、参事官として国際法に通曉したものを置いていた。陸軍には法学博士秋山雅之介、海軍には法学士山川端夫、同遠藤源六らが就いていた。^④以上のように、国際法学者の従軍をあげたが、当時の日本が国際法遵守に邁進したひとつの現れである。当時の『国際法雑誌』の論文の主題や掲載物をみると戦時国際法をテーマとして扱っているものが多い。

だが、このように注意を払っていても、一般の兵士たちは、緊迫した戦場において命をやり取りする異常な状態にある。先に述べた、敵兵が投降すると誤解し敵の銃撃を受けてしまった兵士の例を挙げたが、このような例は他にもあるだろう。戦場でそういった微妙なやり取りをしていけば、中には捕虜となれた者を捕虜としなかったこともあり得る。クプチンスキーによると戦闘で凶暴化した日本兵の捕虜の取扱いは決して良いとはいえないとして、次のように述べている。日本兵は戦場でしばしば捕虜を襲い、そばに将校がいないと靴や十字架を剥ぎとったり、金を奪った。^④

あたりまえの話であるが、将校のほうが兵卒より自制的であったのであろう。

クプチンスキーはこう続ける、このような略奪はロシア軍にもあった。略奪行為を戦争のせいで兵士が凶暴になったと説明することだって出来る。だが、戦争のせいと説明できないような、極度の憤慨を引き起こすしかない残酷な行為もあったという。それは負傷したロシア人を殺害したということである。クプチンスキーは他の捕虜から聞いた話として、日本軍は負傷兵四、五〇名を小屋に入れて火をつけて焼き殺したということである。動けない負傷兵は逃げることもできずに、生きながら焼かれたという話である。⁽¹²⁾ 事の真偽は確認する術をもたないのでこれ以上述べることはできないが、クプチンスキーは、日本人将校はロシア人に対し礼儀正しく、控えめであったと好意的に捉え、収容所における日本人の与える待遇について、満足しないが良くやってくれていると評価している。

捕虜の虐殺のほかの例を挙げる。多門二郎『戦略譜・征露の凱歌』と隠岐熊雄『日露戦争従軍叢話』に、敵兵を斬殺したという記述がみられる。将校として多門と隠岐は日露戦争に従軍した。多門の著作の記述は何やら判然としない部分があるが、隠岐の著作は、露骨に打ち首にしたと記してある。⁽¹³⁾ 銃火器が主役の近代戦において刀で敵兵を殺すことはあり得ないであろう。もし敵兵を刀で打ち倒すとすれば、無抵抗の敵に対してしか考えられない。このようなこともあったが、序文で述べた太平洋戦争の捕虜の死亡率の高さに比べれば、まだこの時代はまともであった。

ii 国内収容のロシア人捕虜

日露戦争では、ロシア軍の捕虜は総計七万九三六七名であった。そのうち戦地において、解放されたものが五五〇六名で死亡した者が一四五三名であった。国内に収容された総数は七万二四〇八名である。そのうち、解放が一四

表四、日露戦争のロシア軍捕虜総員数

捕獲場所	人数、○は将校の数
九連城	594 (21)
得利寺	485 (7)
榆樹林子、様子嶺	102 (9)
蔚山沖	587 (22)
遼陽	1,127 (9)
沙河	381 (26)
旅順	43,975 (1,354)
奉天	20,732 (274)
日本海	6,106 (396)
樺太	4,698 (107)
その他	580 (22)
計	79,367 (2,247)

陸軍省編『明治三七、八年戦役陸軍政史』第八巻
陸軍省官房『明治三七、八年戦役俘虜取扱顛末』より作成

名、死亡が三七三名、逃亡が一一九名であった。戦後の引き渡しは七万一八〇二名であった。⁽²⁾ 対する日本軍の捕虜は二〇八八名であった。そのうち解放されたものは何れも衛生部員、運送船員、商戦船員、商人などであり陸海軍の軍人は含まれなかった。その人数は四四名である。死亡したものは四四名、戦後日本に引き渡されたものは、ちょうど二〇〇〇名であった。⁽³⁾ ロシア軍の捕虜は次の表四を参照されたい。日本側は、この戦争で捕虜の取り扱いには大きな配慮をしたところである。

宣戦布告四日後の明治三十七年（一九〇四）二月一四日「俘虜取扱規則」（陸達第二二二号）、海軍においては二月一七日「俘虜取扱規則」（海達第三三三号）が制定される。この捕虜の取り扱いに関する規則は、以後部分的な改正を数次にわたり受け、太平洋戦争まで適用されることとなる。以下その陸軍の規則の主な内容である。なぜ、陸軍の規則についてと問われることだろう。海軍の主な業務は海戦で捕獲した捕虜を一旦海軍の管理下におき、それを陸軍に引き渡すこととしていた。收容所の業務は陸軍の管轄下であり、捕虜に関する業務は陸軍が主となっているから陸軍の規則を挙げる。

第二条 俘虜ハ博愛ノ心ヲ以テ之ヲ取扱ヒ決シテ侮辱虐待ヲ加フヘカラス

第三条 俘虜ハ其ノ身分階級ニ応シ相当ノ待遇ヲ為スヘキモノトス但シ其ノ氏名階級ノ訊問ニ対シ誠実ニ答ヘサル者其ノ他ノ犯則アリタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第五条 俘虜ハ軍記風紀ニ反セサル限り信教ノ自由ヲ有シ且其ノ宗門ノ礼拝式ニ参与スルコトヲ得

第七条 俘虜逃走ヲ遂ケスシテ再ヒ捕ヘラレタルトキハ懲戒処分ニ付スルノ外其ノ逃走ノ故ヲ以テ何等ノ刑罰ヲ之ニ加フルコトナシ

第九条 俘虜トスヘキ者ヲ捕獲シタルトキハ直ニ其ノ携帯品ヲ検査シ兵器彈藥其ノ他軍用ニ供セラルヘキ物件ハ之ヲ没収シ其ノ他ノ物件ハ特ニ之ヲ領置スルカ又ハ便宜本人ヲシテ之ヲ携帯セシムヘシ

第十条 前条ノ俘虜中將校ニシテ特ニ其ノ名誉ヲ表彰スルノ必要アル者ニ限り軍司令官又ハ独立師団長ハ本人所有ノ刀劍ヲ携帯セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ其ノ氏名及事由ヲ大本營ニ報告シ大本營ハ之ヲ陸軍省ニ通報ス携帯セシメタル兵器ハ俘虜収容所ニ於テハ領置スヘキモノトス

第二十条 俘虜収容所ハ俘虜ノ名誉健康ヲ害セス且其ノ逃走ヲ防止スルニ足ルヘキ陸軍建築物又ハ寺院其ノ他ノ家屋ヲ以テ之ニ充用スヘシ

第二六条 俘虜ノ発受スル郵便物ハ条約（筆者注、ハーグ条約のこと）ニ依リ郵税免除ノ特典アルヲ以テ衛戍司令官ハ俘虜所在地郵便局ニ協議シ之ニ関シ相当ノ手續ヲ定ムヘシ

第二八条 敵国ノ病者傷者ニシテ病院及包帯所ニ於テ治療ノ後兵役ニ堪エスト認メタルモノハ、同一戦争中再ヒ兵器ヲ執ラサルヘキ旨ノ約定ヲ為サシメ之ヲ本国ニ送還スヘシ但シ戦争ニ重要ナル關係アル者ハ此ノ限ニ在ラス^(註)

続く、明治三十七年二月二二日勅令第四四号「俘虜情報局設置ノ件」を制定する。捕虜に関する業務は、先にものべた通り陸軍で行った。俘虜情報局は陸軍省内に同月二六日俘虜情報局長官および事務官以下の任命があり、長官には陸軍次官石本新六少将が兼任した。翌年七月一八日には本郷房太郎少将が長官に就任した。ハーグ条約附属規則の第一四条には、交戦国は戦闘開始のときより俘虜情報局を設置することをさだめている。主なる業務内容としては、捕虜した敵国の捕虜の情報収集、捕虜名簿の作成、敵国の情報局などへの捕虜に関する情報の通告などがあげられる。なお、ハーグ陸戦条約附属規則によって、「俘虜情報局」の設置が義務づけられたので、この日露戦争は、始めて戦時国際法のもと設置が義務化された戦争であった。そして、明治三十七年（一九〇四）二月二七日「俘虜情報局事務取扱規定」（陸達第四四号）に制定したのである。

ハーグ陸戦条約附属規則第十六条では、俘虜情報局は郵税免除の特典を得ることとなっている。また、捕虜より発送または、捕虜に宛てた郵便物、郵便為替、小包に関しては発受の両国、通過国において郵税を免除されることとなっている。さらに、捕虜に宛てた贈与および救恤品には、輸入税などの諸税や国有鉄道における運賃は免除されるといった特典が与えられている。そのため、明治三十七年（一九〇四）三月三日「俘虜郵便規則」（逓信省令第一三三号）、同日「俘虜郵便為替規則」（逓信省令第一四号）をもって、ロシア人捕虜、俘虜情報局の発受する郵便物などの料金は一切免除された。そして、捕虜にたいする救恤品や贈与品に関しても、輸入税と国有鉄道、私設鉄道会社および商船会社

の運賃も免除となった。⁽¹⁷⁾これらの料金免除の規則および俘虜情報局の設置はハーグ条約締盟国に外務省を通じて、通牒した。

その後、明治三十七年（一九〇四）五月一五日「俘虜取扱細則」（陸達第九七号の二）、同年九月一〇日「俘虜労役規則」（陸達第一三九号）、同年一〇月二五日「俘虜ノ処罰ニ関スル件」（勅令第二五号）、「俘虜ノ処罰ニ関スル件」は翌年二月二八日に帝国議会の承諾を得て「俘虜処罰ニ関スル法律」（法律第三八号）となる。従って、勅令第二五号は廃される。捕虜の処罰に関する法律についてさらに述べると、当時の陸海軍刑法には捕虜の宣誓違反、反抗、暴行などを罰する条文がなかったため制定した。以下は、捕虜の待遇に関して定められた「俘虜取扱細則」の主な条文である。

第三条 俘虜中准士官以上ノ收容所ハ成ルヘク下士兵卒等ノ收容所ト區別シテ之ヲ設置スヘキモノトス

第四条 准士官以上ノ俘虜ニハ俘虜兵卒中ヨリ選定シタル従卒ヲ附スヘシ但シ其ノ人員ハ二名ニツキ概ネ一名トス

第九条 俘虜收容所ニハ衛戍司令官ノ許可ヲ得タル者ノ外出入セシムヘカラス

外国人ニシテ俘虜收容所ニ出入セムトスル者アルトキハ陸軍大臣之ヲ許可ス

第十二条 俘虜收容所ニハ必要ニ応シ病室ヲ附属セシメ入院ヲ要スル患者ヲ収療ス

病室ニハ所要ノ衛生材料、被服、寝具及器具雑品ヲ備附ク

入院ヲ要セサル患者ノ診断ハ俘虜收容所ニ於テ行フモノトス

第十六条 俘虜ニ給スヘキ糧食ハ附表第一号ノ金額以内ニ於テ現品ヲ支給シ准仕官以上ニ在リテハ当該従卒（要

スレハ雇入若干名ヲ付ス) ヲシテ炊爨セシメ下士兵卒等ニ在リテハ数名ヲ一班トシテ自炊セシムルヲ例トス

第二十七条 俘虜埋葬ノ費用ハ左ノ金額以内ヲ以テ実費支弁スヘシ

准士官以上及同相当者二十円

下士及同相当者十五円

兵卒等十円

第十六条の給養費用には、将校一日六〇銭、下士卒一日三〇銭が与えられた。⁽¹²⁸⁾ 実際には、ハーグ陸戦条約附属規則には捕獲国が捕虜を給養する義務を有しているが、その程度は交戦国間に特別の協定がないかぎり、自国の軍隊と金額は同程度でよいとしている。陸軍給与令が日本軍の糧食を、一日精米六合と賄い費五銭五厘ないし六銭九厘であり、その費用は平均一日一六銭であった。これは食生活の相違に依るものである。⁽¹²⁹⁾ 例えば収容所が出していた献立の中から少しだけ拾ってみると、将校用にパン、バター、ライスカレー、タンカツレツ、ビーフシチュー、ビーフステーキなどとなっている。下士卒にはパン、イワシフライ、豚シチュー、ビーフステーキなど洋食中心である。ちなみに、味について、パンは頗る評判が悪かったようである。⁽¹³⁰⁾ それもあつたのであろう、収容所によっては、捕虜による黒パンが製造されるようになる。

給養費について、日本人の兵士とロシア人捕虜と比較すると、その額は非常に差がある。この面だけ見れば日本は国際法以上の待遇を与えていたといえる。だが、当初、捕虜に食料としてパン、生牛肉を与えていたが、それらは品の欠乏と物価の上昇で、白米、塩魚と塩牛肉の供与と、パンの収容所での製造を奨励されるようになる。また、規則

で給養費を定めてはいるものの、それは限度額であり出来るだけ低価格で抑え、規則で定められた給養費全額の使用は寛仁が過ぎると陸軍省経理局長が明治三八年（一九〇五）三月一八日に訓示している。¹³¹従来の研究では、規則上の給養費と日本軍の給養費を並べるだけで厚遇としてきたが、実際には予算を節約しようとしていた。

他には、被服補修費および消耗品費用という名目で小遣いを与えた。月額で将官同相当者に二五円、上長官同相当者に一〇円、士官同相当者に六円、准士官同相当者に五円、下士同相当者に一円、兵卒には五〇銭。この金額は准士官以上のものに対し支給された。言ってみれば、将校に対する小遣いである。下士卒にはその金額内での消耗品費用としてあてられただけだろう。

将校に関してさらに付言すると、本国より送金を受けるものもいるため相当の金額を有するものもいた。ハーグ陸戦条約第十七条には、捕虜将校にたいし本国の規定に、敵国の捕虜となっても給料を支払うという規定があれば、抑留国で給料を受けることができ、その費用は後にその捕虜の本国政府が償還することになっていた。その点に関し、日本はロシア側に、捕虜となっても給料を支払うようになっていたのか、その費用は償還することが可能かどうか協議にかけた。その結果として、フランス公使を通して、捕虜に一定の金額を送付することとした。¹³²

收容所は、明治三七年（一九〇四）三月一八日に、日露戦争における国内初の收容所として松山、丸亀に開設される。以後、姫路、福知山、名古屋、静岡などに順次設置される。

開戦初期には、收容所の設置場所として気候が温暖且つ衛戍地に集中した（次頁の表五を参照）。日露戦争の捕虜は明治三七年（一九〇四）二月九日の韓国の仁川におけるロシア海軍の巡洋艦ワリヤーク、同コレーツの乗員であった。将卒にして健康なものは直に帰国させ、フランス軍艦パスカルに收容された負傷兵二四名を日本赤十字仁川支部において、フランス軍より引き受けた者が最初である。ただし、仁川の戦闘における負傷兵二四名（そのうち二名は、

治療の甲斐なく死亡) に関し、陸軍はこれらを捕虜と看做さず、日本赤十字社の中立的博愛事業として治療するに止まるとしていた。これら負傷者は日本に後送され、傷が全癒すると、同年四月から一〇月にかけて神戸駐在フランス公使に引き渡して本国に帰還させた。

上記の如く日本は仁川の戦鬪のロシア人を捕虜と看做さなかった。捕虜の嚆矢は、二月六日の韓国釜山沖で拿捕したロシア義勇艦隊会社所有商船エカテリノスラフ号に乗船していた艦長である海軍中佐他二名であった。⁽⁸⁾

しかし、戦争の進展とともに捕虜数は夥しい数になる。特に、旅順開城、奉天会戦に伴う俘虜の数が多く、それに合わせるように、明治三八年(一九〇五)一月に福岡、浜寺、大里などに収容所が開設されている。奉天会戦における捕虜数も多く、それに合わせ国内でも山口、金沢、大津、小倉、熊本などに広がり、樺太の戦鬪が終了するまで全国に設置されつづけた。収容所は延べ二九箇所設けられたのである。

次に捕虜の待遇について触れる。先行研究での捕虜の待遇をまとめると以下の通りである。まず、①松山収容所では、捕虜は一等車で収容所入り、市長は三等車で随伴。自転車競争、運動会、遠足、海水浴などの催し物。道後温泉、料理屋、遊郭などへの出入り。②捕虜への出来る限りの洋食の供与。③十分な医療の供与。④皇后などからの義眼、義肢の贈与。⑤収容所内での捕虜自身による読み書きなどの教育活動、学術上の活動。⑥葬儀の実施。⑦演劇、音楽など文化的活動。⑦極めつけは、捕虜将校に対する、自由散歩と家族ともに民家居住の実施。「俘虜自由散歩及民家居住規則」(明治三八年三月一八日陸達第二二一號)が制定され、一定の制限のもと自由散歩と民家居住を認めたものである。捕虜、特に小遣いを持っていた将校は松山で散財したので空前の捕虜景気に湧き、長崎などから商人が進出し、洋酒、西洋煙草、洋食などを持ち込み、捕虜景気で潤ったとのことである。読み書きなどの教育については、ロシア人捕虜の殆どが文盲であったからで、暇つぶしに一部の将校が文盲の兵に読み書きを伝授したのである。労役は、

表五、日露戦争の国内収容所別収容員数

収容所	開設日	閉鎖日	充用建築物					収容員数		
			陸軍兵 営または 廠舎	陸軍に所 属しない 官有公有 建物	教会 及び 寺院	民間 建築 物	計	将校	下士卒	計
松山	明治37年3月18日	明治39年2月20日			19	2	21	315	1,848	2,163
丸亀	明治37年7月22日	明治39年1月27日			1		1	0	349	349
姫路	明治37年8月1日	明治38年12月28日	1		9		10	0	2,184	2,184
福知山	明治37年9月9日	明治39年1月6日	1				1	0	391	391
名古屋	明治37年11月28日	明治39年2月17日			8		8	163	3,629	3,792
静岡	明治37年12月14日	明治39年1月18日				5	5	158	161	319
似島	明治38年1月10日	明治38年10月24日	1				1			
浜寺	明治38年1月10日	明治39年2月20日	1				1	51	22,325	22,376
大里	明治38年1月10日	明治38年10月29日	1				1			
福岡	明治38年1月14日	明治39年1月25日	2			3	5	56	3,993	4,049
豊橋	明治38年2月10日	明治38年12月26日	1		4	1	6	40	835	875
山口	明治38年3月12日	明治39年2月7日			4	2	6	29	330	359
大津	明治38年3月18日	明治38年12月26日			29	1	30	0	750	750
伏見	明治38年3月19日	明治38年12月30日			22		22	113	1,598	1,711
小倉	明治38年3月21日	明治38年11月28日	1	1		1	3	20	1,007	1,027
習志野	明治38年3月22日	明治39年1月20日	1				1	0	14,950	14,950
金沢	明治38年3月26日	明治38年12月11日	2	2	7	2	13	68	3,249	3,317
熊本	明治38年3月29日	明治39年1月29日	1	1	1	1	4	45	5,957	6,002
仙台	明治38年3月30日	明治39年1月1日		2	31	4	37	84	2,081	2,165
久留米	明治38年3月31日	明治39年2月7日	1				1	0	2,697	2,697
佐倉	明治38年4月1日	明治38年5月16日			2	3	5			
高崎	明治38年4月3日	明治38年11月28日			9	3	12	22	509	531
鯖江	明治38年4月15日	明治38年12月8日			5		5	20	20	40
善通寺	明治38年4月24日	明治38年1月27日	1				1	0	997	997
敦賀	明治38年4月26日	明治38年12月3日			5		5	0	487	487
大阪	明治38年6月27日	明治39年1月10日	1				1	148	78	226
弘前	明治38年7月24日	明治38年12月16日		1	3	3	7	33	28	61
秋田	明治38年8月10日	明治38年12月16日		1		1	2	44	43	87
山形	明治38年8月19日	明治38年12月23日			6		6	22	20	42
合計								1,431	70,516	71,947

陸軍省編『明治三七、八年戦役陸軍政史』第八巻

陸軍省官房『明治三七、八年戦役俘虜取扱顛末』より作成。

なお、各収容所の収容人数は明治38年11月のものである。従って、似島、大里、佐倉収容所は、明治38年11月以前に閉鎖されているため本表には記載しない。大里と似島は陸軍の検疫場であった。ここで、国内に移送してきた捕虜を一旦収容し、検疫した。その後すぐに国内の各収容所に移送したので短期間の収容場所であった。

労役規則を定めたものの、全国で実施された形跡はないと言ってよい。例外として、松山で伊予鉄道の埋め立て工事に使用された例、姫路収容所のミハイル・ムラフスキーなる捕虜が製革業へ従事した例がある。だが、ロシアと日本の給料を比べると日本のほうが低廉であり、捕虜が労働を欲しないために恒常的に実施されず、日本語がしゃべれない者も多数で、日本側も通訳を用意する必要があったといった制約が重なり本格的に実施されなかった。本来、これらの労役に就かして経費の節減に努めることが出来たが、捕虜の使用といっても収容所内の工事、食事の用意、被服の裁縫などに止まった。

これら聊か行き過ぎといえる待遇は日本人の目にはどう写ったのか。戦争文学の金字塔たる『肉弾』を著した桜井忠温は、日露戦争に従軍したが、負傷し故郷である松山で療養していた。桜井の目にはどう映ったのか。自叙伝である『顔』で以下のようにロシア人捕虜を見ていた。やや長くなるが引用する。

露兵は城の北の練兵場に、立派なバラックを建てて収容したが、自由に散歩を許したといってもいいくらいであった。温泉に行っても、露西亞の将校は風呂を買切りにして入ったりした。同じく此の土地に療養に来ている私達は、そのあひまあひまを見て、お流を頂戴するより外許されていなかった。日本の負傷者を虐待するといふので、町長に交渉したが、「なにしろ買切りにするものですから」とてんで取り上げてくれなかった。仕方ないので、露西亞の将校から犬のやうに扱われている露兵達の合同風呂に入れて貰ったりしていた。

道後の町長は下らぬ奴だと思っていた。

露西亞の将校と、町の娘とのエロティックな物語も大分撒かれた。戦争最中は、同胞は露軍を討つべく満州に

命を捨てに行っているのに、町の娘達が、露西亜将校と恋仲になるなどは、見下げ果てた奴だと思っていた。

町で物を買っても、捕虜に売る方が大分値よく売れるので、物価が無闇に騰貴した。若い士官であった私は、そんなことからして、郷里が非常に嫌なものとなって頭に映っていた。⁽¹³⁾

前にも触れたが、日本人にとって捕虜というものにならないことが美德であり、なるとしても、刀折れ矢尽きといった満身創痍の状態でなるべきものであり、本来は出来るだけ捕虜になるべきものでないから、大手を振って遊郭通い、温泉通いをするようなことはあってはならないことだった。同じく日露戦争に海軍大尉として、日本海海戦に従軍し、戦争文学の代表的作家である水野広徳も『此一戦』で行き過ぎた捕虜の扱いを戒めている。こちらもやや長くなるが引用したい。

俘虜優遇誠に可なり、俘虜歓待亦大に可なり。日本俘虜の露国に於ける薄遇の如きは、敢て問ふを要せず、既に敵国に囚虜の身と為る、多少の不自由、欠乏は、是れ当然である。唯憂ふべきは、斯かる地方に成長したる少年の俘虜に対して果たして如何なる観念を有するかである。未来の国民にして、既に俘虜を以て恥辱ならずと思惟するに至れば、軍隊の教育如何に優良にして、軍律如何に森嚴なるも、実戦の結果は、誠に寒心の至りである。抑も俘虜の待遇法に關しては、国際法上一定の規約ありて、妄りに虐待、陵辱を許さない。併し決して国民性を害して迄も、之を優遇せよとは要求して居ないのである。⁽¹⁴⁾

桜井、水野の捕虜の見方は、捕虜を恥辱とする日本人の捕虜観を反映した結果とも言えよう。さらに、日本人はこうしたベストセラー作家の作品を通して捕虜を恥辱とする認識をより一層深めていったに違いない。日本人と欧米人の捕虜観の相克については次項でさらに述べたい。

ロシア人から見た日本側の待遇は、帯剣問題、食事のまずさ、郵便物のおくれ、日本官憲の形式主義、日本家屋の狭さと粗末さや日本家屋の構造上の冬場の寒さ、蚊の多さや夏の暑さなど気候的な問題、これらの殆どは日露の文化的な相違に基づくものが多い。形式主義、日本家屋、食事のまずさなどはそれであろう。形式主義についてさらに付言すると、クプチンスキー曰く、日本の官憲は、員数計算が好きで、せせこましく、杓子定規の融通のなさということである。郵便物の遅れは、ロシア語通訳の不足といった物理的問題である場合や、捕虜に対する懲罰として意図的に行った場合があった。そんなクプチンスキーでも、日本側の対応で非の付け所ないものは、看護婦の懇切丁寧な治療⁽¹⁸⁾として称えている。

戦後、ロシア人捕虜の待遇を、ロシアの俘虜情報局長官だったマルテンスより感謝される。以下は明治三九年（一九〇六）一月一四日付の外務大臣から、陸軍大臣への移牒である。

日露戦役中露国俘虜情報局長官タリシ同国外務省顧問博士マルテンス氏客月五日在同国本野公使ヲ往訪シ長官ノ資格ヲ以テ、戦役中本邦ニ於ケル露国俘虜ノ取扱方ノ極メテ懇篤ナリシニ對シ正式に帝國政府ニ感謝ノ意ヲ表シ

度趣ヲ以テ右伝達方依頼有之候⁽¹⁸⁾

捕虜の帰還は、明治三八年（一九〇四）一月一日より、翌年二月二日までの間、神戸、横浜、長崎、高浜、横浜、四日市、浜寺、多度津から送還した。その結果、ロシア人捕虜は、七万一八〇二名であった。ロシア人捕虜総獲得数七万九三六七名中、戦地にて解放ないし死亡した者を差し引いて七万二四〇八名。日本国内に収容され解放、死亡及び逃亡した者を差し引いた数が七万一八〇二名である。⁽¹⁸⁾

これら捕虜の帰還は、ロシアで起きた第一次革命の影響を受けて遅れた。ウラジオストクでは動乱が起き、日本に収容された捕虜が帰還することにロシア本国で懸念が高まっていた。日本国内において革命派は捕虜に対し革命的なビラや印刷物を目にさせるよう工作し、中には革命思想を注入されたものもいた。ロシア本国からみると捕虜は反体的な集団となって見えたのである。帰国が遅れたがためロシア側の捕虜引取委員として来日していたダニロフ中将のもとには、捕虜からの早期の帰国の要望を請願する者が現れ始めた。ダニロフ中将は、明治三八年（一九〇五）二月二〇日に「在日本俘虜ニ与フル訓示」を發し捕虜達に自重を求め、革命派の工作に乗らないように訴える。この間に起きた大きな騒動は、十一月の長崎でのムネロオージ号での騒擾であった。捕虜達は輸送指揮官に抵抗し一時不穏な状況に陥った。そして、ロシア側の要請で日本は憲兵と警察官を派遣して事無きを得たのである。⁽¹⁸⁾ともかく、ロシア人捕虜は日本を去り、第一次革命で混乱の中にあるロシアに戻っていった。

そして、捕虜関係経費は、約四九〇〇万円であった。その内訳は輸送費五七三万円、給与及治療費四〇二六万円、収容所経費八二万円、保護取締費二二七万円、雑費八万円であった。なお、当時の日雇い労働者の平均賃金は一日あ

たり、四〇銭から四二選。巡查の初任給は一二円、つまり一日当たり四〇銭となる。結果的に、この経費はロシアから償還されているから金銭的に日本は大きな負担を負わなかったと言える。⁽⁴⁾

(三) 名古屋におけるロシア人捕虜

名古屋收容所の開設は、明治三十七年(一九〇四)一月二九日であり、明治三十九年(一九〇五)二月一七日に閉鎖された。收容所として使用された建築物は東本願寺(東別院、最初の收容所)、西本願寺(西別院、明治三十九年一月)、天寧寺(明治三十九年一月)、長栄寺(明治三十九年一月)、万松寺(明治三十九年二月)、大龍寺五百羅漢(明治三十九年二月)、徳源寺(明治三十九年二月)、最後に千種町(明治三十九年六月頃)のバラック⁽⁴⁾である。明治三十七年十一月松山からの転送された下士卒二〇〇名が最初の收容者である。また、捕虜到着前の新聞には、日清戦争と同じく、文明国国民として振るまうよう青山名古屋市長、名古屋收容所委員長(收容所所長)東常久中佐らは市民に注意を喚起した。

捕虜来名に就いての注意

青山市長は昨十五日附を以て市内各總代に宛て左の如き注意を與へたり

- 一 捕虜中通過の節は喧騒せざる様堅く注意すべきこと
- 一 露助、ロスキュー、手真似足真似其他侮辱ケ間敷挙動
- 一 捕虜散歩の際群集して其前路を遮りまた圍繞すること

一 瓦礫又は物品を抛擲すること

右注意方御依頼候也⁽⁴⁾

また、「扶桑新聞」(一九〇四年一月一日付)に「俘虜慰問心得」が掲載された。

一、俘虜慰問日を毎週月曜日及金曜の両日午前九時より正午迄とす

一、慰問者は委員通訳及助手の指示に従ひ其立会を以て俘虜と談話することを得。

但し、前項掛官に於て必要と認めるときは用語を制限し又は談話を中止することあるべし

(中略)

一、慰問者は其の慰問願を名古屋衛戍司令官宛記載の上慰問前日收容所本部係官に差出すべし

一、俘虜を慰問せんとする者は必ず相当の寄贈品を持参するを要す。但し、公共団体の代表者又は相当の資格ある者は此の限りにあらず(以下略)

そして、一月二八日、松山から転送されてきた捕虜約二〇〇名が到着した。駅周辺や捕虜が通った先は人だかりが出来、青山市長、名古屋市会議員が出迎えた。『扶桑新聞』(一月二九日付)では、扶桑新聞はわざわざ転送され

てくる捕虜の様子を亀山駅まで記者を取材に出している。河原田駅、四日市駅では警備が手薄だったようで、見物人が列車に押し寄せ、捕虜を罵詈譏したり、非常に混乱した状態になったとのことである。名古屋では、憲兵、警察による厳重な警備のもと、大きな混乱は見られずに、捕虜は收容先の東別院に徒歩で向かった。

捕虜が到着すると、日清戦争と同様に捕虜の見物人が寺のまわりに溢れかえり、市民のなかにも怪我人が生じた。

俘虜来着のため一昨日、見そのうた連中は早くも昨朝七時頃から別院の周囲に群がり集うて人の山を築いていた、去れどめくらの垣のぞきで、俘虜が好く見へぬ、只口々に噂取々、ワイワイと喧噪を極めて夕方迄も出換り入り換わつて群集して居た、所が、内屋敷町の菓子商伊藤秀吉(二十)と云ふは山門東寄の松の木に登て俘虜をみおろさうとした、刹那、枯れた松の枝がポキリと折れるや否や身は眞逆様に地上に落ちて気絶してしまった(中略) 兎に角俘虜の人気はたいしたものである⁽⁴⁸⁾

『扶桑新聞』(一九〇四年二月一五日付)では、收容所の前に巡查三名が出張して警備していたが、毎日、捕虜見物に多くの市民がおとずれ、巡查たちは市民が門前に固まらないように追い払い、門前に立ったために罰金を科される者が六、七名いた。さらに柵に幕を被せて收容所の内部を見せないようにした。このように無闇に捕虜を見ることは禁じられていた。

新聞の捕虜に関する報道の頻度は非常に高く、ほぼ毎日のように紙面には「俘虜」という文字が見られた。名古屋

市民にとって捕虜は好奇心を駆り立てる対象であり、ロシアの文化、習慣（クリスマス、音楽、演劇、葬式など）、収容捕虜に対するインタビューなどが報道の対象となった。また、新聞から読み取るには、市民の捕虜に対する感情は概ね好意的である。例えば、収容捕虜のインタビューとして捕虜の身の上話を紹介しその内容は同情的なものとなっている。

翌一二月にも、松山から下士卒三〇〇名が転送される。翌年の一月旅順開城で降伏したロシア兵が名古屋に送られた。同月一六日、一九日、二一日にかけて収容された。二月には、松山から将校及びその従卒一九九人が転送。二月末には収容者数は約一二〇〇名となった。五月、習志野収容所への二五〇名の転出のため収容者数は一時減少する。六月には、千種収容所が新設される。千種収容所に長栄寺、天寧寺、より捕虜が転送され、長栄寺、天寧寺は閉鎖される。八月、樺太戦の捕虜約一〇〇〇人が送られる。翌九月にも、樺太戦の捕虜約一〇〇〇名が送られた。講和が成った段階の名古屋に収容の捕虜は合計で三七九二名となり、内訳は下士三六二九名、将校一六三名⁽⁴⁶⁾だった。名古屋収容の捕虜は、明治三八年（一九〇四）一〇月頃より翌年二月中旬までに送還が行われ、神戸、四日市から送還された。これら、名古屋に初めてきた捕虜の時などは電車到着時刻などが新聞で告知されていたが、毎度のように告知していたわけではないし、市民の捕虜に対する慣れもあるだろうから、捕虜の移動の度に人だかりが出来たわけではない。名古屋で起きたことではないが捕虜を輸送中の電車に向かい、捕虜に対する投石や罵詈雑言を投げつける場合があり、陸軍省より注意を喚起するように指示⁽⁴⁶⁾されている。なお、これによるとロシア人捕虜の中に車窓より放尿する者、みかんの皮、煙草の吸い殻を通行人に投付ける者がいるため沿道の住人の怒りを惹起し、捕虜への罵詈雑言や投石を投付けるのを誘発したとしている。

次に、捕虜の待遇について述べる。名古屋収容所は旅順要塞の将官の捕虜が収容された場所である。そのため陸軍

はこれら将官たちに一層の配慮を払うように指示している。

不日名古屋ニ収容スヘキ露国俘虜将官ハ一般俘虜将校ニ比シ待遇上特ニ注意ヲ要スヘキヲ以テ成ル可ク便宜ヲ与フルハ勿論、散歩ノ如キモ警衛ニ差支ナキ限り自由ヲ与ヘ外出ノ際ハ平服ノ憲兵、若ハ警察官ヲシテ監視警衛セシムルコト等適當ノ処置ヲ執ラシムルコトトシ其旨名古屋衛戍司令官ニ内訓シ（満発二〇〇号）⁽⁴⁶⁾

将官八名のうちフォーク中将、イルマン少将、ニキーチン中将、メフマンダロフ中将らは東本願寺、残りのスミルノフ中将、ベールイ中将、ウィレン提督、セミヨーノフ少将らは西本願寺となった。将官には一部屋、佐官に一部屋、尉官に一部屋に数人を収容した。以下は将官の居室にたいするの報道である。それは、まるで賓客を迎えたかの様だった。

東別院に於ける将官の居室は到着前既に諸般の準備が整えられて裝飾もハイカラ式に出来て居る。食堂は連の間の南端の一室を以て充てられ食卓上には食器等遺憾なく取揃へられ又居室には寝台、卓一脚、椅子二脚、化粧台に姿見、暖炉等凡て新調品が備へてある。廊下には花筵を敷詰められ廊下の行当りの処には寄贈の生花が得も云はれぬ香りを放って珍客の到るのを待ち居り湯殿も新設せられてあるから之ならば将官も満足であろう⁽⁴⁷⁾

『扶桑新聞』（一九〇五年一月一五日付）の評論「俘虜将官を饗せよ」では捕虜将官の歓迎するように呼びかける。将官の部屋に設置される寝台は横浜から、残りの主な家具類は名古屋ホテルから調達した。『扶桑新聞』（一九〇五年一月二〇日付、同二一日付、二二日付）には、将官の来着の様子が記されている。それによると、将官が来着するたびに、青山市長、東委員長、小野木愛知県警部部长、倉岡名古屋署長など警察関係者、軍関係者、ロシア正教会関係者が一九日から二日かけて駅まで出迎えに行っている。駅の待ち合わせ室で日本茶の饗応をうけ、人力車で收容所に向かった。二日に着いた将官らは花束を手にし、また荷物が多く、それを運搬するのに人力車一三両と荷車一両を要した。そして、道路は見物人で溢れかえり、警察による厳重な警備が敷かれた。

以下、名古屋收容所の捕虜の様子を、明治三八年（一九〇五）三月二五日より名古屋收容所に着任した蜷川新が残した手記が、蜷川新『興亡五十年の内幕』に収められている。以降蜷川の手記に頼って記す。

将官の生活振りは、外出が少なく收容所内で運動、学術、武芸などに勤しんだようである。その中でも、セミヨーノフ少将は、日本語を学び、外国語で日本のことに関し記された書物を買集めた。また、日本料理店や遊郭にしばしば通ったとのことである。蜷川は、これら将官はそれぞれが好人物であったと評している。

将官以外の将校や兵卒の待遇と様子を述べる。寺院で收容所にあてられた部分は竹矢来、柵で囲み、寺の門には衛兵、警察官、憲兵などを配置した。東、西別院と得源寺は採光性が良く、清潔であったという。だが、大龍寺、万松寺はその逆で空気の通りも悪く不平も多かった。こういった寺の構造は最後まで改善できなかった。将校は部屋に收容されたが、兵卒は寺院の大広間に数十人単位で雑居し、そこはまた兵卒の食堂と兼ねていた。

兵卒を多く収容した千種のバラックは、一棟につき三九間（一間は一、八一八m）の四間で、兵卒一三二名、将校四〇名を収容可能とし、棟数は一五棟、このうち将校用として五棟を充用した。また、黒パン工場も設けられ、一日に黒パン一六〇〇斤が製造可能であり、市内の各収容所に配布された。千種収容所が完成すると東本願寺から名古屋収容所の本部が移転された。

捕虜の娯楽は、自転車で散策、料理店での飲食、散歩、ビリヤード、ローンテニス、音楽、演劇、をなすことであった。屋内では、カルタ遊び、絵描き、写真、飲酒、読書、無教育者への教育などである。捕虜でも将校は四月から自由散歩が許されたが、兵卒にはそれは許されなかった。また、日本政府から小遣いを支給されていた将校にくらべ金銭的にも恵まれなかった。兵卒のほとんどは農民出身で、将校は多くが貴族出身者で占められていたためにロシア軍は封建的性格を残し、将校と兵卒の隔絶があった。そのため、恵まれている将校の捕虜にくらべ苦勞の多い兵卒の捕虜への同情をよせた報道もあった。

食生活は、将校は自由に飲酒し、将校らの料理は従卒によって作られた。その様子は「甚だ巧」であったそうだ。朝九時頃紅茶と鶏卵二個とパン少々をとり、一二時または一二時にやや多量の昼食をとる。一九時に少量の食事をとったあとに、飲酒し、その量は極めて多かった。アルコールの種類は、赤白ワイン、コニャックなどであった。下士兵卒は自炊によって済ませ、経費節減のために供与された塩魚と白米は不評だった。酒保（軍隊内の売店のこと）で嗜好品、日用品を購入できたが、酒を購入することは禁じられた。そのため酒で無聊を慰めるわけにはいかず、かといって自由に外出できるわけではないから相当に退屈で不満が多かったに違いない。下士兵卒のなかには黒パンを発酵させて「クワス」（清涼飲料）を自製するものもいた。⁽⁴⁶⁾

おそらく捕虜にとって最大の娯楽であった外出については、明治三八年（一九〇五）一月から行われていたが、将

校、下士卒ともに収容所職員、巡査の監督のもと集団で散歩し散歩中の買い物は取締上の困難をきたすので禁じられた。毎週三回として一度に一〇〇名ないし一五〇名の捕虜が市内または市郊外を散歩させ、最初は大きな道を歩かせず、裏道を散歩させる方針だったが、大きな道を散歩させ、日本の美点を示す機会だったとのことで当初の方針を覆した。

四月下旬には将校に限り、「俘虜自由散歩及民家居住規則」により、宣誓し、かつ、宣誓書を携帯し、一定区域内での自由散歩、制限時間内といった制約のもと監視者なしで自由に外出ができるようになった。その区域は、東は中央鉄道線路を境とし、西は堀川東岸を境、北は新出来町通りを東端より西端幼年学校角を南に東外堀町に出づる南外堀町を堀川迄、南は名古屋市より熱田海岸迄西端堀川下流より東端東海道鉄道線路を限度としていた。⁽¹⁸⁾この区域は当時の名古屋市内の殆どの区域を網羅し、遊郭のあった大須地区、熱田地区が含まれていた。

そして、自由散歩は四月ごろより実施される。だが、この自由散歩は名古屋市民のロシア軍捕虜への見方に変化を起こした。それは、自由散歩に伴い捕虜将校が自由に遊郭に通い始めたことによる。そして、その様子は、新聞で連日のごとく報道された。甚だしい記事になると遊んだ店名、捕虜の実名つきで、相手をした女性の名前、滞在時間、費消金額まであげていた。

近来俘虜将校は我待遇の寛大なるに増長し俘虜たるの身分を顧ず、名古屋ホテルに屢々登楼して醜行を演ずる相である。彼等の破廉恥なるには驚かざるを得ずだ。⁽¹⁹⁾

また、その記事と対比した日本人捕虜の記述をとりあげる。

風説には、日本俘虜は敵手に委ぜらるるを潔とせず割腹して自殺を計りたる者もあるとか。之れに比較して当地収容所の俘虜が蛮行を顧みる処のないのは何処迄も不都合な連中だが併し花柳界を自由散歩の区域内としたのが当を得て居るだろうか⁽⁵⁾

記事の真偽より、こういった記事を通した影響が重要であろう。こういった摩擦は日露間の捕虜観の違いによる。何度も繰り返すが、日本人の美德は止む得ない場合を除き捕虜にならぬことである。ロシア人など欧米の捕虜観は捕虜になっても恥としない文化であるから、ここに衝突が生まれる。そして、当局の捕虜厚遇に疑問を呈するようになり、さらに、その非難の矛先はロシア人を相手とする、娼伎、遊郭へ批判をするようになった。以下は新聞の読者の投書である。

当市の遊郭では俘虜を登楼させて金銭を貪るそうだが如何に利欲に目の無い楼主達とて少し省みて良からう。我等の同胞は彼等種族の為に身命をなげうって苦闘しつつあるではないか平和克服の後ならば兎も角多少敵愾心が

あらば登楼を拒絶してどうだ（嫌露生）⁽¹⁵²⁾

この騒動は新聞が煽っている面も否定できないが、遊郭などへの市民の風当たりが悪くなったのであろう。遊郭側に今後一切捕虜を客としない動きが生じる。

当市の遊郭の二、三の女郎屋では一切俘虜を登楼させぬと協議して女郎にも申渡した相だ。其理由は毛色の如何に拘はらず肉を売り、情を売る賤しき稼業でも目下現に交戦中なる露助などに肌を触れるのは大和民族の一人として憤慨に堪えぬと云ふのである。意気愛すべしであるが黄金の色さへ見れば表裏反覆の甚だしい名古屋者に果して此意志が継続せられ得るか怪しい者だ。⁽¹⁵³⁾

これらの記事により、市民の捕虜観及び捕虜への同情心は変化し、今まで建前として文明国らしく捕虜を国際法に則り扱うことより、捕虜を恥とする本来の日本人の捕虜観が露わになったと言える。もちろん、これにはロシア軍と戦場において戦い命を落したり、傷ついたりする者がいるからだともいえ、それに、日露戦争中は戦費捻出のための増税が実施され人々は苦しい生活に耐えていた。こういった背景をもとに捕虜に対する扱いの是非を問うような雰囲気となってしまふ。この頃について、蜷川はロシア人捕虜を悪し様に言う報道のおかげで、捕虜慰問が止まって

しまったとして嘆き、捕虜の慰問は将来、国交上有利になるから実行されるべきであると述べている。そして、新聞記者の大局観のなさを批判し「人間が田舎臭いのであった。」と評した。

ただ、捕虜のうち全てが遊び暮らしていたというわけではなく、自由外出が認められた将校でも外出しないものや、遊郭などで豪華な遊びをしないものもいたという記事も見られる。まして、下士卒は自由外出の対象ではなかったから全てのロシア人捕虜を批判しているわけではない。ともあれ、自由散歩実施以後、新聞で攻撃的な記述が増加し、市民感情が悪化したのだろう。それを憂慮した収容所は一々捕虜の遊郭通いを、事細かに報道することを抑制するよう各新聞社に要請した。以下は、それについての報道である。

収容所では此点に就て大いに憂慮する処があつて出来得べくば成るべく俘虜の女郎買位ひを記載するのは止めて欲しいとの意見で所轄署たる門前町分署へも交渉して俘虜の女郎買ひは発表させぬ事となつた。先づ之で女郎達も大安心是より俘虜は益々淫行を盛んにする事が出来て満足であろう。⁽⁸⁾

皮肉混じりの文章である。以降、実名付の報道は減少していった。五月一六日、寺内陸相より捕虜の待遇に関する訓示が発せられた。それは捕虜の取扱いについて、捕虜は賓客ではないと戒めている。それは、やや「寛」に行き過ぎた捕虜の取扱いに注意をはらい、それを改めるように指示している。やや長いが引用する。

一 俘虜ノ言語動作ニ徴スルニ彼等ハ祖国ノ為忠戦ヲ励ミ既ニ軍人トシテ其本分ヲ尽シタルコトヲ自信スルカ如シ、而シテ邦人ハ俘虜ト為レルヲ以テ一種ノ恥辱トシ彼等ヲ輕侮スルノ觀アリ。国ノ東西ニ依リ風習ノ同シカラサル敢テ怪ムニ足ラス。然レドモ之カ為彼等ニ惡感情ヲ抱カシメ終ニ國際上ノ物議ヲ惹起セシムルカ如キハ得策ニ非ス

二 俘虜ノ学力程度ヲ調査シ或ハ学堂ヲ設ケ強制的ニ之ヲ教育シ若ハ、体育ヲ計リ起居ニ於テ全ク我軍隊ニ要求スルカ如キコトヲ以テスルモノアリ。是レ所謂程度ヲ誤ルモノニシテ其結果遂ニ紛議ニ終ルノ失態ヲ演スヘシ。要スルニ取締上差支ナキ限り、俘虜相互間ノ教育ヲ許スカ如キハ敢テ不可ナシト雖其教育又ハ教育ニ関シ我官憲ニ於テ進テ之ヲ啓發誘掖スルノ責任ナキコトヲ忘ルヘカラス

(中略)

四 自由散歩ヲ許可シタル俘虜將校同相当者ハ逃走ヲ図リ或ハ無檢閲ノ通信ヲ企ツル等宣誓ニ背キ、帝国ノ紀律ニ反セサル限り成ルヘク行動ノ自由ヲ与ヘ且散歩地域モ亦彼等ノ幽鬱ヲ慰メ得ル如ク選定シ、該地域内ニ於テ公然職業ヲ営メル場所ニハ敢テ出入ヲ禁制スルニ及ハサルヘシ。況ンヤ自由散歩ニ憲兵巡查ヲ附シ監督者ヲ同行セシムル如キハ全ク該規定ノ精神ニ非ス。

民家居住者ニ在リテモ概ネ前項ノ主旨ニ準拠シ過度ノ拘束ヲ加ヘサルヲ要ス⁽⁶⁶⁾

(以下略)

まず、最初に、彼我の価値観の相違はあるが、捕虜となった者が卑怯でそれを軽侮することは、国際問題化しかねないので強く戒めている。そして、陸軍大臣の訓令といった形であるが、当時の日本で捕虜が好ましいものと考えられていなかったというひとつの証拠であろう。だが、この時点ではまだ捕虜となるより死を選べと軍として公式のものになっていないし、世の中もそういった考えに染まっていなかった。例えば、在ロシアの日本人捕虜の待遇改善の申し入れや、官報でも捕虜となった軍人の実名が掲載されている。新聞でも在ロシアの日本人捕虜が過酷な待遇を受けているとしてロシア政府を批判している。

近代日本において国際法に則った捕虜取扱いを説明するのに、新聞や出版物をみると国際問題といった言葉や、文
明国といった言葉を持ち出し、損得で理解させようとしている。つまり、国際法を遵法しないということは、戦争遂
行の障害になるといった説得の方法が為されている。これでは、本質的に理解できるわけがない。⁽¹⁵⁶⁾ 極論を言えば、損
得さえ無ければ国際法を遵守しなくてもよいという考えにいきつくのであるまいか。

次に、自由散歩について触れている部分に言えば、公然と営業している場所に入出入りすることを禁じてい
ない。つまり、捕虜の遊郭通いを否定していないこととなっている。そして、自由散歩中の捕虜への尾行までも否定し
ている。これは、世間では評判のよくない捕虜の遊郭通いを追認したということである。

訓令のほかの内容は、収容所が捕虜に教育を試みたことを日本側の責任の範囲外であって日本側がそこまで率先す
べきではないこと。将校の自由散歩の外出時間を出来るだけ緩やかにするようし下士卒の外出を週二回が適当である
こと、自由散歩に伴う購入手続きの簡素化、捕虜の葬儀に儀仗兵を組織させて将校に指揮させること禁じることなど
を指示している。

日本人にとって、捕虜は恥辱である。では、百歩譲って捕虜になってしまったらどう振る舞うべきか。それは囚人

らしくおとなしく振る舞っていることであろう。日本人にとって捕虜とは罪人であった。この点、蜷川は、自由居住や自由散歩を許したことは、国際法学者には良く判るが、一般の人には、なぜそこまでしてやるのか理解できなかったと言ひ、捕虜は罪人であるから、囚人を優遇することは非常識として捉えていた。

また、憲兵、巡査、下級軍人をもそういった思想をもっていた。收容所に勤めていたある上等兵は、蜷川に「俘虜は囚人である」「優遇は不当である」と意見した。その度に諭旨したそうだが分かってもらえなかったそうである。人々も国際法遵守は仕方ないとしても、捕虜将校が自由散歩で外を闊歩するのは、必要以上の待遇であつて、收容所内で大人しく謹慎させておくのが当時の感覚だったのだろう。

勿論、遊郭通ひ、日本政府から小遣いを貰つて料亭に行くといったものは明らかに過度の待遇であろう。それは、相手が白色人種の文明国であつたがために必要以上に力を入れ過ぎたのであろう。

いずれにせよ、彼我の捕虜観の差がある故のことであろう。ロシア人捕虜に対する感情は悪くなり、『新愛知』（一九〇五年七月七日付）によると捕虜に対する寄贈品の減少があつたが、幸い市民と捕虜間に深刻な事件は起きていない。このような捕虜将校への批判的記事の一方、捕虜らしく謹慎生活を送る将官や、新渡戸稲造の『武士道』の露訳に従事するもの、ロシア人捕虜の民家居住の様子を好意的に捉えている報道などもあり、また、自由散歩が出来ないうえに、金銭的に恵まれない下士卒に同情的な記述もあつた。

九月五日、ポーツマス条約が調印されるが、講和条件に賠償金、領土割譲などが無かつたことに端を発する全国的暴動が起きたのは周知の事実である。名古屋でも講和反対の機運は高かつた。このような事態となると捕虜に対し、何か危害を加えようとするものが出てくるのが予想されたが、大きな事件は起きなかつた。この講和について新聞は、捕虜のインタビューをしてそのコメントを記載している。『新愛知』（一九〇五年九月六日付）の記事は講和に対

する将官の意見、ある少壮の将校などの意見で、何れもロシア側の勝利であると述べた。これを受け「斯の如き俘虜輩にして欲しいままに怪焰を吐かしむるに至りしは其も誰の罪ぞ、見よ昨今市中を散歩する俘虜將校連の得意気なる決して僻根性のみに非らず」と悔しさをあらわす。だが、人々の、この怒りは日本政府に向かっただけだった。

講和後に、捕虜は「捕虜の資格」を喪失することになるが、ロシア政府の特別委員に引き渡すまで取締について現行法規、つまり俘虜取扱規則などを適用しつつも、取扱いを緩やかにした。即ち、陸軍省次官より各衛戍司令官に宛てた通牒では、以下の内容であった。

一つめは、「陸軍礼式」第十一条に則り、日本軍軍人はロシア軍軍人に対し相当の敬礼をおこなうこと。二つめは、明治三八年（一九〇五）法律第三八号「俘虜ノ処罰ニ関スル件」の停止。三つ目は、領置された所有物の還付と刀剣の佩用の許可。四つ目は、捕虜の発受する郵便物などへの取締上必要な場合を除くの検閲の停止。五つ目は、外出、散歩、訪問など規定上の取締上差し支え無い限りなるべく緩やかにすることである。

さらに、一〇月一六日、刑事罰をうけた捕虜の特赦をし、監獄に収監されていた捕虜を収容所に移した。その数は、全国で九六名であった。刑事罰といっても、「俘虜ノ処罰ニ関スル件」に基づき特に処罰された者と、普通の刑法犯も特に捕虜の身分であるから処罰されたものであった。捕虜送還後も国内の監獄に止めるのは酷なことであるから不必要といった理由であった。⁽¹⁸⁾

名古屋での在監捕虜は、八名であり、内訳は將校一名、下士卒七名であった。一〇月二八日には、准士官以上には宣誓を免除して、自由散歩と民家居住を許可し、翌々日には、准士官以上の者に散歩地域外の私費での旅行や、公務に差し遣えの無い限りでの通訳の同行などの便宜を与えた。⁽¹⁹⁾『扶桑新聞』（一九〇五年一月一日付）では、自由散歩の外出時間の延長として、將校には午後一時まで、准士官には午後一〇時までとした。

以上のように捕虜の対する扱いは緩やかになり、捕虜が土産を買い求める姿が新聞で報道される。『新愛知』（一九〇五年九月二〇日付）には、以下のように記されている。市内散歩のうちに土産を購入や、女遊びをしたとのことである。

名古屋美人、名古屋城及び風景の絵葉書等を購入し其他小間物類最も多き由なるが、之等は皆下士卒に多く老人側即ち将校連は日本美術に注目し七宝焼、高等陶器類、綿布等を蒐集し居れるが、西別院収容のウイレン少将の如きは日本画の蒐集に熱中し居り且つ、大弓、撃剣道具等を持帰へらんと云ひ居る由なるが、之に反してセミヨーノフ少将の如きは帰国する迄も日本の女を玩ばんと云ひ（以下略）

日本人にとって捕虜は囚人であったが、一方で、名古屋の商業界は、捕虜のこういった買い物による経済的効果を期待していたようである。いまだ、講和反対の空気が高いなか、九月一九日、名古屋物産展覧会事務所は市内の「各種当業者」に出品勧誘状を送り、そこには、捕虜の土産物購入を利用し、捕虜を物産展覧会に招待し新しい販路の拡大を目指していた。⁽¹⁸⁾

自由散歩で潤ったと思われる遊郭は、自由散歩が実施された初期は潤ったかもしれないが、先述した通り、捕虜を相手とする店や娼伎の風当たりは強くなり、日本人の客の中にはロシア人を相手にした娼伎を敬遠する者もいた。捕虜を新規の客として開拓したぶん、旧来の日本人の客を失う結果になったのである。そして、一部の遊郭協会などでは捕虜を入店させないようになり、それを破れば遊郭協会では罰金が科せられた。⁽¹⁹⁾

一月に入ると、捕虜は自費で帰国することが認められていたので、金銭的余裕のあった者は一足先に帰国した。続いて、捕虜送還船に乗って帰国するものが神戸から、のちに四日市から帰国していった。神戸でペストが流行したからである。捕虜送還に関し、名古屋収容所は中継的な性格を有していた。つまり、全国でも僻地にある収容所から閉鎖されてゆき、閉鎖された収容所の捕虜が帰国までに、一旦規模の大きな収容所に収容された。そのため名古屋収容所は捕虜の送還事業の最終的な段階である明治三九年（一九〇五）二月まで存続したのである。

さて、ここまですると、名古屋収容所の様子は大きく他の収容所と大きな差がなかった。捕虜は概ね国際法に則り扱われ、最初は歓迎する傾向だったが、自由散步制度が実施されると、市民や新聞記者から見ると必要以上の「優遇」であった。そこに、捕虜観の相違があるから摩擦が生まれた。当然であろう、無為徒食の者たちが突然やってきて「優遇」されるのを見て、国際法上の知識が無く、捕虜を恥辱と感じる人々が穏やかな心情でいられるはずがない。しかし、何となく国際法で捕虜は虐待してならないという知識はあったから大きな事件が起きなかったのだろう。

三 第一次世界大戦期

(一) 戦間期の戦時国際法の発展と第一次世界大戦の国際法違反

日露戦争と第一次世界大戦の戦間期においても日本において国際法は、引き続き吸収努力がなされていた。戦間期の捕虜に関する国際条約の改正は、まず、一九〇七年の第二回ハーグ平和会議での、ハーグ陸戦条約の改正である。捕虜に関する規定での改正は、第五条の捕虜の留置に関する規定、第六条の捕虜の労役に関する規定、第十四条の捕

虜情報局の設置に関する規定、第十七条の敵国に抑留された将校へその給料を支給することに關する規定を改正した。

さらに附言すると、第六条では、労役を課す対象から「将校ヲ除クノ外」の文言を加えた。旧規則には将校を労役に使用しないという規定が欠けていた。さらに、国家の為に捕虜を労役させる場合には、自国の陸軍軍人を同一の労役に就かせた場合に適用する割合で賃金を支払い、その賃金の規定が無い場合を想定して以下のように定め、「若シ賃金ノ定メナキトキハ其ノ労務ニ応シ適當ノ賃金ヲ支給ス」を加えた。第十四条に關しては、旧規則が「戦闘開始ノ時ヨリ各交戦国及場合ニ依リテハ交戦国ヲ版図内ニ収容スル中立国ニモ俘虜情報局ヲ設置ス」に対し、新規則は「各交戦国ハ戦闘開始ノ時ヨリ又中立国ハ交戦者ヲ其ノ領土ニ収容シタル時ヨリ俘虜情報局ヲ設置ス」と中立国にも捕虜を獲得した場合、情報局の設置を義務づけた。そして、情報局の業務内容についてさらに細かく定めた。第十七条の捕虜将校に対する給料については、旧規則が捕虜将校の本国に捕虜となっても給料が支払われる規定があれば、抑留先の国でも給料を受けることができたが、新規則においては、捕虜将校は、抑留された国の同一階級の将校が受ける同一の額を受けられるようになった。⁽⁸⁾ これら改正された点は捕虜将校への人道的配慮がされている。

他の国際法上の捕虜に關する条約では、一九〇六年の赤十字条約。これは一八六四年の赤十字条約が全十条で最低限の規定であるのに対し、新条約では全五六条になり内容がより細かくなった。ここでは、これら条約について触れたいがそれは本論の目的ではない。ただ、戦間期においてより一層捕虜を人道的に扱うように定められたといえる。だが、これらの条約で捕虜の一層の保護を企図するも、第一次世界大戦における連合国も同盟国も捕虜を国際法に則り扱わなかった事例が多い。以下、第一次世界大戦の捕虜虐待の事例を、信夫淳平の『戦時国際法講義』によって挙げてみる。

開戦二年後の一九一六年の数値で、連合国側（英、仏、露）の捕獲した捕虜が約一六九万人、同盟国（独、澳）の

捕獲した捕虜は約二六七万人であった。最終的に、連合国と同盟国の捕虜は約七七五万人であった。これは未曾有の数であり、今までの国際法では対応できないことがあったという。ドイツの収容所では、寝台が不足し、英仏露の捕虜三名にひとつの寝台を使用させ、場合によっては有色人種と白色人種に共用させたので乱闘騒ぎに発展したという。ある収容所ではチフスが蔓延し、一〇日ほどで患者数が一〇〇名を越え、死者が発生した。ロシアの収容所も病気が蔓延し、トムスクでは一万六〇〇〇名が発疹チフスで倒れ、トツコエでは六〇〇名以上がチフスで死亡した。

食料の点でも不充分であった。ドイツでは捕虜の食料の量が減少を続けたので、イギリス、フランス人捕虜は、足りない分を母国の家族が送ってくるもので補った。ドイツにおいて捕虜の食料が不十分な事に対抗して、フランスもドイツ人捕虜に与える量を減少し、ロシア人捕虜は食料の仕送りがないたため多くの苦勞をした。

捕虜の労役の点でも国際法違反があった。労役は、将校を除き、過度にならない程度で、軍務と直接関係の無いものであれば労役に就かせ得るが、両陣営も作戦行動に関係ある労務に強制的に就かせ、甚だしい場合には戦線において労務させ、味方の砲火によって死ぬものもあった。また、国内での労働力の不足を補うために捕虜を使役し、大戦中のドイツは捕虜の強制労働と英仏から捕虜に宛て送られる食料によって支えられていたと言われるほどであった。もっとも、戦争初期の段階では、それほど劣悪な状態ではなかった。だが、戦争が泥沼化してくると待遇も悪くなった。^(註)

戦場においては、ドイツがイギリス兵捕虜二〇〇〇人をロシア軍の砲火が届く最前線に送り、塹壕掘りをさせ、従わない者には氷点下の荒野で柱に縛り付けした例、他には、戦場において捕虜をわざと前線に立たせて盾とした例もあった。これは、一方が、国際法違反をすれば、他方がそれに対する復讐をとして捕虜を虐待しあい、互いに虐待を非難をしあった。ここまでの、ハーグ陸戦条約などの戦時国際法は、捕虜への復讐を禁じていなかった。これは大き

な欠点である。捕虜に対する復仇行為が禁じられるのは一九二九年のジュネーブ条約においてである。以前から国際法学者の中でも復仇は敵国の不法行為を抑止すると考える一派があつて、一九二九年の段階でも根強くそのような考えが存在し、この規定を定めるまでは紆余曲折あつた。ただ、第一次世界大戦の当時に復仇を禁じていても捕虜の虐待がなかったと言えないだろう、総力戦の影響と膨大な捕虜数も大きな要因であろう。膨大な捕虜と死傷者を出せば国内の若者を動員し続けることとなるが、総力戦といった面から見れば、国内の労働力を削減することであるから、捕虜を使役することで補おうという考えが生まれたのであろう。

捕虜に対する考えは、一九世紀には、敵の降伏したものは敵の戦闘力を削ぐ一つの方法に過ぎず、捕虜に虐待を加えるべきではないという思想に行き着き、二〇世紀の初頭には、捕虜の自由の拘束以外には、捕虜は捕獲した国の軍人の階級と同一の待遇を与えるまでに至るが、第一次世界大戦で交戦国は互いに捕虜の待遇を非難し、国際法学者である立作太郎は、第一次世界大戦は捕虜を本国軍人と同様に待遇する思想は実行が困難であることを認識させたことである。⁽¹⁸⁾

(二) 日本におけるドイツ・オーストリア人捕虜

1 戦場における捕虜

一九一四年(大正三)八月二三日の対独宣戦布告でも、さきの日清、日露戦争と同じように国際法の遵守が記されている。だが、この後の日本の宣戦布告文中からは国際法の文字は消えてしまう。

第一次世界大戦中の日本の本格的戦闘は、中国のドイツ租借地青島における戦闘くらいである。他には、ドイツ領

表六、第一次世界大戦の日本軍捕獲のドイツ軍捕虜総員数

区分	人数 () は将校数
捕虜総数	4,791 (226)
戦地死亡	7 (0)
戦地解放	85 (2)
戦地逃亡	1 (0)
青島残留	1 (0)
国内収容員数	4,697 (224)
国内解放	386 (5)
国内死亡	86 (3)
国内逃亡	5 (4)
引き渡し員数	4,220 (212)

『大正三年乃至九年戦役俘虜ニ関スル書類』より作成

南洋諸島攻略、青島を出港していたドイツ東洋艦隊の追撃戦、地中海への水雷戦隊の派遣ぐらいであるがこれらは大規模な戦闘にならない。従って、日本は他国に比べ捕虜数は少ない。その人数は、捕獲総数四七九一名、うち日本に収容した人数は四六九七名であった。そのうち、ドイツ人が四三九二名、オーストリア人三〇五名であった。そのほとんどはドイツ人であったから、便宜上、本論においてドイツ人、オーストリア人捕虜はドイツ人捕虜とまとめて総称する。なお、残りの九四名のうち七六名が青島でイギリス軍に引き渡され、南洋諸島で九名が解放、のこりは青島

でそれぞれ、七名が死亡、一名が逃亡、一名が残留したのである。詳しくは表六を参照されたい。

先ほどの欧米各国が捕獲した捕虜数と比べると格段に少ない。日本においては、総じて言えば捕虜は国際法に則り扱われた。これには少ない捕虜数と本格的に第一次世界大戦に参戦していないことが大きいだろう。さらに、日清、日露戦争は日本の国運を賭けた戦争であり、第一次世界大戦は国運を賭け、国力の全てを注ぎ込んだ戦いではないため、日清、日露戦争に比べてドイツに対する敵愾心が乏しかった。そして、日本にやって来たドイツ人捕虜に対しても敵愾心がなく、むしろ文明国の先輩として好意的に扱っている。文明国の先輩とは聊か言い過ぎたかもしれないが、このことは後で詳しく述べたい。

さて、青島では、大正三年（一九一四）九月二日に独立第一八師団（神尾光臣中将）が山東半島に上陸。独立第一八師団は、久留米の第一八師団を中

心に編制され、兵数約二万九〇〇〇人であった。それにイギリス軍が、華北駐留のイギリス軍一個大隊を中心として一三九〇名が加わっていた。対するドイツ軍は、青島総督マイヤー・ワルデック海軍大佐率いる四九二〇名が青島要塞に籠っていた。そのうちオーストリア・ハンガリー軍は六八一名であった。日独間の戦力の差は圧倒的であり、要塞の陥落は時間の問題だった。要塞攻撃に先立つこと、一〇月一二日、ドイツ側に以下の内容の通告を發した。

下名等ハ閣下ノ名誉アル守城ニ方リ、現ニ青島ニ在ル交戦国ノ非交戦者、及中立国人ニシテ、攻城ヨリ生スル損害ヲ避ケント欲スル者ヲ救助セントスル。日本皇帝陛下ノ至仁至慈ナル聖旨ヲ閣下ニ通告スルノ光荣ヲ有ス。閣下若シ此聖旨ニ副ハンコトヲ望マルニ於テハ、更ニ詳細ナル通告ヲ為スヘシ。

青島攻城軍指揮官 陸軍中將 神尾 光臣

青島封鎖艦隊司令長官 海軍中將 加藤 定吉

青島総督宛⁽⁶⁴⁾

そして、アメリカ領事ベックとその従僕他五名が青島を退去した。一〇月三一日から日本軍の攻撃が始まり、一月七日ドイツ軍は降伏し青島攻略戦は終結したのである。なお、この戦いにおいて日本の陸海軍で始めて飛行機が使用された。⁽⁶⁵⁾そして青島では、四七七二名の捕虜を捕獲している。そのうち、戦地で死亡した者が七名、逃亡した者が一名、残留した者が一名、イギリス軍に引き渡した者は七六名であり、残りの者たちは日本国内に輸送された。⁽⁶⁶⁾この

捕虜達は、将校に限り帯剣と将校一名につき従卒一名が随行することになった。また、捕虜をイギリスに引き渡したのには理由がある。それは捕虜を香港に収容し南方の中国人に見せることでドイツの敗北を知らしめるためだった。⁽¹⁶⁾

南洋諸島戦は、九月下旬マーシャル諸島に達し、ドイツ軍の根拠地ヤルト島を占領したことを始めに、一〇月一日までにサイパン島など赤道以北のドイツ領の島々を占領下においた。⁽¹⁷⁾ これらの戦闘で捕虜一五名を捕獲し、そのうち九名を解放した。

そのほかの捕虜は、横浜、長崎、門司、奉天でそれぞれ一名づつ捕獲された。これらの場所でのように捕獲されたのか、その一、二例を挙げることにする。

大正四年（一九一五）五月一六日長崎において、ドイツ海軍二等掌砲兵曹ワルテル・ストレンペルは捕獲される。彼はアメリカ旅行中に戦争が始まってしまったので、ドイツに帰還できなくなってしまった。そしてアメリカの汽船に水夫として乗り組み、寄港先のマニラで運悪く、軍服を着用する姿を日本領事に発見されてしまい、その汽船が長崎に入港したところで逮捕されてしまった。

もう一つの例として、奉天でのケースを挙げたい。大正七年（一九一八）四月一九日ドイツ軍下士フェルディナン・ウエーグネルは極度の飢餓のため日本の官憲に保護を求めた。彼は、一時ロシア軍の捕虜となってシベリアに収容されていたが、再度戦線に立つおそれがある事を嫌って脱走したが、所持金が欠乏し奉天において日本の官憲に保護を求めたのであった。⁽¹⁸⁾

では次に、戦場においてドイツ軍捕虜は日本軍の待遇をどう捉えたかについて見てみる。作成期、取り調べられた人物の階級など不明であるが、名古屋収容所が収容している捕虜を取り調べた結果は次の通りである。質問事項は青島で捕虜となつてから、日本に来るまでの待遇についてである。

吾等ノ驚キタルモノハ台東鎮（筆者注、捕虜が収容された場所）ニ於テ日本兵ハ露營シタルニ拘ハラス俘虜は宿舎ニ宿営セリ。吾人ナランニハ恐ラク之ヲ反対ニセシナラン。給養ニ就テ言ヘハ日本兵卒ト同様ノモノナリシナラン。若シ之ニ関シテ不平ヲ言フモノアランカ。言フモノノ誤ナルコト明カナリ。素ヨリ風習起居ノ差異アリテ独人ニ適セサルモ、日本人トシテハ俘虜タル吾等ニ対シ、絶大ノ待遇ヲナサレタルヘシ。只輸送中意外ニ感セシハ、一船千余人ノ俘虜ヲ搭載セルニ一名ノ軍医ヲ附セラレサルコトナリ。勿論匆卒ノ際トテ脱漏ナランモノ千人中ニ患者ノ生スルコトハ明白事実ナリ。依テ吾等ハ山田大尉ニ若シ許サルルナラハ青島ニアル独逸医師ヲ上陸地点迄同行セシメ、該医師ハ上陸ト同時ニ解放セラレンコトヲ要求セルモ、陸軍大臣ノ規定ナレハ不許可トナレリ。事素ヨリ匆卒ノ際ナレハ吾等ハ之ニ就テ何等ノ悪感情ヲ有シ居ル所ニアラス^(四)

ここでは、医師の同行を断る理由とした陸軍大臣の規定とは、どういった規則なのか分からなかったが、規則を優先して形式主義に陥りがちな日本人らしいといえればそれまでだが、捕虜の待遇は問題がなかったようである。

別の角度から、日本軍の国際法遵守の例を挙げておく。現在でも洋菓子のユーハイムは日本にあるが、ユーハイムはこの青島の戦いで捕虜となったカール・ユーハイムによって立ちあげられた。カール・ユーハイム夫人であるエリーゼとその子供は、当時青島に居住していた。日本軍について彼女は、住民を殺し、婦女を辱め、財宝を掠奪してゆくものだと思っていたが、実際に日本軍が彼女の家にやって来ると、彼女の子供にコンペイトウを与えたとのことである^(四)。

これに対し青島攻略を担当した独立第一八師団は『大正三年戦役意見集』で、捕虜の待遇を次のように批判している。

俘虜ニ対シ相当ノ便宜ヲ与フルハ可ナルモ其程度ニ就テハ大ナル考慮ヲ要ス。今回ノ戦役中ニ於テモ内地ニ收容サレタル俘虜ノ所持品ノ搜索方ニ関シ照会ヲ受ケタルコト屢々ナリ。固ヨリ戦地ニ在ルモノモ時間ト手段ノ許ス範圍内ニ於テハ之カ調査ヲナスヘキモ、到底隊務多端ノ際ニ於テ一々之カ調査ヲナスカ如キハ不可能ナルヲ通常トス。(中略)可成戦地ニアルモノニ手数ヲ煩ハササル如クスルヲ必要トス。而モ、俘虜各自ノ所有シアリシ雜品ノ如キモノニ対シテハ調査ヲ要求スヘキ限ノモノニアラス。又之ヲ搜索スルモ調査ノ多クノ場合不可能ナリ。而モ今回ノ俘虜ノ如キ其多数ハ最後迄抵抗ヲ持續セシモノニアラス。毫モ彼等ニ対シ敬意ヲ払フ必要ナシ。^(註)

これは、独立第一八師団司令部からの意見である。国内の收容所からの捕虜の物品の問い合わせについてへの苦情が述べられている。そして、上記の文中にも日本人の捕虜観の一端が出ている。『大正三年戦役意見集』の別頁では、歩兵第二九旅団司令部の意見として、捕虜の待遇が度を越した優遇だとし、そういった例として捕虜を民家に收容し、勝者たる日本軍が露営したことを批判している。

しかし、いずれにしる捕虜を国際法に則り扱ったといえるだろう。

2 第一次世界大戦期の日本国内における捕虜

これまでと同じく、国内に在住していた敵国人の保護のため、ドイツ人の保護に関しては大正三年（一九一四）八月二三日に内務省訓令第一〇、一一号を発し、続く八月二十九日に内務省訓令第一四号でオーストリア・ハンガリー人を対象とした訓令を発した。その内容は、先の戦争とは大きく変わらない。すなわち、以前から日本国内に在住するものは、そのまま居住し続けることや国外に退去することを自由にし、新たに入国するものも原則自由であり、その財産、身体、生命、名誉を保証した。ただし、その自由も、法令や日本の利益に反しない限りにおいて与えられ、場合によっては、国外退去、入国拒否、逮捕することも有り得るとした。

一方、ヨーロッパでは、一般人の拘束を実行した。例えば、ドイツで居住していた日本人は約三〇〇名でそのうち約五〇名が抑留された。日本はドイツに抗議し、且つその抑留者の氏名の通告を日本の外務省職員がベルリンを引き揚げるまで続けた。それでも効果が見られず、当時中立国だったアメリカを通じて交渉した結果、大正三年（一九一四）一二月までにほとんどの日本人が解放されたのである。¹⁸⁾

最初は日本国内におけるドイツ人に寛大な態度で臨んでいたが、在日のドイツ人達が、東京や横浜に結集し、ドイツ本国に声援を与える決議をなし、あるいは、日本において諸種の事業をなし、事情に精通する者などが秘密会合を開いているなど、日本政府からみれば不穏な動きをなす者が生じたために、大正四年（一九一五）四月にドイツ人の入国制限に踏み切り、一部のドイツ人とオーストリア・ハンガリー人に国外退去を命じた。

今後渡来スル独擧人ハ新ニ帝國政府ノ許可ヲ受ケル者ヲ除ク外其ノ入国ヲ拒絶スヘシ。予後備ノ召集ニ応スル為、帝國ヲ辞去シタル独擧人ニシテ召集免除其ノ他事由アリ再ヒ帝國ニ帰来シ在留中ノ者ニ退去ヲ命ス。青島占領地ヨリ退去セラレ(衛生部員タリシ故ヲ以テ俘虜トセサリシ者ヲ含ム)若クハ英仏露三国領置ヨリ退去ヲ命セラレタル独擧人ニシテ帝国内ニ在ル者ハ之ヲ退去セシム(四)

さらに、同令を解釈上、日本に渡来する者ではなく、乗船し寄港する際の一時上陸者や日本在住の独擧人が一時的に長期間にわたり外国に旅行した場合も新たに入国する者として扱った。そして、大正七年（一九一八）六月になると戦線に加わるために、ドイツやオーストリアに帰国を欲する者に出国の禁止する措置をとった。

民間人は捕虜としなかったが、日本が捕虜とした者を分類すると、以下の通りである。一、青島作戦地域内に戦闘員として武器を執ったドイツ軍、オーストリア・ハンガリー軍軍人および義勇兵。二、同国軍隊組織の一部を成し、なんらかの形式で戦闘に関与した陸海軍の官吏。三、南洋諸島方面のドイツ軍、オーストリア・ハンガリー軍の艦船乗組員。四、ドイツ軍、オーストリア・ハンガリー軍軍人で戦争中に欧米諸国より旅行を企てて、その途中日本の港湾でたまたま捕獲された者、五、ロシア軍捕虜としてシベリアに収容されていた者が逃走し日本の勢力圏で捕まった者。その多くは青島で捕獲された者達であった。

なお、衛生部員は、捕虜にすることが出来ないため、青島要塞開城後しばらくドイツ軍の衛生部員を残留させ、捕虜の治療業務に従事させる。傷病捕虜が移送に耐えうる程に回復し、捕虜の日本国内への移送が進むにつれて衛生部

員の仕事がなくなり、衛生部員二四二名は大正三年（一九一四）一月より解放されはじめ、済南に移された。⁽¹⁶⁾

さて、日本が宣戦布告をすると捕虜の受け入れの準備を始める。まず、九月一九日、勅令第一九二号「俘虜情報局官制」を定めて、二二日には「俘虜情報局事務取扱規定」（陸達第三〇号）、二三日に俘虜情報局を陸軍省内に設置した。この点、『大正三年乃至九年戦役俘虜ニ関スル書類（以下、書類と略す。）』の第三章第一節「俘虜情報局の設置」では俘虜情報局の隷属を軍か赤十字社にすべきかは重要な問題であるとし、執務の性格上、中立団体である赤十字が適当のように見えるが、陸海軍と密接な連絡を必要で、赤十字では軍に比べて、戦地、収容所における捕虜の情報を迅速かつ正確に把握できないことを慮り陸軍に隷属させたという。初代の長官には陸軍省人事局長と兼任で河合操中将が就任した。以後、長官は、人事局長兼任菊池慎之介中将、人事局長兼任白川義則中将、人事局長兼任竹上常三郎中将の順で就任した。

捕虜取扱いに関する規則は、九月一四日「俘虜郵便為替規則」（通信省令第二六号）、二二日に「俘虜取扱規則」（陸達第三二号）、「俘虜取扱細則」（陸達第三二二号）、「俘虜自由散歩及民家居住規則」（陸達第三三三号）、「俘虜労役規則」（陸達第三四号）を発した。翌二二日、「俘虜取扱規則」（海達第一四三三号）を制定、翌月の一〇日「俘虜郵便規則」（通信省令第三七号）を制定する。一月一四日「俘虜郵便規則」（朝鮮総督府令第六三三号）と「俘虜郵便為替規則」（朝鮮総督府令第一六四号）を定めて第一次世界大戦では朝鮮でも捕虜、俘虜情報局関係の郵便物及び郵便為替の規則を適用している。それぞれの規則の変更点に就いては大きな変更点はない。⁽¹⁷⁾

収容所の設置は、まず、陸軍省告示第一四号をもって、一〇月六日久留米に設置される。続く十一月一日陸軍省告示第一六号をもって、東京、名古屋、大阪、姫路、松山、丸亀、福岡、熊本に設置された。さらに、一二月三日には陸軍省告示第一九号で、静岡、徳島、大分にそれぞれ設置された。それぞれの収容所で充てられた建物は、以下の

通りである。

東京収容所 浅草本願寺

静岡収容所 日本赤十字支部内の元看護婦養成所、恤兵団の建物。

名古屋収容所 大谷派本願寺（東別院）。

大阪収容所 府警察部衛生課管理の隔離廠舎

姫路収容所 市内の病院三箇所。

徳島収容所 県会議事堂構内の新築仮廠舎、事務所を徳島商工会議所内に置いた。丸亀収容所 本願寺別院、看護婦

養成所跡、事務所は民家を充てた。

松山収容所 市内公会堂、寺院六ヶ所。

大分収容所 日本赤十字支部、大分市第一小学校、事務所を大分県皇典研究所に設置。

福岡収容所 日本赤十字支部、物産陳列場、柳町（旧遊郭跡）。

久留米収容所 大谷派本願寺教務所、料理店跡、寺院、高良台陸軍演習廠舎。

熊本収容所 県物産館、市集議所と付属建物、寺院八ヶ所、その後、県会議事堂に一部移転。

青島が陥落すると多くの捕虜がでるが、捕虜収容所がこれら地方に設置されるよう嘆願書を、地方から陸軍省に提出している。例えば、和歌山市、徳島県、静岡県などが提出した。その中から、徳島県知事秦豊助から陸軍次官大島健一への嘆願書を挙げておく。

拝啓彌御清榮奉大賀候。兼て徳島市へ俘虜收容所設置の儀は市民の最も希望する所に有之。さきに第十一師団の内示に基き市当局は陸軍官憲と協力し、日夜これか準備に従事之諸般の計画既に定備致居候。然るに本月十一日貴省告示第十六号に依れば福岡外七ヶ所へ、御設置相成りしも当市へは御沙汰無之熟れ近日御決定御発表の事は存候得共又御都合上或は設置に至らざるかとも杞憂罷在候。若しも当市に之か設置を見ざるにおいては市民の失望落胆は申迄も無之諸事は水泡に帰し、ひいては市当局の信用にも相及び遺憾不尠候に付事情御洞察被下。当初御計画通り当市に俘虜收容所設置相成候様御詮議相仰度切望に堪へず先は右事情陳壺御依頼申上度得貴意候。

草々 敬具

大正三年十一月十二日

徳島県知事 秦豊助

陸軍次官 大島健一殿

つまり、第十一師団と協力して收容所設置の準備をしてきたが、十一月一日の陸軍省告示第一六号で收容所設置の場所から漏れたため、市民が失望し市当局の面目が丸潰れであるから、どうかして設置するように陸軍省に頼むというわけだが、徳島には翌月の陸軍省告示第一九号で設置されている。

静岡の件も同様である。こちらでも静岡県知事湯浅倉平から陸軍次官大島健一へ宛てている。静岡の嘆願書では、嘆願の理由がはっきりしている。第十五師団より捕虜收容に関する調査の委託があったが、陸軍省告示第一六号で漏れてしまい、市民は多いに失望したという。

そして、「同市ハ時局ノ影響ヲ受ケ唯一ノ産物タル漆器ハ輸出杜絶ノ悲況ニ陥リ多数ノ失業者ノ救済ニツキテハ百方面策致候加之八月下旬ニ於ケル大水害ニハ同市ノ大半阿倍川決壊ノ為非常ナル災禍ヲ蒙リ」と述べて、この苦境において、捕虜を収容することで経済的活性を期待しているから、収容所の設置を嘆願している。結局静岡にも収容所は設置された。和歌山は市長加藤杲から陸軍次官大島健一に宛てているが、こちらは結局のところ収容所は設置されていない。松山では、捕虜景気を当て込んで地元の人々が、さまざまな準備をしたという。

日露戦争では程度の差があるが捕虜が景気を活性化したことから、嘆願書などをだす地方もあったのだろう。しかし、ドイツとロシアの国民性の差からしても、ドイツ人はロシア人に比べて堅実であった。例えば、衣服もボロボロになっても補修して使ったという。この戦争では、自由散歩および民家居住の規則は定められたが実施されなかった。捕虜の遊郭が通い、料亭通い、買い物、温泉通いなどといったことはなかったが、収容初期にはあったようである。はじめ、自由散歩及民家居住規則を制定し、かつ新聞記者及び国際通信社を介して広く内外の新聞に公表したが、第一次世界大戦参戦諸国の何れもそういったことを実施しなかつたので実施を見合わせてしまったのである。

当初、捕虜収容所は全国で一ニヶ所もあつたが様々な理由によって、収容所の統合を行った。その理由は、まず、日本式家屋では捕虜の収容に向いていないためであった。例えば、東京収容所は浅草本願寺の日本式家屋に収容したが、日本人とドイツ人との慣習上の相違のために、捕虜にとって起居が不便で、畳の破損が著しく、屋内は不潔になり、管理する側も取り締まりが困難であつたという理由である。

そしてもうひとつは、捕虜の収容の長期化と、警備上の不都合さから、寺院を使用することや、収容場所の分散は不適確となつたことである。そして、市民の風教上の好ましからぬ影響も恐れもあつたため収容所の統合を行った。

まず、一九一五（大正四）六月に熊本収容所を久留米収容所に統合した。同年九月に東京収容所を習志野収容所に

表七、第一次世界大戦の日本国内のドイツ軍捕虜収容員数

収容所名	開設日	閉鎖日	収容員数	死亡者	逃亡者	解放	送還員数
習志野	大正4年9月7日	大正9年4月1日	1,009 (78)	31 (0)	0	171 (1)	807 (77)
名古屋	大正3年11月14日	大正9年4月1日	507 (12)	12 (0)	0	8 (0)	487 (12)
青野原	大正4年9月20日	大正9年4月1日	493 (12)	6 (0)	0	124 (2)	363 (10)
似島	大正6年2月19日	大正9年4月1日	535 (32)	10 (1)	0	13 (2)	512 (29)
板東	大正6年4月9日	大正9年4月1日	1,015 (27)	8 (0)	0	34 (1)	973 (26)
久留米	大正3年10月4日	大正9年3月12日	1,117 (59)	11 (2)	0	28 (0)	1,078 (57)
計			4,676 (220)	78 (3)	0	378 (6)	4,220 (211)

『大正三年乃至九年戦役俘虜ニ関スル書類』より作成。収容員数の数値は、各収容所の最大時の数値である。() 内数値は将校である。収容所統合前の国内減員は、静岡で3名、丸亀で1名、松山で1名、大分で2名、福岡で13名、熊本で1名と合計21名であった。

移転し、姫路収容所を青野原収容所に移転、名古屋収容所では、市内の本願寺別院から、同じ市内の北東、現在の古出来町あたりに新築したバラック（現旭丘高校にドイツ人捕虜が収容されたことに関する碑がある。）に移転した。一九一七（大正六）二月には大阪収容所が、当時陸軍検疫所があった瀬戸内の似島収容所に移転された。同年四月に四国の三ヶ所の収容所、つまり、松山、徳島、丸亀収容所が、板東収容所に統合される。翌一九一八年（大正七）四月では、福岡、同年八月に静岡、大分の収容所が習志野収容所に統合される。最終的に国内の収容所は六ヶ所にまとめられるのであった。それらの収容所にあてた建物は以下の通りである。収容員数は上記の表七を参照されたい。

習志野収容所 陸軍演習場に建築した廠舎

名古屋収容所 陸軍工兵作業場に建築した廠舎

似島収容所 陸軍第二消毒所付属廠舎

青野原収容所 陸軍演習場に建築した廠舎

板東俘虜収容所 陸軍演習場に建築した廠舎

久留米収容所 旧衛戍病院新病舎跡^⑧

大正三年（一九一四）から九年（一九一九）にかけて、全国の収容所で起きた大きな事件と言え、福岡収容所における「捕虜脱走事件」と「収容捕虜夫人の強盗殺人事件」であろう。

脱走事件は、大正四年（一九一五）十一月二日、大正天皇の即位に湧く中、福岡収容所の捕虜パウ・ケンペは収容所を脱走し、スウェーデン人になりすまして下関から上海に向かう船に乗り込んだ。翌朝、ケンペの脱走を知ったドイツ人捕虜たちは、日本側の発見を遅らせるための偽装を行い、その偽装工作を行った捕虜たちも脱走した。その数は四人、すなわち、フリッツ・ザクセ、ヘルベルト・シュトレラー、ゲルハルト・フォン・ヴェンクシュテルン、フリードリッヒ・モーデらであった。

まず、彼等は下関から国外に脱出した。彼等のうち、最初に捕まったのは京城でモーデが、シュトレラーとザクセは中国から中央アジアを抜けて母国に帰還しようとしたが、途中で挫折し、今度は上海でノルウェー船員となりすまし、まず太平洋を横断し、次に大西洋を横断しようとした。だが、大西洋でイギリス海軍に捕まってしまふ。ヴェンクシュテルンも同じく大西洋で捕獲され、イギリスの収容所に入れられ、さらにそこを脱走し、終戦をスイスで迎えた。

結局、母国に到達したのは、ケンペのみであった。ケンペの選んだ進路は敵国ロシア領内をシベリア鉄道で通過し、上海を出てから一八日間で母国に帰りついたのであった。⁽⁸⁸⁾

強盗殺人事件は、福岡収容所に収容されていた捕虜フォン・ザルデルンの夫人は、福岡市中に、女中と息子をつれて居住して、夫に面会するため収容所に通っていた。脱走事件がおこったところと同じ時期に、夫人宅に強盗が侵入し、夫人を短刀で殺害した。このことを知ったザルデルンは悲観したのか自殺してしまふ。さらに夫人は、ドイツの海軍大臣の令嬢だったことから、ドイツ外務省はアメリカを通して嚴重に抗議した。なお、犯人は逮捕され処罰された。こういった大きな不祥事をおこした福岡収容所は段階的に縮小されていった。⁽⁸⁹⁾

捕虜の待遇に関して述べる。捕虜取扱細則中、捕虜の給養費には、一日あたり准士官相当者に四〇銭、下士卒に

は三〇銭と定め、その額内において現品を支給し自炊させた。給養について下士卒の金額と、日本兵以上の給養額を支給したのは日露戦争の時と変わっていないが、准士官を除く将校には日本の将校と同一の給料を支払っているから、将校に対して給養費は支給されずに、給料内においてその従卒などに炊爨させた。なお、飲酒に関しては、将校が原則自由、兵卒はビールに限り許された。

給料の額は、ハーグ陸戦条約附属規則第十七条の規定「俘虜将校ハ其ノ抑留セラルル国ノ同一階級ノ将校カ受クルト同額ノ俸給ヲ受クヘシ」に基づき、月額にして陸軍中佐一八三円、同少佐二一九円、同大尉七五円、同中尉四六円、同少尉四〇円。海軍大佐二六二円一九〇銭、同中佐一九九円五三〇銭、同少佐一三七円四八〇銭、同大尉八二円一二〇銭、同中尉五四円七五〇銭、同少尉四五円六五〇銭であり、食費や被服費は自弁となった。

だが、戦争長期化による物価の騰貴で、捕虜将校中尉と少尉クラスの捕虜は生活が困難になったという理由で、ドイツ政府より在日スイス公使を通して、大正七年（一九一八）六月に日本政府に捕虜中尉と少尉の給与を捕虜大尉の給与額と同額にする希望を申し入れた。そして、協議の結果ドイツ側が不足する金額を寄贈金として補うはこびとだったのである。その金額は最終的に一四万四七二円一〇銭になった。日露戦争との違いは、准士官を除く将校に給料を日本が支払った点である。日露戦争ではロシア本国からの送金と、日本から支給される被服補修費を名目にした小遣いを支給したが、第一次世界大戦では、日本が将校の給料を支払っている。

規定通りにゆけば、准士官と下士卒は無給ということになるが、中には召集前の勤務先からの送金を受けるものや、この戦争より本格的に実施された捕虜の労働による賃金があった。そして、准士官以下に対しては、被服補修費として俘虜取扱細則に定めた金額を支給した。⁽¹⁸⁾

これまで捕虜の給料などについて述べてきたが、上位将校となると相当な金額を所持しているように思える。だが、

取締上捕虜の逃走を防止するために、捕虜の所持金に制限を設けた。これは逃走資金として使用されないための措置である。日本は海に囲まれているため船が逃走手段となり、船を使用させないためであった。その制限金額は三〇円で、余った金額は銀行もしくは郵便局に貯金させた。

被服に関しては、基本的に捕虜の所有物を使用させて、使用に耐えられなくなると准士官相当者と下士卒に中古品や戦利被服を貸与した。新調品が必要な場合は、准士官相当者には冬季一八円、夏季七円五〇銭で、下士卒には冬季八円八三銭、夏季三円八三銭内で貸与することにした。これら貸与した被服は本人の死亡または解放の際に本人に支給することになる。なお、貸与する服の種類は軍服であったが、収容初期においてそれ以外のものを貸与し、逃亡者が続出したため大正四年（一九一五）一二月以降貸与しなくなった。

寝具などの日用品は、捕虜取扱細則第十九条に基づき、将校に各人に寝台、毛布、洗面器などを貸与した。下士卒には藁布団、毛布、数人を一組として洗面器を貸与した。これらは陸軍の在庫品を充てた。原則的に寝具は貸与されたが、捕虜の中には自費で寝具一式を揃える者もいた。

埋葬費用は、将校同相当者に二〇円であったが、インフレのため、大正七年（一九一八）一二月以降二五円に増額した。下士卒同相当者には一五円であったが、こちらも将校の埋葬費と同様に大正七年一二月に二〇円に増えている。捕虜中死者は、日本国内の収容所で八六名生じ、そのうち死因が伝染病及び全身病のものが六〇名と圧倒的に多くなっている。これには、大正七年末より八年にわたって流行したスペイン風邪によるところが大きい。スペイン風邪を除けば死者は少ないといっていよう。死者に関しては、基本的に陸軍墓地に埋葬し、戦後、五三名分の遺骨が大正九年（一九二〇）一月の捕虜送還のさい捕虜達の希望によって携行されていた。

そして、捕虜情報局の業務として死亡捕虜の情報、遺品、遺書などを、最初は在日アメリカ大使を經由し送還した。

その後、在中ドイツ公使、在中オーストリア公使に送ったが、大正六年（一九一七）に中国が連合国側にくみして、ドイツ、オーストリアなどと国交を断交することで、その道が閉ざされる。最後には、ドイツについては在日スイス公使に、オーストリアについては在日スペイン公使を経ることとなった。なお、ドイツ側の利益保護国は、当初中立国だったアメリカが、後にアメリカが英仏側に立って参戦すると、スイスとなった。

冒頭にあげた、主に板東収容所を中心とした先行研究からはみると、今回も国際法に則り捕虜を扱ったと言える。それらの、一部の収容所の詳細な研究がないものの捕虜の待遇などは、概ね良好と言える。捕虜を国際法に則り扱ったという点ではさきの戦争と大きく変わらない。

先行研究により、日本国内の収容所で行われたことをまとめると、以下のようになる。①オーケストラの編成、新聞紙の発行（新聞の発行は板東、松山の場合）など多彩な文化的活動。特に板東収容所は日本で初の第九交響曲が演奏された場所とされている。そして、板東収容所の研究が盛んな理由は、捕虜の手によって発行された新聞紙『ディ・バラツケ』による所が大きい。それには捕虜が捕虜という身分にありながらも生き活きとした生活を送ったと記されている。②板東収容所における、捕虜による健康保険組合の創設。ドイツでは既にその種の保険組合が創設され、費用は捕虜によって賄われたり国の内外からの援助でなりたっていた。組合が力を入れた点は病人に栄養価の高い食事を与え、組合の支出の多くは牛乳に消えていたが、徐々に捕虜の経営する牧場が軌道に乗り少し負担が和らいだ。スペイン風邪が流行したさいには組合の力を發揮し最小限の犠牲で乗り切った。なお、先行研究では、健康保険の有効性を説明するさいにスペイン風邪の収容所間の犠牲者数を比較するが、収容人数が板東の半数であった名古屋は死者七名、板東は三名であった。③収容所内での東屋の建設。④民族的差異による不和のため、捕虜を別の場所に収容した。当時のドイツやオーストリアは他の民族を支配または圧迫していたため、支配や圧迫される側の民族にとって嫌々

ながら徴兵された者もいた、そのために支配者側であるドイツ人との不和が生じた。⑤捕虜の労働力と技術力の有効活用。捕虜の作品展示会の開催し、捕虜たちの製作した絵画などの美術品、シャンデリアなどの工芸品、腸詰め、洋菓子などの食料品、レスリング、体操などの実演も行われたという。この展覧会の盛況さの一例をあげると、板東の動員数は近畿や関東から見学者が訪れその数は五万人を越えて大盛況のうちに幕を閉じた。捕虜の展覧会については他の収容所でも実施された。このような展覧会だけでなく、ドイツ式体操実演会や学術講演会などや、捕虜の一般企業における労働などにも就いており日本人は多くのことをドイツ人捕虜から学び取ろうとしている。この動きは、ドイツの高い技術を吸収するためといったことと、捕虜の労働による捕虜収容経費の削減、そして、文化的活動や労働を通して精神的な慰安とすることなどが企図されていた。⑥散歩、水泳等の実施。この散歩および水泳は、集団でおこなった。

以上のように、捕虜を適正に扱っていたとしている。日本陸軍は捕虜の処遇をどう考えていたか述べたい。

先ず大正五年（一九一六）の九月一九日の「俘虜収容所長会同席ニ於ケル陸軍大臣口演要旨」⁽⁸⁸⁾によると、捕虜の待遇については博愛の心を以て扱うことを国際上の通儀としながら、収容所における待遇が寛仁になりすぎぬように注意している。給養については、日本兵以上の金額を規定するも、日本軍と同様以上に扱わずに、あくまで対等にするように注意している。

同年一〇月二日印刷の「俘虜収容所長会同ノ際軍務局長口演事項」⁽⁸⁹⁾には、次のようにある。

俘虜ヲシテ外出セシムルハ健康保全並ニ取締上ノ目的ニ出テサルヘカラス。故ニ構内狹隘ニシテ且近傍ニ適當ナ

ル広場ナク又ハ其ノ他ノ事故ニ依リ運動ニ不足ヲ感スル場合ニ閑居不逞ノ念ヲ起コス防止スルカ為ニ時々外出ヲナサシムヘキモノニシテ、而モ成ルヘク地方人民トノ接触ヲ避ケ交通頻繁ナラサル地区ヲ選フヲ要ス。然ルニ往々俘虜ヲ温泉ニ導キ遊園地ヲ逍遙セシメ或ハ、屢々海水浴場ニ導クカ如キハ寧口優遇ニ過クルモノニシテ俘虜ヲ恥辱トスル我国風ニ悪影響ヲ残スモノト云フヘシ注意セサルヘカラス。

国際法上捕虜を扱うのは原則としても、国民の風教上の影響を気にしてか、国際法上最低限のレベルで扱い、それ以上の扱いをなして国民からみて捕虜を優遇しているように見せるべきでないと言ふ。国民の目から捕虜を隠すように指示している。しかし、一方で捕虜の労働を、捕虜の精神的慰安、収容経費の問題、捕虜からの高い技術の導入といった理由で奨励している。捕虜を労働者として収容所外に出すことは、一般国民の目に触れることであるから、国風の為捕虜の存在を隠しておきたい点との矛盾があった。こういった隠蔽がどの程度、国民の目から隠すことを意図していたのは、おそらく国民からみて捕虜を優遇していると感ずる部分においてであろう。

例えば、同じく「俘虜収容所長会同ノ際軍務局長口演事項」では、捕虜は酒保で物品の購入が出来たが、そこでの購入品が余り贅沢品にならないように注意している。その理由は国民が捕虜の生活振りを贅沢と感じさせないようにであった。

ただ、このことは徹底されていたとは思えない。例えば、名古屋では、新聞の報道によって捕虜の散歩や一般企業で働く姿、酒保の売上高などが報道され、捕虜の労働先の募集の広告と捕虜使役の奨励までもがされているからだ。しかし、ここで重要なのは軍当局者が、捕虜を優遇しすぎることに対する懸念を持っているということである。日露

戦争でもこういった意見が無かったわけでない。それでもそのようなことを主張したのは、少壮の将校や、血の気の多い新聞の評論で確認できるくらいである。捕虜を恥辱とする国風が変化することへ、陸軍上層部が懸念を感じたといことをここでは強調してゆきたい。

また、捕虜の様子を人々に知らせた、新聞報道についても注意を与えている。

俘虜ニ関スル事項ヲ新聞ニ登載スルコトニ関シテハ嚴密ナル注意ヲ要ス抑モ俘虜ノ事タル動モスレハ国際関係ヲ惹起シ易キカ故ニ、新聞登載ノ如キハ我国ノ利益タルヘキモノヲ選ミ、我取扱ノ公正ヲ示スヲ要シ苟モ国際道義ニ悖ルノ誤解或ハ寛待ヲ失スルノ非難ヲ招クカ如キ事項ハ之ヲ避クルヲ要ス。故ニ新聞記者ヲ遇スルニ当タリテハ、前述ノ主旨ニ基キ周到ナル注意ヲ以テ之ニ接シ必要以外ノ談話ヲ避ケ彼ノ憶測ニヨリ舞文弄筆ノ資トナラサルニ注意スヘシ

第一次世界大戦は、日本にとってその命運を賭けた全面的戦争でなく、日本の最大の外交課題であった不平等条約の問題も解決していた。日清日露の両戦争期に比べ国際法を守る動機、もしくは利益は少ないと言えるだろう。それでも、捕虜の取り扱いには注意を払い、ひとつ間違えば捕虜問題は外交問題となる可能性があったから、国際法の遵守は勿論、それをどう報ぜられるかに気を配っている。

捕虜の経費に関して、いま少し述べたい。ハーグ陸戦条約附属規則第七条で抑留国は捕虜を給養する義務を課せら

れ、同附属規則第一七条で将校に給料を支払うようになっていた。それぞれの費用は、捕虜の本国が償還することと定められている。これも同じ時期の同年一〇月二日印刷の「軍事課長俘虜收容所長打合事項」⁽⁸⁸⁾には次のようであった。

今回ノ戦役ニ於テハ我軍人軍属（筆者注、大正五年一〇月時点で。）ノ彼ニ俘虜タルモノナク從テ彼我ノ間ニ交換条件ヲ構成シ給養償還ニ関スル協定ヲ為スヘキモノニアラス。翻テ諸外国ノ国際法規実行ノ景況ヲ見ルニ独国ハ無警告ニシテ商船ヲ撃沈シ有毒瓦斯ヲ用ヒ、其他ノ国ニ於テモ敵国ノ俘虜ヲ以テ他国ニ対シテ交戦セシメアリ。此如国際法規ハ完全ニ履行セラレサル情況ニアルヲ以テ、果タシテ我国ニアル独奥国俘虜ノ給養費カ平和回復後、其ノ国際道義ニ基キテ償還セラルルヤハ大ニ疑ナキ能ハス。故ニ今日我国ニ於ケル俘虜ノ給養ハ表面国際法規ニ遵フテ之ヲ行フヲ要スト雖モ其ノ経費ハ成シ得ル限り節約シ以テ他日ノ悔ヲ遺ササルニ注意セサルヘカラス。況ヤ其給養ヲシテ我軍隊給養以上ニ及ホスコトハ慎マサルヘカラス。

つまり、捕虜にお金を掛けても水泡に帰すことが充分有り得るから、出来るだけ節約するべきということである。そういった理由から、ますます捕虜の労働が奨励されたのであろう。しかも、日本は当時の大戦景気と、物価の騰貴が進行していたため捕虜の收容費は徐々に上昇して行った。

大正五年はそれほどでないが、年を経るにつれて物価が上昇していった。その点に関しては、大きな予算額の上昇が見込まれない收容所側にとって苦慮した点であった。このことはまた、後に述べる。そして、最終的に捕虜関係の

経費は、五九七万円となった。ハーグ陸戦条約附属規則の規定に従うならば、この費用中将校の給料として支給した分と給養費はドイツとオーストリア側が支払うべきであったが、先程の抜粋文の懸念通り、パリ講和会議で支払われないこととなってしまう。⁽⁸⁸⁾

ドイツ人捕虜は、日本に残留を希望するもの一七一名を残し、ある者は企業に就職し、ある者は商売に勤しんだ。残留組以外の多くの捕虜は、大正八年（一九一九）二月一三日以降神戸、門司で、ドイツ側の捕虜送還を依託された在日スイス公使とオーストリア側の委託を受けた在日スペイン公使に引き渡した。翌年一月二七日をもって捕虜の送還は完了した。

ドイツに捕獲された日本人の捕虜は船員や乗客など民間人であったため純粋な捕虜とは言えないだろう。やはり純粋な意味での捕虜と言えれば軍人であるが、それは一名だけいた。青島攻略戦でも公式に日本軍で捕虜となった者はいない、あるいは非公式な捕虜もいたかもしれないが、青島開城とともに日本軍に救出された可能性も有り得る。

たった一名の捕虜白石研吉海軍機関少佐は、常陸丸に乗客として乗り込みインド洋で、ドイツ軍仮装巡洋艦ウォルフ号に船員、乗客もろとも捕虜とされた。白石少佐は帰国後、査問にかけられ予備役に編入されたのである。日本人捕虜たちのドイツでの苦闘は長谷川伸『印度洋の常陸丸』が詳しい。

それによると、食事の黒パンの不味さに閉口したという、それを見たドイツ人は我々もその不味い黒パンで我慢して戦っている。捕虜諸君も将来は帰国できるのだから我慢するよう説いたという。

他には、捕虜の目撃談として、若いドイツ人男性が見られず、そのかわりに捕虜やドイツ人女性が労働していたというのである。これは、総力戦という新たな戦争の形態に突入し、国内の産業も結集しなければならぬ事情があったことであろうし、日本は傍観者でいられたから、捕虜を国際法に則り待遇できたということだろう。もし日本附近

が主戦場だったならば国際法重視の姿勢を貫けたのか疑問が残る。

それに、七七五万名もの膨大な捕虜数も軍関係者に衝撃を与えた。新聞の戦場報道では、捕虜が万人単位で、軍団、師団、連隊単位で捕虜となっていく様子を伝えている。奈良武次軍務局長は、陸軍将校向けの機関紙「偕行社記事」(一九一八年六月、五一七号)では、捕虜の甚大な数に懸念を表し、これは欧州各国が戦争を物質に便りすぎてるせいでと断定し、精神力で戦わねばならぬ日本軍は絶対に捕虜になることなく、捕虜を恥辱として死ぬまで戦わねばならぬ。と論じた。陸軍省軍務局長という高位の人物がこう言ったことは大きいだろう。それに、日露戦争以降、日本軍では精神主義を重視する動きがあらわっていた。

日露戦争の戦訓で日本軍は攻撃には強いが、防御には弱く、指揮官を失うと退却戦では潰乱状態に陥り大量の捕虜を出す傾向があった。日露戦史を編纂についての会議では、内山小二郎大將ら高級指揮官らは、実は、日本兵は精神力があまり強くない。けれども、これを戦史に書き残すと将来の弊害があるだろうから、精神力の強かった面を強調しその事を将来の軍隊教育にあたって強く要求すると述べた^(四)。そして、そういった事の一環で、明治四一年(一九〇八)「軍隊内務書」が改正された。軍隊内務書は連隊長から兵卒に至るまでの軍隊の職務全般を規定したものである。「軍隊内務書改正理由書」では、遼陽や奉天会戦では、日本軍が寡少の兵力と劣等の兵器で勝利したのは精神力が敵に勝っていたからで、今後の精神教育の充実を述べた^(四)。

日本兵の強さの源泉を精神力に求める以上は簡単に捕虜となることは論外であろうし、ドイツ人捕虜を出来れば隠蔽しておきたいと思うだろう。もっとも第一次世界大戦のころは、捕虜の労役を推奨し、隠蔽と矛盾することをやっている。そうしてみると、明らかに国民の目から見て捕虜の待遇を羨望することや、優遇ととられることを、実施しない程度での隠蔽と見るべきであり、それに従い、国際法に則り捕虜を待遇したのだろう。

(三) 名古屋におけるドイツ・オーストリア人捕虜

名古屋収容所は、大正三年（一九一四）十一月一日の陸軍省告示第一六号で設置が決まる。設置が決まると名古屋でも、収容所にあてる建物の選定など準備作業に移る。もっとも、それ以前に、『新愛知』（一九一四年一〇月一日付）では収容所設置の内儀があったということで、東西本願寺別院（東西別院）を収容所として想定していた。

結局、収容所として使用されたのは、東本願寺別院だけであった。初代所長には林田一郎中佐が就任。大正六年（一九一七）八月六日に中島銃十郎大佐が就任している。

『新愛知』（同一一月一六日、一七日付）では、捕虜収容の準備の様子が描かれている。別院の会所が収容所に充てられ、替わりの会所として別院の附近の適当な民家を充てた。そして、ロシア人捕虜とドイツ人捕虜をくらべて、ドイツ人捕虜は教育の程度が進み、理性を備えていると評している。

さて、別院の建物は、木造平屋にして仏式の物が多く、採光性が悪く、建物の一部が破損し不潔で狭隘で防寒設備の点で不備があった。日本家屋では捕虜の収容に向いていないということだった。将校用に蔵の裏側の一部を充て、准士官以下には会所を充てて、従来畳張りだったところを、一部を板張りに変更し、板張り部分を居室に、寝室は畳張りにした。炊事場、洗濯場及び入浴場は新設した。こういった日本家屋の問題、風教上の問題、取り締まり上の問題および寺院として参詣者や宗教的行事のため長期間の捕虜収容が不都合となった点で、翌年九月名古屋市東北部古出来町附近の陸軍作業場に新設したバラックに移転している。

建築物は木造平屋にして、陸軍演習廠舎と同様の構造で建てられ、別院にくらべ採光性、衛生面、入浴施設などの

設備の面でも雲泥の差であった。ただし、保温性は低く、准士官以上が收容された廠舎は天井が張られていないなど欠点があったが、火鉢を置くことや、廠舎の改造でしのいだ。棟数は、事務所一棟、炊事浴室一棟、酒保一棟、厠六棟、営倉、廠舎四棟、洗面洗濯場二棟であった。廠舎に准士官以下をあてた。将校は准士官以下と離れて医務室や收容所事務所附近のところに收容された^(註)。

捕虜の第一陣が到着したのは、同年一月二一日のことであった。その数は三〇九名であった。人員は以後、大正四年（一九一五）九月二〇日に福岡收容所から一二四名が移動、大正五年（一九一六）一〇月二一日に福岡收容所から七〇名が移動、大正六年（一九一七）四月二九日に久留米から一名移動、最後に大正七年（一九一八）八月五日に久留米から一五名が移動してきた。收容員数は最大で五一九名となった。

毎度のことながら、到着予定日は新聞で告示され、捕虜を侮蔑しないよう呼びかけている。『新愛知』（一月二〇日付）では「群集は心せよ。いずれ当日は一行の到着を觀ようとする群集が沿道に人垣を築く事と思われるが、能く心掛けねばならぬのは、一般公衆の俘虜に対する觀念である」と言い、ドイツ人捕虜たちは最善を尽くし孤軍奮闘したという自負心があるだろうから捕虜となったことは、非常な不名誉と思っていない。だから捕虜を囚人として見て侮蔑するような行動をとることは、收容所に迷惑が掛かるから、捕虜の名誉心を傷つけることを控えるのが戦勝国国民の襟度であると説く。

これより先の『新愛知』（一月一五日付）では、青島攻略戦を評して、降伏が予想より早く、日本人ならば天皇の命令でも無い限り最後の一兵まで戦うと評している。つまり日本人から見れば、今回来る捕虜は最善を尽くしているとは言い難いが、戦勝国の度量として、捕虜との悶着は国際問題となる可能性があるため、日独間における捕虜觀の相違はあるものの、侮蔑するようにはないよう注意すべきということだろう。国際法を守らないと国益を損なう

というのは、毎度見られる説得の論理だろう。

『新愛知』は、米原まで派遣して宇品から移送されてくる捕虜の取材に記者を派遣している。『新愛知』（一月二三日付）にはドイツ兵は、体格が良く美しい服装であり鬚眉目でなくとも、あっぱれな武者振りであるとか、名古屋収容所の捕虜中最高位となるケッシングル中佐の飼犬の話、日本人が途中の駅ごとに、珍客の見物にあらわれ、ただ群集が「わーわー」と歓声を揚げているのを捕虜に質問されて新聞記者はそのまま説明することにはいかないので、あれは「万歳」と言っておるのだと説明したら、今度は駅毎に歓声（記者が万歳と説明したもの）が違ふということだから何故かと記者に尋ねる。これに対して土地の訛りで異なって聞こえるのだろうと言うと、捕虜は成る程と納得したという。捕虜中に一五歳の少年ビーンという人物がいたが非常に愛くるしく捕虜に可愛がられていたなどあった。こういった邪氣の無い道中の笑い話などを見ると、好意的に市民は捕虜を迎えたのだろう。少なくとも新聞の記述をさきの戦争と比較するに、過去の戦争では紙面から敵愾心が伺えた。だがこの戦争では市民や新聞者と終始良好な関係を保ち得ていたと言える。

翌日の同紙の報道では、市民が毎度の如く駅から収容所に至る沿道で、捕虜を見物した。当初は捕虜達は名古屋駅で下車させる予定であったが、あまりの混雑を恐れ、その場にいた第三師団尾藤参謀長が急遽下車駅を熱田駅に変更した。そこから電車で別院に移送されたが、別院門前は群集で溢れかえったという。そして、捕虜を罵詈雑言を投付ける者はいなかったようである。

この戦争の捕虜の特徴として、戦争以前から東アジアや日本などに暮らした経験があるものが急遽青島へ召集されたので、日本語が出来たり、日本の事情に詳しい者などがいた。名古屋では、特務曹長パウエルと兵卒ケーニッヒの例をあげる。

パウルは、もともと東京で勤務しており横浜には妻がいたという。ケーニツヒは東京で薬屋を営んでいて日本語に長じていた。日本来てから一一年たっており、名古屋にも来てホテルに泊まったりしたという。¹⁸⁸

他にも、当時の新聞の報道の一例を挙げたい。『名古屋新聞』（一九一四年二月七日付）では、十一月二十九日市内の小学生玉井よし子が祖母とともに収容所を訪れ、ケッシンゲル中佐に菊一鉢を贈った。中佐はその謝礼に詩を贈った。原文は収容所職員長長成中尉が訳した。以下にその詩をすこしばかり挙げる。

吾等が日々を慰めんとて大和の秋の飾なる菊の花を贈られたる小さきよし子嬢に。

秋色たけてあちこちに、木々は錦を織りなせど捕らわれし身のしかすがに、哀は優る一しほに

蒼旻高く色冴つつ故国の野辺の偲ばるる、翼ぞあらば天かけり、海山遠く帰らんに

異国の空に侘ずまひ、配所の月の淡し捕らわれし身や徒らに、思ひ優れる望郷の

捕虜の話題は大きく市民の関心を寄せたところであっただろう。しかし、この過密な新聞の報道頻度は市民の関心の証拠だろう。そして、それが市民の捕虜に対する関心の度合いを探るひとつの目安であると思われる。

捕虜の報道として他には、捕虜の散歩の様子、収容所における捕虜生活の観察、先程述べた一五歳の捕虜ビーンの

話題、特にこの少年捕虜は見物人や報道の対象としても人気があった。捕虜へのインタビューとして青島戦の様子や身の上話、運動会、捕虜の葬式などが報じられたりした。

次に、捕虜の待遇について述べて行きたい。まず、捕虜の給養は物価の騰貴のため収容所も苦勞していた。将校捕虜は最初一日五〇銭であったが、物価上昇後は八〇銭となり、最後には一円という金額となった。とはいえ、将校に關しては自弁であったから大きな問題ではないだろう。そして将校の給養は主に収容所出入りの商人が担当していた。

問題は自弁でない准士官以下の給養であろう。俘虜取扱細則では准士官が一日四〇銭、下士兵卒が一日三〇銭となっていたが、物価が最大で三倍まで跳ね上がったにも拘わらず、規定内の金額で押し通した。収容当初は炊事場の不備のため市内の商店より取り寄せとなっていたが、炊事場の完備によって捕虜の自炊に切り替えた。食事の内容は准士官と下士兵卒に差がないが、准士官には週に練乳一缶、コーヒー三五匁（匁 \parallel 約三・七五g）を支給していた。

騰貴前は給養費を一日一七、八銭に抑制できたが、錢騰貴後は定額を越えたので分量の減少や収容所内でのパン、豚の腸詰めなど自製、ジャガイモの栽培をした。

捕虜の主食は、白パンである。パンの自製は古出来町バラックに移ってからである。副食物は、肉類、牛豚脂、牛豚の内臓、イワシ、鯖、野菜類は、ジャガイモ、玉ねぎ、青えんどうなどであった。^(註)

被服は、捕虜の所有物を使用させて、使用に耐えられなくなると准士官同相当者と下士卒に中古品や戦利被服を貸与した。新調品が必要な場合は、准士官同相当者には冬季一八円、夏季七円五〇銭で、下士卒には冬季八円八三銭、夏季三円八三銭内で貸与することにした。これら貸与した被服は本人の死亡または解放の際に本人に支給することになる。

収容所では服を一度も新調しなかった。被服は本人着用のもの、日本軍からの貸与の他、戦利品、ドイツ人や救恤

団体などからの寄贈品をもって充当した。被服のなかで就中、靴が傷んだ。これには、捕虜が日本人から見ても猛烈に運動するからである。暇を見ては收容所内の運動できる場所において早足で歩き回り、運動に伴う怪我也多かつたという。そして、被服は使える物は捕虜中縫工が修理し使いつづけた。⁽¹⁹⁵⁾

寄贈品など当初は、在日ならびに在東アジアのドイツ人が主だったが、決して日本人の寄贈も少なくなかった。日本人は公的団体から個人まで様々であった。寄贈品のおもな物は、被服類、書籍雑誌、文房具類、日用品、煙草、楽器、大工道具、農具、薬品、飲食物および被服補修品などがあげられる。⁽¹⁹⁶⁾

收容中の捕虜の概況について述べる。『名古屋俘虜收容所業務報告書』によると捕虜は活発であったという。ドイツ人の合理性と良く言われるが、捕虜の活動にはそういった特徴があらわれている。

俘虜ハ各一般ニ活動的ニシテ時機ニ由リ、或ハ一弛一弛アリシト雖モ殆ト時日ノ空費スルコトナク良ク学ヒ良ク遊ヒ（中略）彼等ノ能力ヲ利用シテ各種ノ事業ニ従事シ五年有余ニ亘ル単調ナル俘虜生活ヲ比較的有意味ニ且常ニ緊張セル精神ヲ以テ愉快ニ経過セリ。之カ為神経的患者ノ重症者ハ只二名ヲ発生セルノミナリキ。⁽¹⁹⁷⁾

收容所側をしてここまで言わせるとは、相当な活発さであったのだろう。しかも、こういったドイツ人を好意的に捉えている。

まず、捕虜の運動と遊戯は、体操、テニス、フットボール、鉄弾投げ、拳闘、拳球などである。更に毎年一、二回

運動会を実施し、優秀な成績を残したものには捕虜の醵金で購入された賞品がだされた。室内における娯楽は、トランプ、支那式カルタ、ドイツ式将棋に耽った。

音楽や演劇活動は、活動が許可されると、管弦楽や声楽に興じた。演劇は最初茶番劇程度であったが、シラーやゲーテを演目とするようになった。

捕虜は収容所外で園芸活動、家畜の育成にも勤しんだ。これらは精神的慰安に止まらず、食肉や野菜の供給につながり、捕虜の給養費の節減と食生活の一助となった。

学術活動は、救恤品の書籍などが大きな助けになり、そういった書籍でもって図書館の設置となった。約六〇〇〇冊の蔵書数であり、自己の職業関係や外国語の習得に励んだ。

また、捕虜中学識あるものが、捕虜を対象にした講演会を開催するなどもした。大正八年（一九一九）には新愛知新聞社主宰の捕虜による学術講演会まで開催されている。それは「文明講習会」ということで二月一〇日〜一二日に掛けて開催された。開催の動機は市民の間からの希望が少なくなかったからである。議題は「ドイツの食料政策」、「ドイツの労働運動」などであった。⁽⁸⁾

捕虜の外出はおそらく最大の慰安であっただろう。外出は団体行動で頻度は、手元の史料では分かりかねるが、海水浴や散歩が行われた。海水浴は伊勢、知多半島方面で実施され、散歩は名古屋市内の公演、寺院に行き、遠出する場合は、汽車、電車に乗って多治見や岐阜市方面に出掛けた。大正八年（一九一九）に捕虜の帰還が間近に迫ると土産物を買う機会にあてられる。

収容所内では、また捕虜は様々なもの製造した。その例を挙げると玩具、文房具、模型、楽器、洗濯機、小型蒸気機関、絵画、彫刻物、家具類などである。それらはドイツ式の精巧堅牢なもので、近隣の諸学校、会社などに参考品

として供与し、収容所參觀者には実費をもって希望者に頒布した。他には収容所内の構築物として、東屋（別荘）、公園の整備をした。それらは廢物を利用し構築された。⁽⁸⁸⁾

大正八年（一九一九）に講和条約が締結される気運が高まるにつれて、ドイツ人の特徴につき真面目に講究せんとする動機より収容所の參觀希望者が漸次増加し、このままでは通常業務に支障を来す恐れがあるため、この際、そういった要望を充たすため六月二二日より九日間、名古屋市中区門前町愛知県商品陳列館で捕虜の製作物の展覧会を開催することを決めた。

この種の展覧会は、板東でも開催されており大盛況だったという。名古屋では、五月中旬より準備を始め、伊藤呉服店（現松坂屋）と服部紡織株式会社より荷物運搬の自動車が無償で貸し出された。展示物は、絵画九〇点、機械器具五六種、木製家具、装飾品、玩具および化粧品一二三種、手工品二二種、売品および非売品の設計図二四點、機械三種、また似島の捕虜の製作品も出品された。製作品のほか楽曲の生演奏会、売店を設けて捕虜の調理した料理、パン、菓子、飲料、腸詰め、ハム、絵葉書を販売した。そのうえ、希望する者は展覧会開会中の製作品の注文まで許可される。

展覧会が開会されると、名古屋収容所調べで延べ約一〇万五〇〇〇人を数え、この数値は愛知県商品陳列館の大正八年度の入場者四二万人のうち、この僅か九日間の展覧会で年度の入場者の約四分の一に達し会館以来空前の動員数となった。さらに名古屋鉄道、愛知県商品陳列館の売店の売り上げも伸びて、予想外の収入を得て展覧会の開催に感謝されたという。⁽⁸⁹⁾ 当時の新聞は展覧会のことを取り上げているが、何れも製作物の完成度に感嘆している。

捕虜の労役は、陸軍省からも奨励され、新聞紙上でも地元企業に捕虜を活用するよう呼びかけている。捕虜のなかには技術を持った者がいた。その一例をここに記す。蒸気機関五名、機械工一六名、旋盤工八名、鍛冶工九名、飛行

機一名、無線電信工一名、鉄道敷設一名、鍍金工三名、家屋建築一名、革製品製造一名、楽器製造二名、パン職人九名、農業技術者二名、大工一七名、醸造技術者三名などである。これら何らかの技術があった捕虜数を合計すると一五三名であった。また、技術がなくとも日本人より恵まれた体格だったので力仕事に利用できた。

捕虜が労働先に派遣された企業は、機械金属関連の企業で日本車両会社、岡本自動車製造会社、旭鍍金会社、窯業関連は佐藤製陶所、千種製陶所、名古屋陶器会社、日本陶器会社、名古屋ルツボ会社、紡績関連では豊田織機会社、服部ウィービング工場、服部紡績会社、食品関連では日清製粉、山本菓子店、敷島製粉などであった。これらのうち社史などで捕虜の労働に若干触れているものもある。日本車両では捕虜を労働者に迎え、社史の記述も写真一葉だけであるが、大正八年（一九一九）一月一三日に捕虜の送別会の様子が収録されている。⁽²⁸⁾

日清製粉の社史では、ほんの二行だけの記述であるが、大正八年（一九一九）より名古屋工場で捕虜がパン作りに従事したとある。⁽²⁹⁾

敷島製粉とは現在の敷島パンのことであるが、敷島パンの歩みを小説調で記した『パン半世紀』では捕虜の記述に關しては、最も充実している。当時敷島は製粉業だけで今日のようにパンを製造していなかった。たまたま、敷島の工場にあったドイツ製のガス発動機が不具合を起こしたので、捕虜の派遣を要請したところ、技術者が派遣され、護衛付で毎日武豊線で半田の工場まで通ったという。偶然のうえに偶然が積み重なり、捕虜はパンを昼食に持参してきていたが、敷島側の人間が、その護衛兵から捕虜の焼くパンは味が良いと聞かされた。そこで、調度ドイツ人捕虜のなかにパン職人もいるから、彼等にパンの製造法を習えばパンの製品化が可能だろうと思いついたことであった。⁽³⁰⁾ 以上のように捕虜の労働は推奨され実行されたが、企業側に残された資料が乏しく、例えば日本陶器（現在のノリタケ）の社史では全く記述されていない。⁽³¹⁾

これまで第一次世界大戦期のドイツ人捕虜について述べてきたが、市民との関係が良好であったと言える。だが、捕虜を優遇し過ぎるとどうなったであろうか。『新愛知』（一九一四年二月六日付）の報道によると、福岡収容所では、捕虜が遊郭に通ったと報じている。その詳細は、福岡では捕虜に自由外出が許可され、おりを見て、ある将校の従卒が捕虜が遊郭で遊んだとのことである。それらの者達は外出禁止の処分を受けた。この戦争での捕虜に対し、原則的に自由散歩が実施されなかったといことは先に述べたが、収容初期にはこういった例外的なことがあったのだろう。それに、外出が許可されているが、遊郭に行った者は処分を受けているので、遊郭は立ち入り禁止だったのだろう。しかし、捕虜の遊郭通いなど日本人から見ても厚遇に過ぎることは禁止されていなかったならば、どうなっていたのだろうか。おそらくロシア人捕虜の時と同じ状況になったと思われる。これは、厚遇が過ぎて、人々に無用な反感を抱かせることで、収容業務の阻害となった日露戦争の時と違い、陸軍省の捕虜管理がある程度成功したと言えるだろう。

そして、日本人が今回の捕虜に敵愾心を持たないことも良好な関係を生み、新聞を通してのドイツ人評も、規則正しさや、勉強熱心さ、勤勉さ、運動会などでは体操の巧みさ、展覧会や労働における捕虜の技術など捕虜ながら日本人も素直に感心する部分があった。

名古屋収容所を他の収容所と比較すると、捕虜を冷遇したわけでもないし、かといって特別に厚遇したわけでもなく、大きな差がなかったといえる。

終章

名古屋における収容所は、他の収容所の先行研究と比較しても、決して劣っていなかった。それと、各戦争ごとで

の捕虜の取扱いを比較すると、日清戦争では、国際法の遵守が死活問題であり、国際法の相互主義をとらず日本は、清国が戦場で残虐な行為に及ぼうとも、片務的義務を負って捕虜を扱った。日本に連れて来られた清国人捕虜は、人道的に遇されたものの、日本人は清国を非文明国とみなし、侮蔑の対象でもあり、差別意識を持っていた。従って、清国人捕虜を遇するにしても、後年のロシア、ドイツ人捕虜との待遇に比べると低かった。

日露戦争でも、国際法に則り捕虜を遇した。これは、白色人種との戦争であり、又、ロシアは、ブリュッセル宣言とハーグ陸戦条約の制定を主導し、国際法遵守も力をいれていたため、日本側の待遇も日清戦争以上の遇し方になった。それは、日本人からみて待遇が行き過ぎた場合に、強い反発となって表れ、日本人の捕虜観と西洋人の捕虜観との差は大きなものだったと言える。日本人に比べ、捕虜となっても恥じる事が無い欧米人と、一方では、捕虜となることは恥と感ずる日本人では、その差が大きく、名古屋では、新聞でロシア人捕虜の振舞いを批判的に報道し、その影響のため、収容所への市民の慰問が減少した。

本来の捕虜とは、日本人にとって何かと言えば、罪人である。罪人ならば罪人らしく謹慎生活をおくるべきであった。しかし、最も寛大であると人々が感じていたであろう、捕虜の遊郭通いは、陸相訓令で認められた。陸軍がそのように扱い、名古屋収容所は各新聞社に捕虜の遊郭での様子を書き立てることを止めるようにした。それとは逆に、捕虜の待遇はあまり抑制をしなかったのである。捕虜の扱いは、まさに寛大であり、それは異常と言っても言いすぎではない。これは、第二次世界大戦における捕虜の虐待とは対極的であるが、過度の虐待と過度の厚遇という点では両戦争での捕虜の待遇では、異常性が類似している。

第一次世界大戦では欧米諸国が戦時国際法違反をおかし、日本はそういった中で国際法の遵守をした。この時期、日本は不平等条約の改正に成功し、今まで欧米諸国に国際法を遵守しなければ、何らかの不利益を蒙る状態を脱した。

明治の日本では国際法の遵守は死活問題であったが、大正、昭和と時が経るにつれ日本の国力が増大し国際法を遵守する圧力が減少した。それは、国際法に則り捕虜を遇することを、国益を損なうといった理屈で説明しているから、日本が単独で自活できるようになればなるほど国際法を遵守することで得られる国益は減少することを意味した。

この時期の捕虜の待遇は収容所内における活動において自由を与えた。日露戦争の時のように自由に収容所外に出すことで捕虜を遇しなかった。捕虜を労働で、収容所外に出したとしても、経費節減、捕虜の持つ高度な技術の移転といった理由があったからである。そして、捕虜の待遇が行き過ぎたものとして国民の目に映らぬようにし、国民の風教上の影響を慮り、捕虜の待遇を抑制した。

これまで明治、大正期の各戦争での捕虜取扱いについて述べてきた。これらを比較しまとめると、日清戦争の取扱いがもっとも低く、遊郭が通いなど捕虜将校の優遇をなした日露戦争の扱いが最も寛大であった。第一次世界大戦では捕虜を労働させるなど有効利用しつつ、国民の目から見ても優遇と映らないように努めた。日清戦争で国際法に則り捕虜を遇し、日露戦争ではさらにそれ以上の厚遇を与えた。しかし、捕虜を恥辱とする国風になじまず、国際法の遵守で得られる国益が低下し、それに加え、第二次世界大戦では、膨大な捕虜の捕獲数、利益保護国並びに国際赤十字などによる視察や救恤の制限、戦局の悪化、及び日本陸軍の非降服主義の徹底が加味され捕虜を国際法の通り扱わなかったと考える。

第一次世界大戦では、捕虜の過剰なあからさまな厚遇を止め、巧妙に遇した。捕虜を技術移転の教師として見て捕虜と人々の関係が良好となった。例えば、名古屋において新聞社が捕虜を講師とした学術講演会を開いたことを見れば良好であったと言える。さきの、日露戦争では、新聞がロシア人捕虜の厚遇を批判したことに比べると雲泥の差であろう。

しかし、日本軍の精強さを精神主義に求め、軍が精神主義を重視して行く中では、このような、人々と捕虜の交流が、捕虜を恥辱としない新観念の発生に繋がる恐れがある。そうならば、軍は、捕虜と人々の良好な関係を否定的に見ることとなる。こういった考えが、次なる戦争では捕虜の扱いは国際法を遵守するにせよ、さらに待遇を低くするか、人々との接触を避ける方向となるのは、必然的だったとも言えよう。

第一次世界大戦から第二次世界大戦のあいだに、日本軍内で、精神主義の重視から偏重に変化する過程で、捕虜は歓迎されなくなり、やがて捕虜の禁忌化が絶対的なものになったのであろう。これはこれで、小論の対象より後の第二次世界大戦までの期間の検討が不可欠である。おそらく、その間に於いて決定的変化が生じたと思われる。

最後に今後の課題提起をすることにする。捕虜問題を論ずるに、まず、明治、大正期の宣戦布告を伴わない戦闘での捕虜の取り扱いと、昭和期の戦争を全て検討する必要がある。

さらに、小論では、捕虜を恥辱とする日本人の観念として武士道を挙げ、日本人の捕虜観を「捕虜を恥辱」とする観念として固定化している。これも改めて検討する必要がある、捕虜を恥辱とするこの詳細な検討が必要になる。小論は、捕虜を探究するための最初の一步である。今後も研究を深めていきたい。

注

(1) 世界史レベルから日本史レベルにおいて概観的に捕虜問題を扱ったものとしては、吹浦忠正『捕虜の文明史』新潮選書、一九九〇年。野村健二『捕虜の虐待と優遇―人道のひとつの側面―』平和文化、二〇〇〇年。研究の時期が比較的新しい、野村氏の研究のほうが充実している。野村氏の著作からは多くの示唆を得た。

(2) 日露戦争期の名古屋収容所の研究は、平岩貴比古「名古屋と松山の収容所比較」(松山大学編『マツヤマの記憶』成文社、

二〇〇四年所収)もある。

- (3) 丸亀俘虜収容所の研究は、他にも、高橋輝和「丸亀俘虜収容所からの匿名告発書」(『岡山大学文学部紀要』第三八号所収)、高橋輝和「一九一四年二月丸亀俘虜収容所発のドイツ宛て書簡」(『岡山大学文学部紀要』第三七号所収)などがある。

(4) 法務大臣官房司法法制調査部編『戦犯釈放史』一九七六年、一三三頁。

(5) 『極東国際軍事裁判速記録』一四八号、三五頁。

(6) 同上。

(7) 筑波常治「B C級戦犯と戦後思想」(思想の科学研究会編『共同研究 日本占領』一九七二年、三四二頁や、臼井「スガモ B C級戦犯の生活と意見―或る日の集団面会から―」(『中央公論』第六八巻一〇号所収、一九五二年、一六一頁など、戦犯受刑者のものたちが「国際法を知らなかった」、「国際法について教育をうけていなかった」などと発言している。

(8) 石光真人編著『ある明治人の記録―会津人柴五郎の遺書―』中公新書、一九七一年、六四〜六五頁。

(9) 一又正雄『日本の国際法学を築いた人々』日本国際問題研究所、一九七四年、九〜一〇頁、榎本は、西周、津田真道とともにオランダで、フィッセルングから国際法を習得し、一八六四年のプロシア、デンマーク戦争を観戦する経験していた。この頃の人物としては、国際法の知識に豊富であった。なお、明治初期は、「国際法」という名称ではなく、「万国公法」と国際法は呼ばれていた。国際法なる名称は、明治六年、箕作麟祥によって始めて使用された。

(10) 今井信郎『蝦夷之夢』一八八〜一八九頁(大鳥圭介、今井信郎『南柯紀行・北国戦争概略衝鋒隊之記』新人物往来社、一九九八年所収)

(11) 吹浦忠正『捕虜の文明史』新潮選書、一九九〇年、九三〜九四頁。

(12) 吉川龍子『日赤の創始者 佐野常民』吉川弘文館、二〇〇一年、七四〜八〇頁。

(13) 『元老院日誌 第一巻』三一書房、一九八一年、五八九〜五九〇頁。

(14) 前掲、吉川、八四〜一〇〇頁。

(15) 前掲、吹浦、一〇八頁。

(16) すでに、一八六四年スイスのジュネーブにて、戦場での傷者の保護を目的とした最初の「ジュネーブ条約」が制定された。

日本は明治一九年（一八八六）同条約を批准。以下は条約の条文の抜粋である。

第一条 戦地仮病院及ヒ陸軍病院ハ局外中立ト見做シ患者若クハ負傷者ノ該病院ニ在院ノ間ハ交戦者之ヲ保護シテ侵スコト勿ルヘシ、但戦地仮病院及陸軍病院ハ兵力ヲ以テ之ヲ守ル時ハ其局外中立タルノ資格ヲ失フモノトス

第二条 戦地仮病院及ヒ陸軍病院ニ於テ任用スル人員即チ監督員、医員、事務員、負傷者、運搬員、並ニ説教者ハ各其本務ヲ従事シ且ツ負傷者ノ入院スヘク若クハ救助スヘキ者アル間ハ局外中立ノ利益ヲ享有スルモノトス

第三条 前条ニ掲ケタル各員ノ従事スル戦地仮病院若クハ陸軍病院ハ敵軍ノ占領ニ係ルト雖トモ各員ハ依然其本務ヲ行フコトヲ得ヘク若クハ其属スル隊ニ再ヒ加ハル為メ退去スルコトヲ得ヘシ。前項ノ場合ニ於テ各員其職ヲ罷ル時ハ占領軍隊ヨリ敵軍ノ前哨ニ之ヲ送致スヘシ

第六条 負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル軍人ハ何国ノ属籍タルヲ論セス之ヲ接受シ看護スヘシ司令長官戦闘中ニ負傷シタル兵士ヲ速ニ敵軍ノ前哨ニ送致スルコトヲ得但右ハ其時ノ情勢ニ於テ之ヲ送致スルコトヲ得ヘク且ツ両軍ノ協議ヲ経タル場合ニ限ルモノトス。治療後兵役ニ堪ヘスト認メタル者ハ其本国ニ送還スヘシ。又其他ノ者ト雖トモ戦争中再ヒ兵器ヲ帯ヒサル旨盟約シタル者ハ其本国ニ送還スヘシ（以下略）

第七条 陸軍病院戦地病院並ニ患者負傷者退去ノ標章トシテ特定一様ノ旗章ヲ用ヒ且ツ其傍ニ必ス国旗ヲ掲クヘシ。局外中立タル人員ノ為ニ臂章ヲ装附スルコトヲ許ス但其交附方ハ陸軍官衙ニ於テ司ルヘシ旗及ヒ臂章ハ白地ニ赤十字形ヲ書ケルモノタルヘシ

(17) 前掲、吹浦、一〇九頁。

(18) 前掲、吹浦、一〇四頁。

(19) パリ宣言には一八八七年にそれぞれ加入した。セントペテルスブルク宣言には、未加入であったが、日清戦争では適用する方針をとった。

(20) 前掲、吹浦、九九〜一〇一頁。

(21) 有賀長雄『日清戦役国際法論全』陸軍大学校、一八九六年、九〜一二頁。

(22) 石黒忠憲『懐旧九十年』岩波書店、一九八三年、二五六〜二五七頁、なお、この『懐旧九十年』は昭和十一年に東京博文館より刊行（非売品）されたもので、引用で使用したものは文庫復刻版である。復刻版は、内容を七分の一程度に省略した

ものである。

- (23) 『法令全書』明治年間第二七卷一、原書房、一九七九年。一一〇―一三頁。
- (24) 『法令全書』明治年間第二七卷二、原書房、一九七九年。三〇五―三〇七頁。
- (25) 同上、有賀、四三―四四頁。
- (26) 同上、有賀、五三―五八頁。
- (27) 『法令全書』明治年間第二七卷一、原書房、一九七九年。一二―一三頁。
- (28) 大谷正「旅順口虐殺事件の一考察」(『専修法学論集』第四五号一九八七年三月、所収)を参照されたい。
- (29) なお、第一軍(山縣有朋司令、途中より桂太郎司令)では同種の規則が定められたかは、不明である。当時の新聞などを見ても軍夫の質が悪いと評されていた。
- (30) 前掲、有賀、七一―七二頁。
- (31) 同上、有賀、六〇頁。
- (32) 同上、有賀、六二頁。
- (33) 同上、有賀、六〇―六一頁。
- (34) 鯖田豊之『戦争と人間の風土』新潮選書、一九六七年。
- (35) 前掲、有賀、七八―九六頁。
- (36) 陸奥宗光著、中塚明校注『新訂 蹇蹇録』岩波文庫、一九八三年、一二六頁。
- (37) 『赤十字条約注釈』武揚堂、一九〇〇年、緒言。
- (38) 有賀長雄『万国戦時公法』陸軍大学校、一八九四年、緒言一頁。
- (39) 陸大における、国際法の普及措置にかんしては、喜多義人「日本陸軍の国際法普及措置―将校に対する国際法教育の検討―」(『日本法学』第六三卷第二号、所収)に詳しい。但し、この喜多氏の研究は陸軍士官学校と陸軍大学校のみである。海軍の国際法教育に関する論稿として、喜多義人「日本軍による戦争犯罪の原因に関する一考察」(『日本法学』第六四号第三号、所収)で一部だけ触れられている。これらの喜多氏の研究に多くの示唆を得た。昭和期でも国際法授業の授業は行われていただろうが、その実施は不充分であっただろうとしている。

- (40) 『明治二十四年自一月至十二月 参謀本部大日記 参地』所収、防衛研究所蔵。
- (41) 南次郎「我が陸軍と有賀博士」(『外交時報』六八五号、一九三三年、五二頁) 前掲、一又、八五〇九一頁。
- (42) 『海軍教育本部編『帝国海軍教育史』第五卷、一九八三年、原書房、五四二頁。』前掲、海軍教育本部編、六一四〇六一五頁。
- (43) 檜山幸夫『日清戦争』徳間書店、一九九七年、を参照をされたい。
- (44) 前掲、有賀、一〇五〇一二六頁。
- (45) 前掲、大谷論文を参照されたい。
- (46) 高橋作衛『戦時国際法要論』(第四版) 清水書店、一九二一年、三三五頁
- (47) 前掲、大谷論文を参照されたい。
- (48) 前掲、有賀、一四三〇一四四頁。
- (49) 参謀本部編『明治二七、八年戦役統計集』下巻、一〇七一頁。防衛研修所蔵。
- (50) 才神時雄『松山収容所』中公新書、一九六九年、二〇〇二二頁。
- (51) 帝国癩兵慰籍会編纂『日本赤十字社発達史』帝国癩兵慰籍会編纂蔵、一九〇六年、三六四〇三六五頁。
- (52) 同上、帝国癩兵慰籍会編纂、三六五頁。
- (53) 外務省編『日本外交文書』明治第二八卷第一冊(第三版)、一九九八年、六八〇〇六八四頁。
- (54) 『日清講和条約第九条ニヨリ捕虜交換一件』(五・二・八・三) 外交史料館蔵
- (55) さらに、記事の内容を詳述すると。降伏の意を表さなかった者たちは斬り捨てたことである。この記事にも福島中佐なる人物が登場する。捕虜の人数は九月一五日に約七〇〇名、翌日には約八〇〇名、以降日ごとに増加してゆき約一〇〇〇名を数え、師団司令部で取り調べたとのことである。どれだけの人数を斬ったか、何名の捕虜を現地で解放したかなどは記されていない。
- (56) 『新愛知』一八九四年一〇月一六日付。
- (57) 『扶桑新聞』一八九四年一〇月一七日付。

(60) 『新愛知』一八九四年一月四日付。

(61) 前掲、才神、一五頁。

(62) 『扶桑新聞』一八九四年一〇月三〇日付。

(63) 『扶桑新聞』一八九五年三月二四日付。

(64) 『扶桑新聞』一八九四年一月一五日付。

(65) 『扶桑新聞』一八九五年四月二〇日付。

(66) 『扶桑新聞』一八九五年五月一〇日付。

(67) 『扶桑新聞』一八九四年一〇月三一日付。

(68) 『扶桑新聞』一八九四年一月一四日付。

(69) 「髻」とは、新村出編『広辞苑』(第二版)によると、婦人の髪に添え加える髪。そえがみ。いれがみといった意味がある。

(70) 「慈姑頭」とは、新村出編『広辞苑』(第二版)によると、総髪を全部後頭部に束ね、先を短く下げ、クワイの芽に似た様をしたもの。近世、医者などに多かった。

(71) 前掲、吹浦、一三七―一三九頁。

(72) 「陸戦法規慣例ニ関スル規則」(一八九九年)の主な条文を挙げておく

第四条 俘虜ハ敵国政府ノ権内ニ属シ之ヲ捕獲シタル個人又ハ軍団ノ権内ニ属スルコトナシ

俘虜ハ博愛ノ心ヲ以テ之ヲ取扱フヘキモノトス、兵器馬匹及軍用書類ヲ除キ凡ソ俘虜ノ一身ニ属スルモノハ依然其ノ所有タルヘシ

第六条 国家ハ俘虜ヲ其ノ階級及技能ニ応シテ勞務者トシテ使役スルコトヲ得、但シ其ノ勞務ハ過度ナルヘカラス又一切作戦動作ニ関係ヲ有スヘカラス

俘虜ハ公衛一個人ノ亦ハ自己ノ為ニ勞務スルコトヲ許可セラルルコトアルヘシ

国家ノ為ニスル勞務ハ内国陸軍軍人ヲ同一勞務ニ使役スル場合ニ適用スト同一ノ割合ニテ賃金ヲ支給スヘシ

他ノ公衛又ハ一個人ノ為ニスル勞務ニ関シテハ陸軍官衛ト協議ノ上条件ヲ定ムヘシ。俘虜ノ賃金ハ其ノ境遇ノ艱苦ヲ軽減スルノ用ニ供シ、余剩ハ解放ノ時之ヲ交付ス。但シ其ノ中ヨリ給養ノ費用ヲ控除スヘシ

第七条 政府ハ其ノ権内ニ在ル俘虏ヲ給養スヘキ義務アリ

交戦国間ニ特別ノ協定ナキ場合ニハ、食料寝具及被服ニ関シ俘虏ハ之ヲ捕獲シタル政府ノ軍隊ト対等ノ取扱ヲウクヘシ

第八条 俘虏ハ之ヲ権内ニ属セシメタル国ノ陸軍現行法律規則及命令ニ服従スヘシ、総テ不従順ノ行為アルトキハ俘虏ニ対シテ必要ナル嚴重手段ヲ施スコトヲ得

逃走シタル俘虏ニシテ其軍ニ達スル前又ハ之ヲ捕獲シタル軍ノ占領セル地方ヲ離ルル前ニ、再ヒ捕ヘラレタル者ハ懲罰ニ付セラルヘシ

俘虏逃走ヲ遂ケタル後再ヒ俘虏ト為リタル者ハ、前ノ逃走ニ対シテハ何等罰ヲ受クルコトナシ

第十条 俘虏ハ其ノ本国ノ法律カ之ヲ許ストキハ宣誓ノ後解放セラルルコトアルヘシ。此場合ニ於テハ本国政府並之ヲ捕獲シタル国ノ政府ニ対シ一身ノ名譽ヲ賭シテ誓約ヲ嚴密ニ履行スルノ義務ヲ有ス

前項ノ場合ニ於テ俘虏ノ本国政府ハ之ニ対シ其ノ宣誓ニ違反スル勤務ヲ命シ、亦ハ之ニ服セムトノ申出ヲ受諾スヘカラサルモノトス

第十四条 戦闘開始ノ時ヨリ各交戦国及場合ニ依リテハ交戦者ヲ版図内ニ收容スル中立国ニモ俘虏情報局ヲ設置ス。情報局ハ俘虏ニ関スル一切ノ問合ニ答フルノ任務ヲ有シ、各当該官衙ヨリ俘虏ノ留置、移動、宣誓解放、交換、逃走、入院、死亡、其ノ他ノ俘虏ニ関スル銘々表ニ、番号、氏名、年齢、本籍地、階級、所屬部隊、負傷並捕獲負傷及死亡ノ時日及場所其他一切ノ備考ヲ記載スヘシ。(後略)

第十七条 俘虏將校ハ本国ノ規則ニ其ノ規定アルトキハ俘虏ノ地位ニ在リテ給与セラルヘキ給料ヲ受クルコトヲ得但シ右ハ其ノ本国政府ヨリ償還スヘキトス

第十八条 俘虏ハ陸軍官衙ノ定メタル秩序及風紀維持ニ関スル法則ニ服従スルノ範囲内ニ於テ宗教ヲ遵行スルノ自由ヲ許サレ、且其ノ宗門ノ礼拝式ニモ亦参与スルコトヲ許サルヘシ

(73) 陸軍省『明治三十七八年戦役俘虏取扱顛末』(以下、『顛末』と略す)有斐閣、一九〇七年、一七頁。

(74) 前掲、『顛末』附録五一頁。

(75) 前掲、喜多論文を参照されたい。

(76) 『法令全書』明治年間第三四卷―二、原書房、一九八四年、二四九―二五三頁。

- (77) 上法快男『陸軍大学校』芙蓉書房、一九七三年、一六〇頁。
- (78) 『法令全書』明治年間第三四卷―二、原書房、一九八四年、二四九―二五三頁。
- (79) 「陸軍大学校教育綱領」(参謀本部『秘密日記 明治四〇年 庶秘号』所収)
- (80) 有賀長雄「日本軍隊に於ける公法觀念の普及」(『日露戦争実記』第二八編、博文館、一九〇四年、所収)を参照された
い。
- (81) 前掲、喜多論文を参照されたい。
- (82) 『兵卒教科書問答』第二版、金城堂、一八九九年、二二四―二三二頁をまとめた。これらの軍隊に関する参考書について、
一之瀬俊也『明治・大正・昭和軍隊マニュアル―人はなぜ戦場に行ったのか―』光文社新書、二〇〇四年が詳しい。これら
参考書は、兵士が徴兵されて故郷におくる手紙の文例集や、入隊にあたっての法律問題など軍隊にまつわる様々な事が紹介
されている。
- (83) 海軍省編『海軍制度沿革史』一二卷、原書房、一九六二年、一四四―一四七頁。
- (84) 前掲、喜多論文を参照されたい。
- (85) 前掲、海軍省編、一五九―一六〇頁。
- (86) 前掲、喜多論文を参照されたい。
- (87) 大濱徹也『庶民の見た日清日露戦争―帝国への歩み―』刀水書房、二〇〇三年、一三四頁。
- (88) 松村正義『日露戦争と金子堅太郎』新有堂、一九八〇年を参照されたい。
- (89) 有賀前掲、一五四頁。なお、ロシア皇帝がアレキサンドル二世の時代にブリュッセル宣言は制定された。
- (90) 有賀長雄『日露陸戦国際法論』偕行社、一九二二年、五二四―五二五頁。
- (91) 陸軍省編『明治三七、八年戦役陸軍政史』第八卷(復刻版)、湖南堂書店、一九八三年、四三〇―四三一頁。
- (92) 前掲、才神、八八―九二頁。
- (93) 前掲、陸軍省編、四四三頁。
- (94) 『法令全書』明治年間第三七卷―四、原書房、一九八六年、二七頁。
- (95) ソフィア・フォン・タイル著、小木曾龍、小木曾美代子訳『日露戦争下の日本―ロシア軍人捕虜の妻の日記』新人物往来

社、一九九一年、一六二頁。

(96) 前掲、「顛末」、附表第一三号を参照されたい。

(97) 長繩光男『ニコライ堂の人々―日本近代史のなかのロシア正教会―』現代企画室、一八九八年、一六六頁。

(98) 同上、長繩、一六九―一七〇頁。

(99) ニコライ著、中村健之介、中村喜和、安井亮平、長繩光男訳『宣教師ニコライの日記抄』北海道大学図書刊行会、二〇〇〇年、三二〇―三二二頁。

(100) 前掲、大濱、一二八―一三二頁。

(101) 鈴木敏夫『日本国内の収容所にいたロシア軍捕虜』私家版、一九九七年によると、姫路収容所の話として、怒りの捌け口として、ロシア人捕虜に危害を加えようとする者もいた。逆に浜寺収容所では、ぼろぼろの軍服に身を包みトボトボと行進してくる捕虜を見て、戦場で失った身内の無念を晴らそうと、ロシア人を罵倒してやろうと思っていた気持ちを使い、急に憐憫の情が湧き罵倒することが出来なくなった者もいる。

(102) 前掲、有賀、一一九―一二三頁。なお、規律的な観点から見ると人夫の使用は好ましくないとのことだが、秦郁彦編『日本陸海軍総合辞典』東京大学出版会、一九九一年によると、日清戦争での人夫の数は、約一〇万人におよび、その給与は一般兵の一〇倍に及んだ。第二補充兵の人数は約一―二万人（二千人であり、金銭的な面でも補充輸卒は大きく貢献した。

(103) 前掲、篠田、六〇三―六〇四頁。

(104) 前掲、有賀、一三〇頁。

(105) 同上、有賀、一三一―一三八頁。

(106) 同上、有賀、一四一―一四二頁。

(107) 同上、有賀、一四二―一四三頁。

(108) 同上、有賀、六三一―六四四頁。

(109) 同上、有賀、六九三―六九五頁。なお同書では、七〇四―七〇五頁に、戦利武器を窃取した者に対する処罰の一例が掲載されている。窃取した清国人を死刑に処した例もある。

(110) 同上、有賀、一七二頁。

- (111) 同上、有賀、一七四頁。
- (112) 「第二軍臨時俘虜整理委員会規定」(同上、有賀、一七七〜一七八頁に所収。)
- (113) 同上、有賀、一七八〜一八三頁。
- (114) 前掲、『顛末』附表第二〇号、二二二号、二二三号
- (115) 同上、『顛末』一一七〜一一八頁。
- (116) 同上、『顛末』二二五〜二三〇頁。
- (117) F・クプチンスキー、小田川研二訳『松山捕虜收容所日記―ロシア将校の見た明治日本―』中央公論社、一九八八年。一五一頁。この医師たちとは、後から来た別の医師グループには、「百年目の医師」と呼び侮辱した。こちらでも治療することはなかったという。
- (118) 「戦場掃除規則」「戦場掃除及び死者埋葬規則」(前掲、有賀、二五六〜二六二頁に所収。)
- (119) 同上、有賀、二六八頁。有賀の著作には射撃したという事実しか載っていない。小論では戦場における清国人の取扱いは詳しくない。確かに、清国のような中立国の住民をどう扱うか重要な問題であろう。その点に関しては小論とは別の、次なる課題としたい。
- (120) 前掲、有賀、(一)〜二八頁。
- (121) 前掲、クプチンスキー、二二二頁。
- (122) 同上、クプチンスキー、二二二頁。
- (123) 大江志乃夫『兵士たちの日露戦争』朝日選書、一九八八年、を参照されたい。
- (124) 前掲、『顛末』附表第三号、参照。
- (125) 同上、『顛末』附表第三号、参照。
- (126) 『法令全集』明治年間第三七卷―五、原書房、一九八六年、四一〜四五頁。
- (127) 前掲『顛末』四〜五頁。
- (128) 『法令全集』明治年間第三七卷―五、原書房、一九八六年、二八二〜二八七頁。
- (129) 前掲『顛末』九六〜九七頁。

- (130) 前掲、才神、六八〇六九頁。
- (131) 前掲、陸軍省編、八九六〇八七五頁。
- (132) 同上『顛末』九九頁〜一〇〇頁。
- (133) 同上『顛末』一二〇〜一二三頁。
- (134) 桜井忠温「顔」(桜井忠温『桜井忠温全集』第六卷、日本図書センター、二〇〇〇年、四四五〜四四六頁。)
- (135) 水野広徳「此一戦」(復刻版) 明元社、二〇〇四年、二七〇〜二七一頁。
- (136) 前掲、クプチンスキー、一五六頁。
- (137) 有賀前掲、二〇一頁。
- (138) 前掲、『顛末』附表第三号。
- (139) 同上、『顛末』二三八頁。革命派のロシア人捕虜への工作は、和田春樹『ニコライ・ラッセル―国境を越えたナロードニキー』上下巻、中央公論社、一九七三年。が詳しい。捕虜の帰還期になると兵卒と将校の仲は著しく悪くなっている。例えば、兵卒がロジェストウエンスキーバルチック艦隊司令に不敬な態度をとったので、同司令は憤慨したなど、まとまりに欠けていた。ポーランド人の工作は、稲葉千晴「松山収容所のポーランド人捕虜問題」(松山大学編『マツヤマの記憶』成文社、二〇〇四年所収。)が詳しい。
- (140) 伊藤信哉「捕虜の経費を負担したのは誰か」(松山大学編『マツヤマの記憶』成分社、二〇〇四年所収)
- (141) 『新愛知』一九〇五年一月分から一九〇七年二月分の記事に拠った。
- (142) 『新愛知』一九〇四年一月一六日付、東委員長の話は、『扶桑新聞』一九〇四年一月二三日付に掲載。「当日は最も多数の巡查憲兵等を配置し此等を予防す可しと雖も、其完きを得んには勢い之を観覧者の自尊心にまたざる可からず」と注意を呼びかける。
- (143) 『新愛知』一九〇四年一月三〇日付
- (144) 前掲『顛末』附表四号
- (145) 前掲、陸軍省編、四三三頁。
- (146) 同上、陸軍省編、四二八頁。

- (147) 『新愛知』一九〇五年一月二〇日付
前掲、平岩論文、参照。
- (148) 『新愛知』一九〇五年四月二一日付
- (149) 『新愛知』一九〇五年四月九日付
- (150) 『新愛知』一九〇五年四月三〇日付
- (151) 『新愛知』一九〇五年四月三〇日付
- (152) 『新愛知』一九〇五年五月一四日付
- (153) 『新愛知』一九〇五年五月五日付
- (154) 『新愛知』一九〇五年五月二四日付
前掲、陸軍省編、四七一～四七四頁。
- (155) 野村健二『捕虜の虐待と優遇―人道のひとつの側面―』平和文化、二〇〇〇年、一四三頁。
- (156) 前掲、陸軍省編、五一二～五一三頁と五二二～五二四頁。
- (157) 同上、陸軍省編、五二四～五二五頁。
- (158) 『新愛知』一九〇五年九月二〇日付。
- (159) 『新愛知』一九〇五年一月一日付。違約金は二〇円だった。熱田遊郭の協会で、当時、捕虜を入店させない決議を出していたが、そのうちの一家が講和後に決議を破り捕虜を入店させた。なお、違反した店は講和後に入店させたから捕虜は捕虜でないから問題ないと抗弁したとのことである。
- (160) 前掲、高橋、増補一～三頁。
- (161) 小山精一郎「現戦争中の俘虜待遇」(『国際法外交雑誌』第一六卷第一〇号、一九一八年所収)
- (162) 立作太郎『戦時国際法』日本評論社、一九三〇年。
- (163) 立作太郎『戦争と国際法』外交時報社、一九一五年、附録一九二頁。さきの日露戦争でも、旅順要塞攻略戦で同じく、非戦闘者、中立国国民などの退去勧告をしている。
- (164) 近藤申一「対独宣戦布告と陸海軍の作戦行動」(奥村房夫監修『近代日本戦争史』第二編、同台経済懇話会、一九九五年所収)八一～九七頁。

(166) 『大正三年乃至九年戦役俘虜ニ関スル書類』(防衛研究所蔵) 附表第一号、二号参照。尚、今後は『書類』と略す。この書類は、第一次世界大戦期の日本における捕虜に関するものである。全部で九〇〇枚以上に及ぶ大著である。しかも、これは、頁数が部分的に記されている部分もあるが、通して頁数が表記されていない。そのため、章と節などの数をあげることとする。

(167) 同上、『書類』、第一章第一節参照。附表第二号では青島での解放捕虜が七六名と表記されている。これはイギリス軍に引き渡された捕虜のことである。

(168) 前掲、近藤、九七〜九八頁。

(169) 前掲、『書類』、第一章第一節参照。

(170) 名古屋収容所『俘虜将校以下に就き調査したる要件』(防衛研究所蔵)。

(171) 頼田一二郎『デモ私立ッテマスーユーハイム物語』株式会社ユーハイム、一九六八年。三〜七頁。

(172) 『大正三年戦役意見集』(防衛研究所蔵) 一〇五三頁。

(173) 前掲、立、附録一八一〜一八四頁。

(174) 前掲、『書類』、第二章第一節参照。

(175) 同上、『書類』第二章第二節参照。

(176) 同上、『書類』、第一章第一節参照。

(177) 「俘虜収容所設置ニ関スル件」(『欧受大日記』大正三年十二月、所収)

(178) 静岡は「俘虜収容所依頼ニ関スル件」(『欧受大日記』大正三年十二月、所収)、和歌山は「俘虜収容所設置ニ関スル件」(『欧受大日記』大正三年十一月、所収)にそれぞれ収録されている。

(179) 前掲、才神、一二五〜一二七頁。

(180) 前掲、『書類』、第一章第四節参照。

(181) 同上、『書類』、第一章第二節。東京収容所の話は第五章を参照。

(182) 同上、『書類』、第一章第二節を参照。

(183) バーディック、メースナー著、林啓介『板東ドイツ人捕虜物語』海鳴社、一九八二年、三六〜六八頁を参照。

- (184) 習志野市教育委員会編『ドイツ兵士の見たニッポン』丸善、二〇〇三年、二七～二八頁。
- (185) 同上、『書類』、第一章第二節参照。俘虜取扱細則には、被服補修費として月額で、准士官五円、下士官一円、兵卒五〇銭と定めている。
- (186) 同上、『書類』、所収。
- (187) 同上、『書類』、所収。
- (188) 同上、『書類』、所収。
- (189) 鹿島平和研究所『日本外交史』第一二巻、鹿島平和研究所、一九七一年、一一八～一二六頁。
- (190) 秦郁彦『日本人捕虜』上巻、原書房、一九九八年、二〇～二二頁。
- (191) 松下芳男『日本軍制史論』図書刊行会、一九八八年を参照されたい。
- (192) 名古屋俘虜收容所『名古屋俘虜收容所業務報告書』一九二〇年（以下、「報告書」と略す）、（名古屋市政史料館蔵）、二四頁参照。
- (193) 『新愛知』一九二四年一月二七日付。
- (194) 前掲、『報告書』一二～一四頁。
- (195) 同上、『報告書』一四～一六頁。
- (196) 同上、『報告書』二三～二五頁。
- (197) 同上、『報告書』二六頁。
- (198) 『新愛知』一九一九年二月五日～二〇日までをまとめた。
- (199) 同上、『報告書』二六～二九頁。
- (200) 同上、『書類』三五～三七頁。
- (201) 『驀進一〇〇年―鉄道車両とともに―』第一部、日本車両製造株式会社、一九九七年、四一頁。
- (202) 『日清製粉株式会社史』日清製粉株式会社、一九五五年、一〇〇頁。
- (203) 岡戸武平『パン半世紀―シキシマの歩んだ道―』中部経済新聞社、一九七〇年、三三～三五頁。
- (204) 校條善夫「名古屋收容所覚書」（『青島戦ドイツ兵俘虜收容所』創刊号、鳴門ドイツ館、二〇〇三年所収。）名古屋收容所

に関しては校條氏の研究がある。この研究は主に、ドイツ人捕虜と市民の交流を中心としている。ただし、タイトルが「覚書」となっているように中間報告的な性格なものであるから、いまのところ結論が出ていない。校條氏は当時の捕虜の労働先で現在も存続している企業の社史など丹念に調査され、ノリタケの社史編纂室にも問い合わせをしたところ、同社の社史編纂委員も捕虜が労働に来ていたことを校條氏より聞かされて初めて知ったとのことであった。

参考文献一覧

- ・秋山雅之助、高橋作衛『国際公法』和仏法律学校、一九〇三年。
- ・安藤秀國、森孝明『陣営の火』—第一次世界大戦時における松山のドイツ人俘虜収容所新聞—（『愛媛大学法文学部論集人文学科編』第一三号、二〇〇二年、所収）
- ・『青島戦記』朝日新聞、一九一四年。
- ・有賀長雄『日清戦役国際法論全』陸軍大学校、一八九六年。
- ・有賀長雄『日露戦役国際法論』偕行社、一九一一年。
- ・有賀長雄『赤十字条約編』日本赤十字社、一八九四年。
- ・有賀長雄『大日本歴史』下巻、博文館、一九〇八年。
- ・有賀長雄『日本軍隊に於ける公法觀念の普及』（『日露戦争実記』第二八編、博文館、一九〇四年、所収）
- ・有賀長雄『仏文著述苦心談』（『国際法雑誌』第一〇巻第九号、一九一二年、所収）
- ・足立純夫『国際人道法再認識への道』（『法と秩序』七四号所収、一九八三年）
- ・飯森明子『赤十字国際会議と東京招致問題』（『常磐国際紀要』第六号、二〇〇二年、所収）
- ・一又正雄『日本の国際法学を築いた人々』日本国際問題研究所、一九七四年。
- ・一之瀬俊也『明治、大正、昭和軍隊マニユアル—人はなぜ戦場に行ったのか—』光人社新書、二〇〇四年。
- ・池田洋三『わすれかけの街』愛媛新聞社、一九七五年。

- ・井上密『赤十字主義』日本赤十字社、一九〇八年。
- ・井上忠男『戦争と救済の文明史―赤十字と国際人道法のなりたち―』PHP新書、二〇〇三年。
- ・石光真人編著『ある明治人の記録―会津人柴五郎の遺書―』中公新書、一九七一年。
- ・石黒忠憲『懐旧九十年』岩波書店、一九八三年。
- ・石黒忠憲『赤十字幻燈』日本赤十字社、一八九一年。
- ・石黒忠憲『赤十字幻燈演述の大意』日本赤十字社、一八九一年。
- ・宇野武彦『習志野のロシア捕虜収容所』<http://www.city.narashino.chiba.jp/siyakusyo/kyouiku/nichiro/index.html>
- ・奥村房夫監修『近代日本戦争史』第一、二巻、同台経済懇話会、一九九五年。
- ・大谷敬二郎『捕虜』図書出版社、一九七八年。
- ・大江志乃夫『日露戦争の軍事的的研究』岩波書店、一九七六年。
- ・大江志乃夫『兵士たちの日露戦争』朝日選書、一九八八年。
- ・大谷正『旅順口虐殺事件の一考察』（『専修法学論集』第四五号、一九八七年三月、所収。）
- ・大蔵省『明治大正財政史』第五巻財政経済会、一九五六年。
- ・大濱徹也『庶民のみた日清日露戦争―帝国への歩み―』刀水書房、二〇〇三年。
- ・大沼保昭編『国際法、国際連合と日本』弘文堂、一九八七年。
- ・大山梓『東京裁判と捕虜虐待』（『国際法外交雑誌』第八二巻第一号、一九八三年、所収）
- ・大山梓『日露戦争と捕虜』（『廣島法学』第三巻第三号、一九七九年、所収）
- ・オリーブ・チェックランド著、工藤教和訳『天皇と赤十字―日本の人道主義百年―』法政大学出版局、二〇〇二年。
- ・大塚信一編『戦争と軍隊』岩波書店、一九九九年。
- ・鹿島平和研究所『日本外交史』第二二巻、鹿島平和研究所、一九七一年。
- ・海軍教育本部編『帝国海軍教育史』第一―九巻、原書房、一九八三年。
- ・海軍省『海軍制度沿革』第一二巻、原書房、一九五九年。
- ・垣本せつ子『板東収容所新聞「デイ・バラック」の中のドイツ』（東洋大学国際地域学部『国際地域学研究』第二号、一九九

九年、所収)

- ・川俣馨一『日本赤十字社発達史』一九〇八年。
- ・亀山美和子『近代日本看護史Ⅰ 日本赤十字と看護婦』ドメス出版、一九八三年。
- ・金石仲華『ニコライ大主教の弟子、鈴木九八伝』(私家版)、一九九三年。
- ・喜多義人「日本軍による戦争犯罪の原因に関する一考察」(『日本法学』第六四卷第三号、一九九八年、所収)
- ・喜多義人「日本陸軍の国際法普及措置―将校に対する国際法教育の検討―」(『日本法学』第六三卷第二号、所収)
- ・城戸正彦『戦争と国際法』嵯峨野書院、一九九六年。
- ・北野進『赤十字のふるさと―ジュネーブ条約をめぐって―』雄山閣、二〇〇三年。
- ・近藤恒次「豊橋ロシア人俘虜収容所始末」(『愛知大学総合郷土研究所紀要』第二三輯、一九七八年、所収。)
- ・黒野耐『参謀本部と陸軍大学校』講談社現代文庫、二〇〇四年。
- ・熊谷光久『日本軍と人的制度と問題点の研究』図書刊行会、一九九四年。
- ・県史編纂委員会『愛媛県史―近代史料編三卷―』一九八四年。
- ・小菅信子「太平洋戦争下日本軍による捕虜虐待の史的背景に関する考察」(『上智史学』第三七号、一九九二年、所収)
- ・小山精一郎「現戦争中の俘虜待遇」(『国際法外交雑誌』第一六卷第一〇号、一九一八年、所収)
- ・小池政行『国際人道法戦争にもルールがある』朝日選書、二〇〇二年。
- ・久留米市教育委員会『久留米市教育委員会、一九九九年。
- ・久留米市教育委員会『ドイツ軍兵士と久留米』久留米市教育委員会、二〇〇三年。
- ・陸奥宗光著、中塚明校注『新訂 蹇蹇録』岩波文庫、一九八三年。
- ・桜井忠温「顔」(『桜井忠温度全集』第八卷、日本図書センター、二〇〇〇年、所収)
- ・才神時雄『松山収容所』中公新書、一九六九年。
- ・才神時雄『メドヴェージ村の日本人墓標』中公新書、一九八三年。
- ・佐伯真一『戦場の精神史』NHK、二〇〇四年。
- ・信夫順平『戦時国際法講義』第一、四卷、丸善、一九四一年。

- ・信夫順平『戦時国際法提要』上下巻、照林堂、一九四三年。
- ・篠田治策『日露戦役国際公法』法政大学、一九一一年。
- ・鯖田豊之『戦争と人間の風土』新潮選書、一九六七年。
- ・鈴木敏夫『日本国内の収容所にいたロシア軍捕虜』私家版、一九九七年。
- ・上法快男『陸軍大学校』芙蓉書房、一九七三年。
- ・高野邦夫編『近代日本軍隊教育史料集』柏書房、二〇〇四年。
- ・『月星ゴム九〇年史』月星ゴム、一九六七年。
- ・田岡良一『戦争法の基本問題』岩波書店、一九四四年。
- ・田岡良一『戦時国際法、国際私法』日本評論社、一九四三年。
- ・立作太郎『戦時国際公法』日本評論社、一九三〇年。
- ・立作太郎『戦争と国際法』外交時報社、一九一六年。
- ・田辺良一『独逸兵俘虜北海道移住計画案―北海道農業史の一断章―』黍文学会、二〇〇〇年。
- ・高橋輝和『丸亀収容所からの匿名告発書』（『岡山大学文学部紀要』第三八号、二〇〇二年、所収）
- ・高橋輝和『米国外使館員による丸亀収容所調査報告』（『岡山大学文学部紀要』第三九号、二〇〇三年、所収）
- ・高橋輝和『一九一四年二月丸亀収容所発のドイツ宛書簡』（『岡山大学文学部紀要』第三七号、二〇〇二年、所収）
- ・筑波常治『B級戦犯と戦後思想』（思想の科学研究会編『共同研究 日本占領』一九七二年、所収）
- ・辻治太郎『国際公法提要』陸軍大学校、一九〇〇年。
- ・帝国癩兵慰藉会編纂『日本赤十字社発達史』一九〇六年。
- ・富田弘『板東俘虜収容所―日独戦争と在日ドイツ俘虜―』法政大学出版局、一九九一年。
- ・長縄光男『ニコライ堂の人々―日本近代史のなかのロシア正教会』現代企画室、一九八九年。
- ・日本赤十字社『日本赤十字社稿』第一〜三巻、日本赤十字社、一九二一〜一九二九年。
- ・日本赤十字社『太平洋戦争中の国際人道活動の記録』日本赤十字社、一九九四年。
- ・日本赤十字社愛知支部『百年史』日本赤十字社愛知県支部、一九八八年。

- ・日本赤十字社京都支部『忠愛』日本赤十字社京都支部、一九一〇年。
- ・ニコライ著、中村健之介、中村喜和、安井亮平、長縄光男『宣教師ニコライの日記抄』北海道大学図書刊行会、二〇〇〇年。
- ・『赤十字条約註釈』武揚堂、一九〇〇年。
- ・野村健二『人道のひとつの側面―捕虜の虐待と優遇―』平和文化社、二〇〇〇年。
- ・岡戸武平『パン半世紀―シキシマの歩んだ道―』中部経済新聞社、一九七〇年。
- ・校條善夫『名古屋収容所覚書』（『青島戦ドイツ兵俘虜収容所』創刊号、鳴門ドイツ館、二〇〇三年所収。）
- ・『驀進一〇〇年―鉄道車両とともに―』第一部、日本車両製造株式会社、一九九七年。
- ・『日清製粉株式会社史』日清製粉株式会社、一九五五年。
- ・額田一二郎『デモ私立ッテマス―ユーハイム物語―』株式会社ユーハイム、一九六八年。
- ・林啓介『板東俘虜収容所』井上書房、一九七八年。
- ・藤村道生『日清戦争』岩波新書、一九七九年。
- ・秦郁彦『日本人捕虜』上下巻、原書房。一九九八年。
- ・藤原彰『日本軍事史』上巻、日本評論社、一九八七年。
- ・井口和起『日露戦争の時代』吉川弘文館、一九九八年。
- ・長谷川伸『日本捕虜誌』上下巻、中央公論社、一九七九年。
- ・長谷川伸『印度洋の常陸丸』中央公論社、一九八〇年。
- ・檜山幸夫『日清戦争』徳間書店、一九九七年。
- ・堀田慎一郎『日露戦争のロシア軍捕虜と愛知県』（『愛知県史研究』第八号、二〇〇四年、所収。）
- ・広瀬健夫『日露戦争における日本兵捕虜についての一考察』（信州大学人文学部『人文学論集』第三二号、一九八七年、所収）
- ・川口武定『従征日記』熊本市教育委員会、一九七八年。
- ・古屋哲夫『日露戦争』中公新書、一九六六年。
- ・吹浦忠正『捕虜の文明史』新潮社、一九九〇年。

- ・吹浦忠正『赤十字とアンリ・デュナン』中公新書、一九九一年。
- ・尾野実信編『元帥公爵大山巖』大山元帥伝記刊行会、一九三三―一九三五年。
- ・秋山好古大将伝記刊行会編『秋山好古』一九三六年。
- ・法務大臣官房司法法制調査部編『戦犯釈放史』一九七六年。
- ・『兵卒教授書』歩兵第十六連隊、一八八九年。
- ・『兵卒教科書問答』(第二版)金城堂、一八九九年。
- ・兵事会編『要塞砲兵須知』鐘美堂、一九〇五年。
- ・『名古屋別院史』通史編、名古屋別院、一九九〇年。
- ・野澤基恭「日本における近代国際法の受容と適用―高橋作衛と近代国際法―」(『東アジア近代史』第三号、二〇〇〇年所収)。
- ・松村正義『日露戦争と金子堅太郎』新有堂、一九八〇年。
- ・松尾展成「日独戦争、青島捕虜と板東俘虜収容所」(『岡山大学経済学会雑誌』第三四卷第二号所収、二〇〇二年)。
- ・松尾展成「ザクセン王国出身の青島捕虜」(『岡山大学経済学会雑誌』第三四卷第二号、二〇〇二年、所収)。
- ・松下芳男『日本軍制史論』図書刊行会、一九八八年。
- ・松山俘虜収容所編『松山収容露国俘虜』松山収容所、一九〇七年。
- ・松山大学編『マツヤマの記憶』成文社、二〇〇四年。
- ・水島行楊『松山ハリストス復活聖堂』正教会事務所、一九一一年。
- ・水野広徳『此一戦』明元社、二〇〇四年。
- ・棟田博『兵隊百年―明治のこころ―』清風書房、一九六八年。
- ・棟田博『日本人とドイツ人』光人社NF文庫、一九九七年。
- ・『どこにしようよと、そこがドイツだ』鳴門市ドイツ館、二〇〇〇年。
- ・中井晶夫「日本の非軍国主義化とドイツの非ナチ化」(加藤周一編『第二次世界大戦と現代』東京大学出版会、一九八六年、所収)。
- ・神田文人「第一次世界大戦前の日本の俘虜処遇とその転換」(『横浜私立大学論集』四五―一、一九九四、所収)。

- ・南次郎「我が陸軍と国際法」(『外交時報』六八五号、一九三三年所収。)
- ・吉田景保『ドイツ俘虜の郵便―日本にあった收容所の生活―』日本風景社、一九八二年。
- ・安岡昭男「日本における万国公法の受容と適用」(東アジア近代史学会『東アジア近代史』第二号所収、一九九九年)
- ・山田理恵『俘虜生活とスポーツ―第一次世界大戦下の日本におけるドイツ兵俘虜の場合―』不昧堂出版一九九八年
- ・安宅温『父の過去を旅して』ポプラ社、一九九七年。
- ・吉川龍子『日赤の創始者佐野常民』吉川弘文館、二〇〇一年。
- ・参謀本部編『明治二七、八年戦役統計書』下巻 防衛研究所蔵
- ・陸軍省編『明治三十七八年戦役俘虜取扱顛末』有斐閣、一九〇七年。
- ・陸軍省編『日露戦争統計集十五 刑罰、占領地行政、俘虜、日本赤十字社及篤志救護者、恤兵、雜』東林書院、一九九五年。
- ・陸軍省編『明治三七、八年戦役陸軍政史』第八卷、湖南堂書店、一九八三年。
- ・陸軍省『明治三七、八年戦役俘虜取扱顛末』有斐閣、一九〇七年。
- ・習志野市教育委員会編『ドイツ兵士の見たニッポン』丸善、二〇〇三年。
- ・和田春樹『ニコライ・ラッセル―国境を越えるナロードニキー』上下巻、中央公論社、一九七三年。
- ・名古屋俘虜收容所『名古屋俘虜收容所業務報告書』一九二〇年。名古屋市政資料館蔵。
- ・名古屋俘虜收容所『俘虜将校以下に就き調査したる要件』防衛研究所蔵。
- ・名古屋俘虜收容所『独逸人北海道移住ニ関スル趣意書』一九一八年。北海道大学図書館蔵。
- ・『大正三年乃至九年戦役俘虜ニ関スル書類』防衛研究所蔵。
- ・『大正三年戦役意見集』防衛研究所蔵。
- ・参謀本部編纂『大正三年日独戦役』上下巻、東京偕行社、一九一六年。
- ・蜷川新『興亡五十年の内幕』六興出版社、一九五三年。
- ・蜷川新『黒木軍と戦時国際法』清水書店、一九〇五年。
- ・蜷川新「欧州大戦と俘虜」(『国際法外交雑誌』第二〇巻第五号、一九二二年、所収。)
- ・C・バーディック、U・メースナー著、林啓介訳『板東ドイツ人物語』海鳴社、一九八二年。

- ・ F・クプチンスキー著、小田川研二『松山捕虜收容所―ロシア将校のみた明治日本―』中央公論社、一九八八年。
- ・ M・トレッリ著、斉藤恵彦訳『国際人道法』白水社、一九八八年。
- ・ S・フォン・タイル著、小木曾龍、小木曾美代子訳『日露戦争下の日本―ロシア軍人捕虜の妻の日記』新人物往来社、一九九一年。
- ・ 屋亮一『会津落城』中公新書、二〇〇四年。
- ・ 高橋作衛『戦時国際法要論』（第四版）清水書店、一九二一年。
- ・ 高橋作衛『戦時国際法理先例論』（再版）東京法学院大学、一九〇四年。
- ・ 『新修 名古屋市史』第五、六卷、二〇〇〇年。
- ・ 松下芳男『日本軍制史論』図書刊行会、一九八八年。